





三つ折の紙に書かれた  
書翰の断片を綴じた  
巻

由緒不明の信封の  
片断が数枚見付た  
おもしろい書翰の  
断片を綴じた  
巻  
三つ折の紙に書かれた  
書翰の断片を綴じた  
巻

但し三折の紙に書かれた  
書翰の断片を綴じた  
巻  
おもしろい書翰の  
断片を綴じた  
巻

一休の書翰の断片を綴じた  
巻  
おもしろい書翰の  
断片を綴じた  
巻

おもしろい書翰の断片を綴じた  
巻  
おもしろい書翰の断片を綴じた  
巻

三つ折の紙に書かれた  
書翰の断片を綴じた  
巻



御覽 存 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文

御覽 貴 員 人 在 田 海 官 へ 書 きた 文







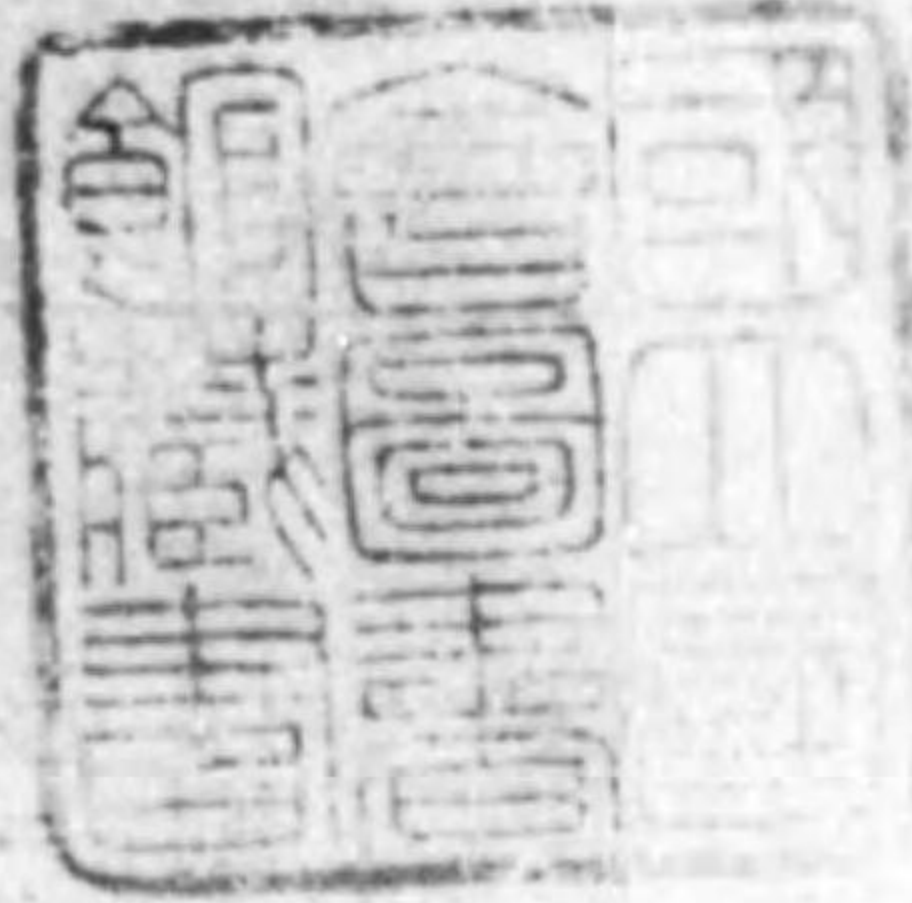
17

例言

- 一。東湖先生ニ關スル材料ヲ蒐集スル者、數年。頃日、閑暇無事、乃チ筆ヲ命ジテ、此冊子ヲ成ス。
- 一。此冊子、筆硯多事ノ際ニ成ルト雖、立論、皆事實ニ基キ。考證、根據有リ。漫ニ空想ヲ逞ウスルモノト相反ス。
- 一。印刷中、先生ニ關スル材料ヲ得タルモノ、甚タ多ク、文中刪除スベキモノ、亦尠ナシト爲サズト雖、他日ヲ待テ再訂完璧ヲ期ス。
- 一。篇中人物ノ稱呼ハ、重ニ姓ヲ用ウルヲ主トシ、時ニ或ハ號、或ハ字ヲ用ウル所アリト雖、必ズシモ其間ニ輕重アルニ非ズ、又文章字句ノ誤謬等ハ、再版ノ日ヲ待テ、之ヲ訂正スベシ。
- 一。材料ノ供給ニ付テハ、先輩同志及ビ友人ノ手ヨリ、寄送セラレタルモノ、多シ。因テ茲ニ之ヲ謝ス。

明治三十年三月盡





• 337152

小序

幽庭寂寂、花開き花落つ。此間吾人の心頭に上るものは、宇宙内の事のみ。

亞細亞大陸一大變局の機に處し、士の身を以て五洲の安危に任ずる者、幹乾旋坤の手無かるべからず。而して近世東方の英靈男兒たる東湖藤田先生の經綸を把り將て、我心胸を開拓する、豈寸補無しと爲さん耶。區區たる蝸牛角上の事、暫く兒曹に付すべきのみ。

こゝに小冊子。率爾の作。固より先生の心胸面目を描き、雖も、其迹に泥まらずして、其眞を會し、宇宙



は、願ふに其人に在らん哉。

明治三十年春三月盡

千山萬水樓主人識

12.8 H 982 K 2 h

### 東湖藤田先生年譜

- 文化三年（丙寅）三月十一日、先生水戸梅巷に生る。  
此歳は、普瀨士の危念存亡に陥りし時にして、スタインが普國の爲に内閣改造の意見を建てたるも此際在り。
- 同 五年（戊辰）先生年三歳。父幽谷に隨て濱田郡の官舎に移る。後二年にして、梅巷の廬に歸る。
- 同 八年（辛未）先生年六歳。孝經を父に授けらる。また句讀を堀川文淵に受く。
- 文政二年（己卯）先生年十四。豊田天功と共に江戸に上り、父の舎に寓し、始めて當時の儒者龜田鵬齋、太田錦城の徒を見る。また岡田十松の門に遊び、劍技を講す。未だ幾ならずして郷に歸る。
- 同 七年（甲申）先生年十九。英人常陸大津村に上陸す。先生事に攘夷に従はんとし果さず。所謂先生三決死の一。
- 同 八年（乙酉）江戸に上り、原雅言の舎に寓し、文武を講し、尋て郷に歸る。
- 同 九年（丙戌）江戸に上り、伊能一雲齋に従て槍法を學ぶ。  
此歳十二月朔。幽谷先生卒す。
- 同 十年（丁亥）先生年二十四。進物番と爲り、彰考館編脩に補せられ。尋て彰考館總裁の職



●同十二年(己丑)十月哀公病篤し、先生、同志と共に江戸に上り、繼嗣の事を論ず。所謂先生を攝す。館中の大變五事を論ず。

三決死の二。

●天保元年(甲寅)先生、郡奉行と爲り、八田に徙り、尋て太田に徙る。

此歳十月八日、烈立立つ。

●同三年(壬辰)先生、通事に轉し、江戸に徙る。

●同四年(癸巳)烈公藩に就く。始めて藩政改革に着手す。

●同五年(甲午)烈公、山陵修復の議を上る。また、北海開拓の議を建つ。

●同六年(乙未)先生、政府吏と爲る。

●同八年(丁酉)烈公、軍禮を後樂園に行ふ。此歳大鹽平八郎亂を起す。

●同十年(己亥)先生、辭職を乞ふ。先手物頭の班を以て、史館の編修に補す。尋て擢てられて側用人と爲る。

●同十一年(庚子)藩政改革の結果として、經界及び學校の事業、容ほ緒に就き、文教武備、頗る觀るべし。先生の翼賛、與りて力有り。

此歳烈公、藩に就き、陸軍大演習(追鳥狩)を千波原に行ふ。上皇崩す。烈公、證號を上りて古制に復せんとを請ふ。

●同十二年(辛丑)前將軍家齊薨す。水野越州始めて幕政改革に着手す。

此歳、烈公巨礮を鑄造す。弘道館を建つ。

●同十三年(壬寅)烈公佛像を毀ちて、銃礮を鑄造せしむ。始めて銃陣を編制して太極陣と曰ふ。

●同十四年(癸卯)烈公、家慶將軍に從て、日光廟に謁す。先生また隨ひ、馬より墮ちて傷く。將軍、烈公の治績を賞し。寶刀鞍轡及び黃金を賜ふ。

六月、烈公藩に就く。弘道館中醫學館成る。

七月、幕府文政打拂の令を廢す。

此歳、英國、清國と戦ひ上海を取り、南京條約を締結す。

●弘化元年(甲辰)先生年三十九。烈公に隨て江戸に上り、職を罷はれて、礪川邸舎に整居せらる。先生自及して公の冤を訴へんとす。所謂三決死の三。戸田蓬軒も亦整居。

此歳五月、烈公整居。世子順公封を襲く。十一月烈公謹慎を解かる。而かも政に預るとを得ず。

●同二年(乙巳)先生小梅の謫居に徙る。「回天詩史」成る。

●同四年(丁未)除日、小梅の謫居より赦されて水戸に歸るとを得。而かも猶命に依りて謹慎す。病有り。「こゝろのあと」を作りて高橋袖門に與ふ。



此歳、孝明天皇即位。  
盤居中「弘道館述義」成る。

●嘉永二年(己酉)八月先生始めて謹慎を解かる。

此歳三月、烈公、藩政に預るとを得。

●同六年(癸丑)六月三日、米國水師提督ペルリ浦賀に來りて通商を乞ふ。七月十九日露國水師提督グリーチャチン長崎に來る。

此歳六月、先生、湯岐の温泉に浴し病を養ふ。歸途、公命に接し、七月江戸に上り、側用人の職に復す。後ち學校奉行を兼ぬ。

烈公、幕府の内閣顧問と爲り。十條五事を論じ、また巨砲七十四門を幕府に獻ず。旭日丸を造る。家定征夷大將軍と爲る。前將軍家慶薨す。

此歳十月、結城實壽、罪有り終身禁錮に處せらる。

●安政元年(甲寅)一月ペルリ再航、三月神奈川條約成る。

●同 一二年(乙卯)十月二日江戸地大に震ふ、先生、此日を以て卒す。年五十。

## 藤田 東湖

### 目 次

#### 前 篇

第一、東湖	一
第二、郷里	三
第三、幽谷	六
第四、庭訓	一〇
第五、青年時代	一四
第六、祿仕	二二
第七、烈公ノ襲封	三四
第八、牧民官トシテノ東湖	四四
第九、黨派ノ衝突	五〇
第十、天保時代ト東湖	七四



第十一、國政革新	八三
第十二、均田	八九
第十三、修文	九五
第十四、尙武	一〇〇
第十五、北海經略	一〇八
第十六、結城と東湖	一一九
第十七、謫居	一三七
第十八、東湖と幸貫	一五〇
第十九、東湖と閑叟	一五五
第二十、東湖と矢部	一六〇
第二十一、東湖と伯民	一六七

藤田東湖

後篇 目次

第一、雪冤	一七三
第二、水野越州と阿部勢州	一八二
第三、幕府と外交	一九四
第四、阿部勢州と烈公	二〇三
第五、尊王	二一一
第六、攘夷	二二〇
第七、開國	二三五
第八、東湖と小楠	二四九
第九、東湖と象山	二五六
第十、岩瀬と川路	二六五



(150-6-55)

四

第十一、東湖ト齊彬	二七三
第十二、東湖ト南洲	二八一
第十三、東湖ト容堂	二八八
第十四、東湖ト長岡	二九三
第十五、兩田	二九九
第十六、最後	三〇九
第十七、東湖ト文儒社會	三一三
第十八、家庭ニ於ル東湖	三一九
第十九、教訓	三三一
第二十、性行	三四一
第二十一、表誠碑	三五三
第二十二、經世家トシテノ東湖	三五九

# 藤田東湖

川崎紫山著

## 前篇

### 第一

#### 東湖

百世ヲ曠  
ウシテ相  
感ス

「瀟川みを捨てこそ橘のかくはしき名も世に流れけれ」と詠じ、たゞ一副の眞骨頭、百世を曠うして楠公に感したる藤田東湖は、如何なる時代に生れ、如何なる事業を建て、如何なる教訓を垂れたる歟。吾れ、東亞の乾坤多事にして、神州人無きを嘆ずる毎に、未だ嘗て斯人を憶ひ起さざらんばあらず。

東湖藤田先生、名は彪、字は斌卿、彪及斌卿の名字は幽谷の名くる所、東湖は其號。虎之助と稱し、後誠之進と更む。誠之進とは順公の親ら賜ふ所。父は幽谷先生藤田一正。母は丹氏梅子。文化三年（丙寅）三月十六日、常陸水戸城の西、仙波湖の東、梅巷に生れ、安政二年（己卯）十月二日夜、震災に罹りて江戸礪川の邸舎に卒す。年五十。



政治的生  
涯

施設偉ニ  
教訓朽チ  
ス  
浩然トシ  
テ獨リ存  
ス

東湖、年二十四。哀公に事へて、進物番と爲り、彰考館總裁を攝し、烈公の時。郡奉行。通事を経て、側用人に陞り、弘化二年（甲辰）烈公の罪を幕府に獲るや、小梅村に暫居し。嘉永六年（癸丑）再び起て海防の事を掌どり、尋て側用人に復し、學校奉行を兼ね、食祿二百石より六百石に至る。

東湖の政治的生涯を案するに其前半の生涯は、建設的政治家として經天緯地の手腕を顯はし、後半の生涯は、革命的政治家として驚天動地の力量を示せり。前半の歴史は、文政の末年、烈公の襲封に始まり、天保の革政、弘化の初年、烈公の幽閉に終る。其間、實に十有六年、即ち彼の年二十四より三十九に至る。後半の歴史は、嘉永癸丑米糧の來航より安政乙卯に終る。其間、僅に三年。即ち彼の年四十八より五十に至るまでに過ぎざりき。

東湖、匹夫より起ち、其志は、則ち五洲を捲て皇朝を仰がしめんと期し。其身は則ち大帝國の安危を以て任ぜり。而して其政治的生涯、比較的短命なりしと雖、其規模、偉とすべく。其經綸的抱負、當世に展ぶることを得ざりしと雖、其教訓朽ちず。建設的政治家として、其作用、一藩に施したるに止まるも、革命的政治家としては、天下を風動せり。是れ豈天地の化に參し、盛衰の運に關し、浩然として、獨り存するものに非ずや。

人物ノ大

東湖ノ先  
小野墓ヨ  
出ツ

東湖ノ母  
丹氏

東湖は大思想家にあらざ。然れども、大策略、大果斷、大手腕、大氣魄有りて、而かも銀河九天を捲くが如き雄辯を有するに至ては、則ち嘉永安政時代に於て、一頭地を抜ける經世家と謂はざるを得ず。嘗て聞く。泰山に登らざれば、天下の高きを知らず、泰山に登て日觀に登らざれば、泰山の高きを知らず、黄河を觀ざれば天下の深きを知らず、黄河を觀て龍門を觀ざれば黄河の深きを知らずと。余、以爲らく、東湖を見れば、人物の大を知らず、東湖を見て、其心腸を見れば、東湖の大を知らずと。東湖の眞骨頭果して如何。

(註) 東湖ノ先ハ小野墓ヨリ出ツト云フ。武藏ヨリ常陸ニ移リ、世、那珂郡飯田村ニ居ル。祖某、水戸城下ニ徙リ父幽谷ニ至リ、初メテ草莽ヨリ擧ラレテ、文公ニ事フ、幽谷ノ父、名ハ青徳、與右衛門ト稱ス。曾テ人アリ之ニ授クルニ刀ヲ以テシ、之ヲシテ仕ニ就カシメント欲ス、肯セズ。以爲ラク「草莽ノ人、出身ノ賤ハ、吾東ニアラサレハ、大夫ノ祿ヲ食ムニ過キズ」ト、終身仕ヘズ母根木氏、婦道有リ。善ク幽谷ヲ導ク。

◎東湖ノ母、丹氏、名ハ梅子、武右衛門(名ハ一言、懷齋ト稱ス)ノ女、賢ニシテ明。家ヲ治ムル法度有リ、亦能ク東湖ヲ導ク。

第二 郷里



水戸城ノ  
南仙波湖  
有リ

「水戸城の南、仙波湖有り。湖の西北岸を梅巷と爲す。巷の東隅三面皆高し、隣里相接し、竹樹相圍む。獨り東面谷に臨み、谷奔りて湖開け、湖窮まりて山峙つ。奔る者は、引て迎ふるか若く、峙つものは、俯して送るが若し。是に於てか、仙湖の勝、宛も凡案の間に在り。東湖子之に居る。其東、仙湖なるを以て、嘗て自ら號とす。夫れ仙波の湖たる、方、里に盈たず、名、甚た聞えず、而して斯に取るあるものは、亦寓する所ありと云ふ」とは、

「東湖説」  
ノ文中ニ  
見ユ

奇蹟ニ富ム

是れ東方の英靈男兒東湖の自ら描ける郷里の光景也。東湖の郷里は奇蹟に富めり、言ふまでも無く、伯夷傳を讀て感激し、經綸抱負を當世に施すを得ずして、一家言を立てたる西山公の奇蹟を留めたる地なり。尊王に於て、敬神に於て、尙武に於て、最も偉大なる歴史を存したる地なり。瑞龍山の墓壘、寂寞たる處、西山の草廬、幽遠なる邊、語て當年に至らば、誰か慨然として、此偉人の遺風を欽羨せざらん哉。而して、東湖實に此歴史を負ふ水戸に生れたり。

將軍家齊  
ノ下  
半期  
時代

東湖の生れたる時代は乃祖家康すら受けざりし太政大臣の爵をば坐ながら將軍職と共に受けたる十一代將軍家齊の下半期にして、淫蕩、奢侈、文恬武熙、紀綱弛び、財政蹙まり諸侯は商賈に負債し、武士は足輕を養ふと能はず、市民は、肉慾の天國を演し、上下滔滔、

藩政荒廢  
士風萎靡

醉生夢死の時なりき。而かも此弊風は、獨り中央都會のみならず。列藩概ね之に化し、殆ど天下を舉て蕩然廢敗の極に陥りぬ。東湖が『皇風或自常陸振』と詠したる郷國も大勢の外に立つと能はず。藩政荒廢、士風萎靡、見る影だも無き有様とは爲りぬ。東湖が物せられたる『常陸帶』に此光景を叙して、曰く、

酒宴遊興  
ニ耽ル

「文政の初めつ方より、天下の風俗奢りにすまみ、家業を怠り、逸樂にのみ流れければ、心ある者竊に歎きあへり。哀公世をつき給ふ頃は、種々あり難き御政事を施し給ひ、國中の人、貴賤を無く御徳義を仰き奉りけるが、天下押しなべて、斯の如きまなれば、一國のみ正しき政事行るべき理無しとや思召しけん、はた御志いと廣くおはしければ、僅に一國の事、彼是れと物し玉ふ事御ものうくやありけん、文政三四年の頃より、萬の事、皆執政有司にのみ任せ給ひければ、上の惠み下に下らず。下の欺き上に聞えず。富める者、費き者は、酒宴遊興に耽り、貧く賤き者は何ぞして榮花安樂を求めんと思ひ、恥をば恥び、人に誦び、賄を送て望を達せ、其中に正しき道のみ行はんと思はるる人あれば、邪なる者の爲に妨げられ、思も寄らぬ福事に遇ふ者無きにもあらす。」

水戸暗黒

西山公の、光輝ある歴史を留めたる水戸。士風樸茂、俠直にして義を好む水戸。長久保赤水、立原翠軒、及び藤田幽谷、青山雲龍の徒、前後輩出して、一時文學の盛を鳴らしたる水戸。此に至りて、漸く暗黒に赴きぬ。東湖の生れたるは、斯時代に在り、即ち文化三年(丙寅)千八百六年、ハートル大帝の手に



幼時泣カ  
ズ

由て宏張せられたる露西亞が蝦夷地方を抄掠したる時に在りき。

(註)

東湖生ル、トキ、其母之ヲシテ床上ニ臥セシム。而シテ彼ハ未ダ嘗テ泣カズ、家人常ニ以テ之ヲ異トスト云フ。

◎東湖、幼時、風雨雷霆ノ夜ニハ、水戸城南千波村笠原山藥師堂ニ露宿セリト云フ。笠原山ハ民家ヲ距ルコト里餘、老松古柏、森然天ニ達シ、狐狸叫ヒ人跡稀ナル處ナリ。

第三

幽谷

豪傑は豪傑を生めり。東湖の心を知んと欲せば、先づ彼の父、幽谷先生の心胸面目何如を知らざるべからず。

幽谷先生名は一正、字は子定、幼にして午之助と稱し、後、次郎左衛門と改む。安永三年二月十八日を以て、水戸城の西南、下谷に生れ、文化九年十二月、梅巷に卒す。年五十三。先生、年十五、閩閩より擧げられ、彰考館生員に補せられ、後、總裁と爲りて祿を食む二百石。丹氏を娶り、二男五女有り、長早く亡す、次は、即ち東湖也。

幽谷先生

當時先生  
ヲ稱シテ  
神童ト爲  
ス

先生、年十歳、青木侃齋に就て四書五經を誦し、十一歳、詩を賦し、十三歳文を屬し、長久保赤水七十壽序有り。又當時、高山正之、(彦九郎)の水戸に遊ぶや、先生一詩を賦して之に贈る。曰く、

聞君高節一心雄、奔走求賢西又東。遊學元懷奇偉策、正知踏海魯連風。

寛政の始め、白河樂翁侯、先生を聘せんと欲し、其文辭を觀んとを求む。人、亦先生に勸むるに幕府に仕へんとを以てす。先生笑て答へず、「正名論」を著はし、以て尊王の大義を明にす。樂翁侯之を觀るに及びて、之を聘せざりき。

正名論

先生、彰考館生員より總裁と爲り、また郡宰と爲りしと雖、其經綸、抱負、一斑を吐露するに至らざりき。然れども、其立言は、則ち卓然として朽ちず。先生、替古徵今、夙に經綸を以て自ら任す。故に本朝の典型制度より、幕府列藩の法令に至るまで、其原委を推究し、食貨の政、田賦の制、官職、田祿、禮度、名數、兼該網羅、之を掌に握すが如し。而して經濟に至りては、則ち管仲の術に私淑すと云ふ。其國弊を論ずれば、輒ち曰く「天祖統を垂れ、天孫繼承、皇統綿綿として天壤と窮り無し。民の天皇を仰く天と一にして、天皇の尊き、宇内比無し。是れ實に神州の神州たる所以なり」と。最とも君臣の義を重んじ、名分

管仲ノ經  
濟ニ私淑  
ス



眼ヲ海外ニ注グ

北顧還憂胡虜

人オヲ養成シ名節ヲ砥礪ス

虚文ヲ後ニシテ實行ヲ先ニス

を。讀。み。以。て。當。時。尊。王。の。何。事。た。る。を。知。ら。ざる。者。の。惑。を。解。く。

先生、夙に眼を海外に注ぎ、就中露西亞南侵の患を虞り、寛政年間、書を文公に上りて、兵備を論ず。文化初年に至り、露西亞屢ば蝦夷地方を掠む。先生、歳旦の詩有り、曰く。

春來一夜斗廻杓。北顧還憂胡虜驕。投筆自憐班定遠。忘家誰擬霍嫖姚。長蛇應憶神兵利。粒食曾資瑞穗饒。宇內至尊天日嗣。須令万国仰皇朝。

先生、屢ば陳同甫の言を誦して曰く「舉一世、安君父之大誓。不知何物是性命」と。當時太平二百年、文恬武熙、復外患を言ふもの無し、先生謂らく「滿清乾隆の西師、今を距ると三十年、一水の外、大兵革を用うると此の如し、誰か海内虞無しと謂ふ乎」と。

若し夫れ先生の、人オヲ養成シ、名節ヲ砥礪ス、最とも及ぶべからざる者有り。先生謂らく「世儒の人を教ゆる、多く一個の格法を把持し、其面目氣臭をして盡く一様の態度を作らしめんと欲し、毫も其區畫範圍の外に出づるとを許さず、金を治し模を出すか如く、整整然として一様の形状有り、是れ聖人の所謂成徳達材の道に非ず」と。其人を教ゆるや、虚文を後にして實行を先にし、文墨の業、亦廢する所に非ず。平生、好みて人の善を稱し、其惡を道ふとを喜はず、人を待つと寛厚自ら持すると嚴正。人之を親愛して而かも之を狎

水戸ノ士風ヲ革新ス

豫言者

西山公以來ノ蓄積力ヲ發揮ス

經世ニ基ク

褻するに至らず。然れども一旦、感ずる所ありて肝胆を吐露するや、庸人懦夫と雖、亦揚揚然として、激昂憤發せざる無し。故に其弟子、人傑を出し、俊彦英髦、國家の幹たるもの多く、又武人、俗吏、農夫、買豎と雖、苟も志氣有り、材藝有るものは、德慝勸勵、寸長片善も之を棄てず、各其才の長ずる所に隨て之を導き、懷を開て底蘊を傾倒せざる莫し。故に人皆恍然自ら得る所有りと云ふ。要するに、先生の人を導く、人をして其長ずる所を盡さしめ、自ら聖賢の域に入り、識見日に開け、材智日に進み、所謂德行事業を合して一と爲し、以て國家に効さしむるに在り。水戸の士風を革新し、終に以て天下を鼓動したる者、其淵源實に先生の風教に基く。

先生は、豫言者也。先生の理想は、大義を宇内に布き、万国をして皇朝を仰かしめんとするに在り。其經綸は、皇室を中心點として、兵を足らし、食を足らし、民をして之を信せしめんとするに在り。而して、先生の經綸は、當世に施すとを得ざりき。然りと雖、西山公以來の蓄積力を發揮し、一藩の趨向を指點し、天下の正氣を鼓舞したるに至ては、之を先生の功に歸せざるを得ず。

(註) 幽谷ノ學、經世ニ基ク。立原派ノ文學ニ偏スルト、同シカラズ。而シテ支那ノ經世家ニ在テハ、則チ管仲ヲ



立論精確

推シ、本邦ノ經世家ニ於テハ、熊澤蕃山ヲ推ス。及門遺範ニ云フ「先生好讀『周官』謂聖人經緯天地、綱紀國家、悉備於此書。其所發明、大抵前賢所未發。而其說寄軍令於內政。與『齊治』齊、同其意。」  
 ◎幽谷、蒲生君臧ト肝膽相許ス。君臧、深ク幽谷ノ識見ニ服シ、推稱措カズ。『及門遺範』ニ云フ、先生最致思於神聖經緯之業。典章制度、立論精確。蒲生君臧、務講究典故、所ニ發明、往々出人意料。謂人曰、我周流天下、未嘗見英才卓識如子定者。而先生亦歎稱君臧特見前後學。每ニ其來遊。使門人就而質問焉。曰得奇士而從遊。可三以長才氣。而門人得益者亦爲不少矣。」

### 第四 庭訓

家庭ノ訓

東湖地に落ちて、乃ち驚天動地の大事業を成すの氣魄有りき、然れども、家庭の訓、亦多きは疑ふ可らず。家庭の訓は、譬へば猶水に源有り、樹に根有るか如し。汪洋天を浸す者は、其泉源必ず深く、鬱蒼空を排する者は、其根幹必ず固し。先修云ふ「一年樹を栽て而して三日花を見る」と。看花三日の快樂を得るの基は、何ぞや、一年三百六十五日栽植培養の辛苦慘憺中より得來るに非ずや。東湖の人と爲りを察するに、父の感化、深且つ切に、薰陶鍛錬の功、決して尋常ならざりき。

薰陶鍛錬

武公ニ謁見ス

文化五年（戊辰）東湖、三歳のとき、父、濱田の郡宰と爲るに會し、徙りて民巷の官舎に寓す。明年武公、國に就き、或は鷹を臂にし、或は馬に跨り、屢ば民巷を過ぎりしとき、東湖、村童と共に出で、路傍に拜觀し、又明年、公の將に參府せんとするや、東湖、父に従て、始めて大廣間に謁見するを得たり。未だ幾ならず、父、郡宰の職を辭して去るに及び、父と共に梅巷の廬に歸りぬ。梅巷は實に、公の父に賜ふ所の邸宅也。  
 東湖六歳の時、父之に授くるに、孝經を以てし、句讀を堀川文淵（堀川文淵通稱は潜藏、名は潜、那珂湊の人）に受けしむ。宮本虎孝、（宮本虎孝、左一郎と稱す、常陸新治郡大橋村の人、後、水戸の人と爲る、虎孝岡田十松に學ぶ、蓋し水戸に於て無念流の行はるゝは、虎孝に基くと云ふ）屢ば父の家に来來し、東湖を視、竹を削て刀と爲し、之をして僅僕を撃たしむ。無邪氣なる東湖、大に喜び、日に以て戯と爲し、爾後、甚た讀書を好まざりき。  
 文政二年（己卯）幽谷、江戸に抵る、東湖年十四。彼が竹馬の友たる豊田天功（天功名は亮、通稱は彦次郎、松岡と號す、天功は其の字。幽谷の門人。當時神童を以て聞ゆ）と共に往て父の舎に寓す。東湖、因て始めて當時の碩儒龜田鳴齋、太田錦城の徒を見るを得。



亦時に岡田十松の門に入て劍術を試み、此の如くすると數十日にして郷に歸りぬ。  
 其後、文政八年(乙酉)東湖の外眞原雅言(原雅言は、丹子正の弟)、江戸に祇役す。東湖、方に力を武技に専らにせる際なりければ、父に請て、原氏の舎に寓し、夜半毎に出て、岡田十松の教場たる擊劍館に到り、祁寒嚴冬の中に磨礪するもの、月餘。明年(丙戌)、春、幽谷又江戸に祇役す。東湖乃ち請て曰く「兄、初め十字槍法を郷先生に學ひ、所謂免許なるものを得たりと雖、要するに華法にして實用に適せず、願くは其實用に適するものを學ん」と。乃ち父の許を得、伊能一雲齋に從て、其槍術を學ぶ。幽谷、事を竣りて歸んとするや、東湖を留めて吉田愚谷(吉田名は尙典、本介と稱す、愚谷は其號也)の家に寓せしめ、且つ之を戒めて曰く「文武の道、相須て用を爲す、譬へば、鳥の双翼、車の兩輪に於るが如し、偏廢すべからず。爾、庸儒の爲に倣て文弱に陥ると勿れ、亦劍客の流に混して武愚と爲ると勿れ」と。東湖教を奉じ、入ては、則ち書を讀み、學を講し、出ては、則ち槍を弄し、劍を揮ひ、未だ嘗て業を廢せざりき。

已にして、東湖、伯父の病に罹ると聞き、郷に歸り、居ると二旬餘。父亦之を戒めて曰く「文武の研精時を失すべからず」と。復之をして江戸に入らしむ。東湖、江戸に至り、居る

伊能一雲齋

と四五日、一日擊劍館に在り。適き急報父の篤疾に罹るを聞く、東湖、大に驚き、晝夜兼行、家に歸れば、則ち父已に瞑目の後にありき。  
 江戸に於て、東湖が歴史上に偉大なる印象を加へたるは、東湖か聞見を廣めたるの外、岡田十松に從て劍術を學びたること、是なり。岡田十松、名は吉利、擊劍館は、其教場の名、因て以て別號と爲す。武州埼玉郡砂山村の人。神道無念流を以て一家を立つ。東湖、其人と爲りを語て曰く「先生軀幹長大、狀貌雄偉、其勇武根於天性、而接物溫醇。喜稱人美。又好詞章、嗜書畫。有暇、則索句揮毫、以自娛。御子弟、寬而有法、持身嚴格、雖處倉卒、非帶雙刀、著禮服、未嘗出門戶」と。其尋常一様の劍客に非ざるを知らし。東湖が、之に學ぶ、僅少の時日なりしと雖、其膽氣を鍊りたるの効、甚た大なり。  
 東湖、曰く「彪幼好劍術、受業於先生之門人。亦嘗親受先生之誘掖」と。  
 東湖、七八歳より十五歳までは、讀書に餘念無かりしも、十五歳より二十歳までは、武技にのみ汲汲として讀書を嗜まざりき、東湖は寧ろ武愚の譏を得るも文弱の人たるを耻ぢたりき。然れども、父が、彼に、讀書を教へ、之をして融會貫通、自ら感發興起する所ありしめたるの効、甚た大也。東湖曰く「先人、嘗祇役于本邸。(小石川の邸舎)彪從焉。適伯

父已ニ瞑目ノ後ニ在リ

偉大ナル印象

岡田十松

接物溫醇

文弱ノ人タルヲ



民所著新論、至自水戸。先人使彪讀之、而聽焉。每竟一篇、未嘗不喟然嘆賞。曰吾老矣。恐不能述作以償平生之志、伯民而如此。吾復何憾。」と。其之を激勵するの意見るべし。而して、母丹氏（丹夫人、慶應三年丁卯八月廿六日病歿年八十七）の庭訓亦特殊の感化を興へたること疑ふべくもあらず、丹氏、性、靜慎貞淑、其兒を誘くに義方を以てすと云ふ。

第五

青年時代

大氣宇大氣力  
渾身ま

大丈夫の天下に立つや、一代を蓋ふの大氣宇大氣力無かるべからず。此氣宇氣力有るものは、豪傑の士にして、此氣宇氣力に乏しきものは、凡俗の士のみ。青年時代に於る東湖を視れば、氣宇氣力一代を壓し、五洲を籠蓋し、宇宙を吞吐し、渾身たい膽。眼中また一人無きが如し。東湖自ら歌て曰く

「余年十八九。雄氣正堂堂。坐上客常滿。樽前肉如岡。細行雖未檢。謂不負彼蒼。雖然伴書劍。踏浪山水壑。乘月柳。聽阮。曾助梅莊。觀陽春三月。走馬賞花王。香雲垂十里。壓倒蜀海棠。百篇詩有就。一斗李白量。長堤

志君國ニ在リ

會澤筆談  
役ト爲ル

探金礦。購駿馬。王良。遊學春又秋。多是自徜徉。中有一驅。左腰三尺長。不拂仲舉室。直踞元龍床。」所謂「坐上客常滿。樽前肉如岡」と云ひ、「不拂仲舉室。直踞元龍床」と云ふもの。是れ豈青年なる東湖の活ける本色精神にあらずや。

然りと雖、活氣に富める東湖は、梁山泊一流の豪傑のみにてはあざざりき。其志、未だ嘗て君國に在るとを忘れざりき。青年なる東湖は、十九歳の時、父の教を奉じ、其身を君國に獻げんとしたりき。文政七年（甲申）外船屋は東海に出没し、其歲英吉利船の常州大津村に來り、外人十數名上陸し、數日去らず。大津村は、元老中山氏の采地に係る。因て江戸藩の騎士、中山氏に歸するもの、又隊長及び歩軍を發し、副るに、監察、行人等の職を以てす、會澤伯民、筆談役と爲り、地圖を按して之を詰り、始めて其英人たるを知る。幽谷の封事中に曰く

此度大津村に致上陸候に付、天文方通問下候は、定而相分り候事と被思召候由。愚案にはたごひ通問にて、言語文字は相分り候得共、眞實の事情は、相分り中間數候。御代官等地方之俗吏同道罷下り候上は、必定一昨年浦賀之節の如く鯨さりの處、薪水に乏しく罷成候而上陸杯と取つくり申立候儀と奉存候。是は全くのしらべ物に而一面あてには相成間數候。是迄會澤恒藏出張、地球圖を指點いたし彼夷人と問答の次第、御付共並書出候。定而近々高覽にも御候事と奉存候。恒藏筆談は行届筆談へ共、異國人と問答、其情を推究、分明に相成候事、新井筑後守が、羅馬人を詰



龜錯六國  
ヲ削ルノ  
策

問いたし候已來之手際に御座候。全く薪水等に乏しく相成、上陸仕候は、奴隷同様の夷人計遣可申寄之處、一船の惣司にも相加候加比丹艦艦候上は、一ト通之儀には有之間敷旨、此方老職之内にも心付候者も御座候。

事、幕府に聞ゆ、幕府代官古山善吉、譯者吉雄忠次郎等をして事由を按驗せしむ。善吉等至るに及びて、詰問甚た竟に、之を待つに漂泊陸に投ずるの例を以てす。父曲谷之を聞き東湖をして直に往て外船を焚き外人を擒にし、以て攘夷の先鋒たらしめんとせり。而して外船早く去りしを以て果さざりき。蓋し曲谷の意は、龜錯六國を削るの策に倣んとせしとなり。東湖自ら之を語りて曰く、

文政甲申、彪年十有九、會于亞利西亞夷船、屢出沒東海、遂下三經河、來於常北天津村。村人捕獲以告。大津村孫元老中山氏采地、適發水藩騎士屬中山氏者赴急。又發隊長及參卒、副以三監察行人等三職、以備焉。事聞於幕府、幕府使代官古山某、譯者吉雄某等按驗事由。當時輿論皆謂幕府必修酒典、火夷船、毀夷人以耀威於海外。及古山等至、詰問其實。待以漂泊投陸之例。我先子、聞之、竊謂彪曰、頻年醜虜番邊海、時或鳴天、震我人民、憤憤無窮。其謂三何而舉世姑息、喜無事、吾恐其或出於放逐之策、以苟一日之安。果然、則堂堂神州無一具眼人也。吾甚憤焉。汝遠赴天津、竊何動靜。若爾其放逐之議決、則直入夷人之舍、擄其力、變夷虜。而後從容就官請職、雖出於一時之權宜、庶乎以少伸神州之正氣矣。吾不幸多女子、唯有汝一男耳。汝而死、則吾祀絕矣。是吾與汝命窮之時也。汝勿顧慮。彪慨然曰、請奉教矣。蓋義見於色。先子泣然曰、吾兒也。因連辨行裝、遣伯男丹子正來、先子因命一杯杓、陰寓錢彪之意、酒未釀、俄有二飛使。自天津來、曰、古山某等詰問夷奴、以爲其上陸所以乞薪水、非有他圖、乃給以薪水及米菓、許其歸巨艦。時風波飄忽、不審巨艦在何方位、而夷奴不以爲一

義死  
モ重シ  
意氣自ラ  
頁ヲ

意、欣然奉三經河、而去、不知其所之。一經河也。」

嗚呼父は「吾と汝と命窮するの時なり」と云ひ、兒は「謹て教を奉す」と答ふる處。兒は義、色に見られ、父は泣然として「真に吾兒なり」と言ふ處。何等の悲壯淋漓ぞ。其攘夷策の是非は姑く置き、其赤誠、國に許し、熱血國に漲く處、確かに義の、死よりも重きを知り、國の爲に死の輕きを知る者也。東湖曰く、「家風唯有丹心在。激勵須酬君與親」と。青年の東湖は意氣を以て、自ら負ひ、讀書を以て、區區儒生の業を爲し、敢て之を顧みず、一意武技を弄したりき。東湖の封事に自ら之を語りて曰く、

「其上、愚臣備、餘程讀書も仕候者の様に虚名を得候處、實は甚だ耻入候次第に有之。七八才より十五才までは、一筋に讀書仕候へ共、幼年の節の儀にて役に立不申。十五才より二十才までは、武藝にのみ取懸り、一向學問打捨、其後海任り、二十一才の節、江戸表へ一年程罷在、聖堂へ入學仕り、存分修行可仕ま存候内、先臣不幸にして死去仕り、愚臣義史館へ被召出候處、國史御用取懸り候ゆへ、自分の修業存分罷成候。」

又其「病中球懷」に云ふ、

「嗚我爾何人。天姿異尋常。十歲讀詩書。十五習文章。隱學區區技。僅擬詩二篇。忽聞胡虜。北海風塵。也知太平久。學世苦難。壯心豈無激。肝膽徒輪困。陸離三尺劍。物罕七尺身。慷慨指天日。意氣爲誰。寧得武藝。願爲支那人。黃卷一寒。日與游俠。擊劍。走馬揚柳春。春色不長住。秋風夢忽驚。起坐懷往事。潸然淚先傾。知子莫若父。喜餘悔心生。名余曰彪也。字余曰經河。武不必劍。文勿。虛名。至誠



如無息。斯道遂當明。戒余以惰。勵余以晚。適有祇役行。携余向武城。武城都會地。才俊如林。盈可。以廣我見。可以研我精。礪川鑿小室。一意對短檠。

劉涓ノ言

ニ感激ス

亦以て當時に於る東湖の面目如何を想ひ見るべし。然れども、東湖二十一歳の頃に至り、劉涓の言（絳灌無文隨陸無武）に感激し、國家經綸の道、文武の資に由らざるべからざるを悟り、發憤志を立て、書を青山雲龍（字は子世、量介と稱し、拙齋と號す雲龍は其別號なり）に呈して、曰く、

月日彪再拜、致書雲龍青山先生座前。彪聞、文武之道一也。天下不可一日無文、亦不可一日無武。文之興、武、猶陰陽水火各相待爲用。二者豈可偏廢哉。若有所偏廢、則天下不可爲矣。非惟天下之治爲然。士之學、道遠材、蓋亦莫不然。古之能正君安民、平寇衝邦、入則爲廟廟之器、出則爲干城之具者、未嘗不因文武之資、以爲之也。劉涓有言、吾每讀史傳、雖絳灌無文、隨陸無武、道由人弘。一物之不知者、固君子之所耻也。涓之素志如此、遂能以三載之種、橫行天下。表晉文弱之士、固莫能與之抗衡者。夫涓、胡中之一雄耳。尚能以文武志、而況士之生中國、立身行道、欲爲國家報殊恩者乎。彪年七八歲時、家嚴常戒以讀書課學。且語以其平生無他技能、但以讀書好學之故、奈蒙先君拔擢、起於閭閻之間。列於館閣之中。進班增秩、以至今日。嗚呼國恩之深可勝言哉。彪每聞之、未嘗不感激也。亦未嘗不思所以報之也。感之至深矣。思之至切矣。以故夙知讀書。然未嘗嗜之也。既而讀書傳、及見陸九淵方宋氏之南渡、勇去指爪以學弓馬。鄭成功誦明氏之末造、謝體服以拒體。慨然有感于心。竊以爲、方今海內肅靜、衆庶樂業、二百年、太平之隆、實前古之所無也。何可與彼爾宋表明詞年而語哉。然至治之久、上下姑息、文恬武熙、其勢不能無可憂者。內則

絳灌無文

隨陸無武

流賊嘯聚山澤。時或連日不解。外則疲廢窮瘁邊海。邊海警備無幾無之。此誠志士憤激以報國恩之秋也。今幸而生於神州尙武之域、又幸而長於士君子之林、苟欲講習武事一固其分也。奚勇去指爪之爲、亦奚謝體服之爲、願驅馬擊弓、弄槍擊劍、亦雖不能以究其妙乎、區々之心、妄以爲萬一邊海有事、則冒難衝陣、斬虜酋之首、以懸之於北關之下、不然則鞠躬竭力、死以報國、將以不愧彼文弱武愚者也。此彪曩時一旦所憤激、而自今願之、亦不免爲客氣。夫文武之道、各相待爲用、有武而無文、則武之用亦不能大、而況或々技藝、固武之小者、而惟是之務以廢學、則特種々然一武夫而止耳。豈彪之素志乎哉。彪嘗讀蘇子由上韓大尉書、子由年未弱冠、而百氏之書、既無所不讀、其雄文宏辭、震動一時、私心頗壯之、而亦甚留心於文章、漫謂文不可以學而能、氣可以養而致、故體養氣、從事於武技之場者、八九年于茲矣。歲月荏苒、大馬之齡、忽焉既二十有一。而彫材劣學淺、曾常人之不若、何敢望子由、感念既往、誠有愧乎心焉。昔野相公隨交任在奧、奧之地多牧馬、野公好驅驅、頗善其術、後遷京、不復事學業、弘仁帝嘆其彼人而徒爲弓馬之士、野公由是悔、始志于學、彪之先世從武從常、或在草莽之間、或在市井之間、是以其群雖不可得而致、推原言之、蓋亦野氏之裔云、以故及聞野公之事、心實有感焉者。遙々華賈、古人所笑、然及聞野公之事、亦以自慚悔以修其業、矧然立志、夙夜匪懈、時益讀書講學有所通達也、古人不云乎、彼丈夫也、我丈夫也、吾何畏彼哉、苟能勉強努力、反求諸身、則何求而不得、何欲而不至、然則古之所評、入則爲廟廟之器、出則爲干城之具者、亦可二以致也。雖然則將相之任、而寒素之士不在其位者、不能與焉。然則窮居陋巷、獨樂其進、平生之志不得施諸事業。然其胸懷之氣、鬱結于胸臆者、著諸文章、以垂於後來乎。用捨在人、行藏在我。豈可



以二人之用捨而廢我道乎。彪聞之、家嚴、我澤文章、惟義公時爲感、而先達善文者、如栗澤翁、宅觀淵、諸子、皆自他邦而至者、生於吾藩、者當時安瀾泊、一人而已。其後百有餘年、復有文章、而今日獨有吾友靈龍。因謂學文之日、必將就先生以承其教。今見都下稱爲書生儒士者、率虛文浮辭、以釣名糊口者耳。其朝翔文園、而亦不廢讀武、若先生者其有幾。此彪所以不肯他求、而特眷眷於先生也。先生不以彪不肖、苟使及其憤懣有激之時、誘掖教誨有所發、則彪將不愧於子由、而無負爲劉涓子所笑、可耳。以報國恩之實一乎。惟先生諒察。

大抱負  
行遊ヲ嗜

亦以て東湖が、天下の士として、國家の大宰相として、自ら立つの、大抱負を見るべし。東湖、また行遊を嗜み夙に四方の志ありき。而かも其足跡は僅に常總武の間に過ぎざりき。文政己丑、東湖、杉山忠亮（通稱は千太郎、字は士元復堂と號す）と共に鹿島神社に詣り、舟を獻て潮來に赴き、是より香取及び息栖に詣りて歸りしこと有り。當時、「拜鹿島祠」の詩に曰く、

「常陸之東武雷神。威靈赫赫幾千春。維昔鴻荒草昧日。天祖御天地新。光華照徹六合外。螢火燭靈猶相因。斯神方奉勳討賊。勇武當時稱絕倫。意氣慷慨辭天關。雄伐一舉掃妖氛。名高島州開國勳。在高天孫佐命臣。不知秩祀在何日。巍然屹立鹿島濱。山占靈地鎮東海。宮懸明鏡對北辰。須臾祖宗典神天。享敬何敢忘祀禮。那圖一朝四風靡。番船忽載胡鬼種。祭政岐則天人隔。淫祠妖教往々舞。悠悠世態變方變。明神正氣豈遠論。遺靈時々出人間。島風或自常陸振。前有中郎後梅里。英光共稱絕代珍。時運不免衰文者。功業從來有屈伸。誰知千古無窮感。如

今却在「布衣人」

東湖此詩に跋して曰く

「此余己丑歲拜鹿島祠一作也。時維暮春、與杉復堂遊海濱祠。慨然想偉明神之威靈、復堂立賦絕句、余苦吟不成、至遲夜始得此篇、遂置舟抵潮來。墓村、茶村兄弟在焉。喜而延於堂、把盃盡歡、墓村有「才辯」議論如「潮」。茶村沈默。言則中肯。將別。茶村謂曰。二人大喜、相伴解纜。詣香取及息栖、欲直抵鏡子濱、爲風所阻而已。時復堂勸未幾壯。余方二十有四。意氣俱盛。駛涉山巖、觀湖海、痛飲高歌、吟賦宇宙、亦一時壯遊也。」

東湖は未だ幾ならず父の遺逝に遇ひて、其宿志を果さざりき。東湖自ら之を語て曰く「余亦夙有四方之志、心竊以爲双親在堂、而身未仕官。宜及此時以償宿志。不幸忽遭大難、孤虛泣血僅五旬。俄就仕途。碌々屈首文墨之間。若無復雄飛之意者。時或中夜起坐追恨膝下奉養之不至。又悲一旦失怙夙志之不可遂。每一念至此。心胸鬱結、涕泗橫流而不自覺焉。」と。

青年の東湖は、膽の人なり。氣の人なり。英船、大津に來ると聞けば、死を決して攘夷の先鋒たらんとせしか如き、讀書に屑たらず、日に游俠と遊遊せるか如き、一旦發憤、自ら鹿島千城の士を以て自ら任せるか如き、是れ其後、彰考館編修と爲り、館中の五事を論



て俗儒を罵倒したる所以。また繼論の起るに際し、死を決して江戸に赴き、其目的を達したる所以。東湖青年の氣魄、亦常人の能く企て及ぶ所に非ず。東湖自ら曰く「銳氣抑不得。言行蓋亦危。頗忤權貴旨。亦受俗士疑。」と。實驗の語也。

第六

祿仕

實驗ノ語  
始メテ仕途ニ就ク  
行政的才幹

東湖、父の喪訖るや萬里跼遊の志を擲ち、始めて仕途に就き、父の祿二百石を襲き、進物番に補し、史館の編修に任ず。實に文政十年（丁亥）也。東湖が、年少の身を以て早く仕途に就きたるは、彼自ら之を以て不幸と爲しぬ。然れども、或る點より云へば、東湖が、早く仕途に就きたるは、行政的才幹を實際に鍛鍊するの端緒と爲りし也。  
水戸は、哀公の末年、極衰の域に達し、政治風俗腐敗し、僅に政治的文學の餘光を、彰考館てう史館に存するのみなりき。文政年間、幽谷と青山子世とは、史館の總裁と爲り、青山は、江戸に在り、幽谷は水戸に居りしが、幽谷死するに及びて、水館復總裁を置かず、大竹子虚（字は子虚與五兵衛と稱す）及び會澤伯民（名は安、字は伯民、憩齋又は正志齋と號す）を以て權りに其職を攝せしむ。而して東湖、年少を以て、一朝擢てられて館職に補せらるゝもの、父の餘蔭に由るとは云へ、東湖に取ては寧ろ異數なりき。何となれば、水滸に於ては、館職を重んじ、老儒先輩にあらざれば、之に任せず、隨て鈴木子賢（名は宜尊、莊藏と稱す、子賢は其字）、杉山子元、飛田子健（名は勝、勝太郎と稱す子健は其字）等の如き彼の先輩宿儒たるに拘らず、皆東湖の下に在りしを以て也。  
初め川口嬰卿（名は長齋通稱は介九郎、字は嬰卿綠野と號す）江館の總裁と爲り、汚行を以て罪を獲、水戸に禁錮せられ、青山之に代る。未だ數年ならず、哀公、川口の才を憐み、之を擢じて、總裁の職に復す。是に於て、兩館の士、議論喧然たり。會澤、嘗て川口と絶交するの故を以て、義、其指揮を受くるを屑とせず、因て頼に情を陳じて、館職を辭し、遂に出で、教授と爲る。亦以て、紀綱の振はざるを見るべし。公、會澤の轉任せるを以て、東湖を以て、大竹と同じく總裁の職を攝せしむ。大竹時に年七十、沈痾家居す。而して、東湖、年僅に二十四、一旦先輩老儒の上に先ちて館務を統理するの重任を負ふ。榮は、榮なりと雖、是れ却て東湖の喜ばざる所。何となれば當時有司の意は、東湖に與ふるに總裁の顯職を以てし、水館の正議を避けんとするに在りしを以てなり。故に、東湖之を屑とせ

す）を以て權りに其職を攝せしむ。而して東湖、年少を以て、一朝擢てられて館職に補せらるゝもの、父の餘蔭に由るとは云へ、東湖に取ては寧ろ異數なりき。何となれば、水滸に於ては、館職を重んじ、老儒先輩にあらざれば、之に任せず、隨て鈴木子賢（名は宜尊、莊藏と稱す、子賢は其字）、杉山子元、飛田子健（名は勝、勝太郎と稱す子健は其字）等の如き彼の先輩宿儒たるに拘らず、皆東湖の下に在りしを以て也。  
初め川口嬰卿（名は長齋通稱は介九郎、字は嬰卿綠野と號す）江館の總裁と爲り、汚行を以て罪を獲、水戸に禁錮せられ、青山之に代る。未だ數年ならず、哀公、川口の才を憐み、之を擢じて、總裁の職に復す。是に於て、兩館の士、議論喧然たり。會澤、嘗て川口と絶交するの故を以て、義、其指揮を受くるを屑とせず、因て頼に情を陳じて、館職を辭し、遂に出で、教授と爲る。亦以て、紀綱の振はざるを見るべし。公、會澤の轉任せるを以て、東湖を以て、大竹と同じく總裁の職を攝せしむ。大竹時に年七十、沈痾家居す。而して、東湖、年僅に二十四、一旦先輩老儒の上に先ちて館務を統理するの重任を負ふ。榮は、榮なりと雖、是れ却て東湖の喜ばざる所。何となれば當時有司の意は、東湖に與ふるに總裁の顯職を以てし、水館の正議を避けんとするに在りしを以てなり。故に、東湖之を屑とせ



身ヲ奉シ  
テ職ヲ退  
ク

ず、書を裁して青山に與へて出處の大義を論し、館中の五事を論し、且つ身を奉して職を退くの意を陳しぬ。議論堂堂、鋒鏘淋漓、氣、虹の如し。吾人は、其文の冗長に渉るゐるの故を以て、之を割愛するに忍びざる也。

願義之所  
在何如耳

不可以默  
々無言

六月二十五日、彰考館編修藤田彪再拜、致書雲龍青山總裁座右。彪聞、大丈夫之在世也、有進而行其道者、有退而樂其道者。坐于廟堂、進退百官、施一事也。社稷享其福、出一言也。生靈賴其利、功業立於當時、名聲播於後世、此進而行其道者也。優游田園、謝絕人事、爵祿不能誘、抱膝長嘯、超然自得、此退而樂其道者也。故易稱、君子之道、或出或處。或語或默。蓋出處語默因時異用。願義之所、在何如耳。方今之制仕者、皆世官世祿、士之子當爲士、大夫之子當爲大夫。賢不必貴、愚不必賤。則其道也徒任二職、供二事耳。固不能以福社權利生靈而士皆聚居府城、生死於其間。一委實者不得復去。則其進也亦徒就閑散、守貧賤二耳。亦不能以優游田園謝絕人事。此時勢之所使然也。唯其時勢之異、進退亦不同跡。故今之進而任職事者、古之所謂出也。今之退而就閑散者、古之所謂處也。雖其跡則異、而其意則未嘗不同焉。然則可以進一而進、可以退一而退、可以言一而言、可以默一而默、夫然後事君之大義得、而出處之節可以無愧於古人矣。頃者有司傳旨、使彪攝本館總裁之職。夫總裁之爲職、官守實兩兼之。則雖曰假攝、而其任亦重矣。彪也年少學淺、徒以先人餘蔭、叨接武史林、其居散員、猶屬忝竊。今又蒙斯命、將何以勝其任。是豈非可以退者哉。乃將懇懇陳情辭職而後止。然方今館局之勢、駸々乎日就衰替、舉措施設、蕩然靡有。派公之重、公論正議、案無復往時之盛、其他育理備道者、往往有之、是亦非可以言者一語。彪雖不肖、一日居其職、則有二日之責。義不可不以默無言。於是乎奮然感興、將丁及其未退以前所建白也。然欲陳之君上、則任言唐突、不易遽達。欲辨之有司、則文網繁密、議論難添。區々之心、抑而不發者、月餘于茲。既而翻然喜曰、我總裁在焉。何學於正議

害出處之  
義

退而樂其  
道

之不達。願政布腹心、總裁幸臨焉。伏惟總裁以宏才博學、得君上之寵遇。居兩館之首位。握一國之文柄。館局輕重、文運盛衰、唯在總裁之舉措何如耳。向者總裁之權而至江邸也。有志之士皆曰、總裁之爲職、任重費大。方往時文學之盛、一國之政、或咨詢焉。今也世移風變、總裁之任、雖不復若往時。而猶陪侍經筵、親近左右、出入風議、獻替可否、則彼人而居其職、則其事必將有大可見者。頃年以缺者、亦既數歲矣。而至今漠然無聞者其故何哉。豈總裁姑息模稜、遲延歲月、可言而未之言耶。抑雖既言之而時不可爲、猶隱忍苟且、可退而未退耶。然則有志之士所望於總裁、亦有所謂能料於前、而不能料於後者耶。夫可言而不言、則失三語默之節。可退而不退、則害出處之義。謂劣如彪者猶知羞之。豈謂總裁之賢而反莫之慮乎。以彪觀之、其漠然無聞者、豈亦有所待也。今以總裁之才學、遇君上之寶明、言聽計用、豈亦非易爲之時。處易爲之時、而負不可不爲之責。而猶曰有所待、則所待果何時。彪恐歲月易遷、時機難常、所待遂不可期。而館局之衰替、不可復振矣。願政忘固陋、論者館局大事、以致諸左右。曰、心術不正者不宜預館職。曰、正人實學不宜廢棄。曰、攝職之選不宜在彪。曰、史業實不宜道憂。曰、虛文粉飾不宜勸長。凡此五者大之國家之政體、小之館局之組織。關係不細、即彪豈可默無言哉。總裁苟以彪之議爲是、則言之君上。勢之有司。斷然施行。以更正館局之組織。以裨三補國家之政體。使議公之新復見於今日。則豈嘗謂有志之望。古之所謂進而行其道、功業立於當時、名聲播於後世者、亦可三以庶幾也。豈不盛且偉哉。若勢有不可、時不可爲、則解其職、罷其事、抱膝長嘯、超然自得、與彪等三退而樂其道、不亦善乎。彪年少氣銳、不揆三時勢、不識三忌諱、妄陳三在賢之說、自知爲三時論不容。而猶奮然言之者、不啻長默默之罪。誠由三區々愚忠不能三自己也。且彪自退之計既決矣。非一毫有進取之念、苟使其言行、則雖三身兼三職、亦所甘心也。義公之體、鑒臨在上、何假三多言。伏惟察察。

心術不正者不宜預館職



平生心術  
之不正  
一國體然  
知所向

揭侯斯有言曰：循史以用人爲本，有學問文章，而不知史事者不可與。有學問文章，知史事，而心術不正者不可與。歐陽脩嘗議：漢景陽等三人，不宜預館職。其大畧謂：三人者或有三職行，或有二職行，或在三刑書。不可使之預館職。以玷尊政化。蓋史臣之職，將以褒貶忠惡，分別邪正，垂勸懲於將來也。其心術猶且不正，則何能勝其任。而館閣者正議之地，衆人之所望以取則。一國之所仰以爲準也。苟以三污行之人，廁於其間，則衆人何望，一國何仰焉。往年川口嬰稱爲江館職，而有穢污之行。此其平生心術之不正，有以致之也。君上之明，人有見於此。斷然黜之，奪其館職，削其秩。禁爾諸水月，其英決真有以齊群邪之職，以作正人之氣也。居未數年，恩命奪其罪。又一歲經之江邸，列之館局。不數月復其本職。每命一下，舉國震駭。衆議喧然。皆以爲不可也。夫心術不正者，固不可預史事，而污行之人，不宜預館職。况本朝祖宗以來崇尚文學，尊重館閣。職裁之任不啻委以史事。觀三近左右，獻贊可否，則其選最不可不慎也。嬰稱爲人，不知廉耻，不修名節。俟爾傾巧。務爲一身之計。至於忠直蹇踣之節。漠然無聞。則其無他，猶不宜令其在其職。况於其有三污乎。然嬰稱夙以才學得名譽。蒙文公拔擢，出身入館。年月亦久，歷事三世。恩遇優渥。而一旦獲身屏居窮巷，飢寒切身，朝不謀夕也。當時仁恕之政，不忍棄故舊。則宥之猶可也。憐其飢寒，則賜金，以賑之，給之，猶可也。惜其才，則厚之，敷地，使之，弄翰，賦，著，以效其所長，亦未爲不可也。若經之館閣，則三流，其失體已甚。乃至於復三職之職，其害極大，豈可勝慨哉。比年以來，士風日衰，事體勢利，所謂患得之患，失之者，比之皆是。然大抵不學無術，目無二丁者，其見利忘義，徇私負公，亦未足深怪也。嬰稱口誦詩書，身師孔孟，以污行之餘，立於館僚之上。至今猶未聞有悔心。而恃恩挾寵，恬然不知耻。其所以傷政化，害風教者，豈亦淺少哉。宜速罷其館職，斷然黜之，而無疑，以養廉耻，以勵名節，則衆人悚然知所懼。一國體然，知所向矣。非特館局事體得宜也。

正人實學不宜廢棄

正人進退  
關於國家  
之泰否  
其爲失林  
國家泰否  
之所以由  
分

正人進退，關於國家之泰否，實學與廢，係於文章之隆污，蓋正人進退，小人退，實學興則虛文廢。國家於是乎泰。文運於是乎隆，而其正人退，實學廢者，則反之。此古今所同然也。頃者有司傳旨，置會澤伯民館職，授以教授之任。夫伯民之爲人，其忠純誠懇，強學力行，世人所皆知。而彪又聞之先人，先君武公亦嘗稱其實學可用云。而一旦無故罷職。彪竊歎焉。而人亦皆異之。相謂曰：本館比年以來，人物凋謝，勢日就衰替，而公論未泯，正議尚存者，雖由義公在天之靈，亦未必不可不在伯民。正道實學有維持，而然也。伯民而去，將奈本館何。且君上方銳意脩文，將以紹述先公餘業。縱不能招士聘才，豈宜出既養既用之人，一朝置之閑地乎。其言誠是。然以彪觀之，其所關係不獨此也。夫黜陟用捨，政事之大體。而進退出處，人臣之大義也。伯民之退固爲得義，而其罷之甚爲失體。何以言之。方今世道陵遲，風俗衰敗，君子道消，小人道長。至於館閣正議之地，其舉措最宜慎重。而廢其背理傷道者，未必不可無之。當是時進退之義，鄉黨自善者，猶能辨之。則伯民之欲退，固有不得已待疾病而後然者。然君子之事君，將以進而行其道，不得已而退，豈其情乎哉。伯民以正大之學，觀於時運之消長，抱天下之憂，苦於簿書之期會，不肯阿附以枉其道，亦不肯矯激以賣其直，運道舒暢，從容達志，非正愛之至，其孰能與於此。彪故曰：伯民之退，固爲得義，若夫自國家而言，則使進退者得其義，豈國家之美事哉。夫有道之世，君子以實學爲耻。若使之以富且貴爲耻，則謂之何如國也。然則使進退者得其義，豈國家之美事哉。是其黜陟用捨之不當，罷之者之爲失體。何俟之多言焉。宜其復起之使自退之勢。以明黜陟之義。以存政事之體。不然則勢之所至，必將有正人以退，實學以廢，館閣之衰替，不可復振者。此文運汚廢之機，而國家泰否之所以由分也。豈可不深思哉。

攝職之選不宜在彪



夫總裁之為職。其任已重。其實亦大。必擇宏才博學。言行確實之人為之。則雖曰「假攝」。而其選不可不慎也。彪實質魯鈍。才學不足以見於世。言行不足以信於人。但愚忠之性。慨然發憤。切思所以報國家。然俯業之未。講道之未。固未足以償素志之萬一。要之變慶然冠一狂生耳。豈足以充其選哉。而有司以彪為之。其亡謂也。且彪之在館。其才之最下。固亡論。而齒最少。日最淺。其班亦有上於彪者。當使有司取於在館之人耶。則方今本館雖乏人乎。用心慎密。請辭故事。有若安子成。議論文章。卓絕倫與。有若飛子健。寬厚醇正。處事有理。有若晉子實。雄偉奇傑。遂詳題論。有若杉士元。攝職之選。以才耶。不宜在彪。以齒耶。不宜在彪。抑以入館之先後耶。以班位之次序耶。亦皆不宜在彪。然則有司之取於彪。豈非以先人餘蔭與其年少易制。彪雖不肯。每思務業不專以負先人。必將讀書講學有所通達也。豈徒恃餘蔭。揭揚自得。以居於館。諸子之上乎。縱館僚諸子以先人之故。扶持保護。使彪得確確在職。彪獨不愧於心乎。彪又每恐尸位素餐。以負國恩。必將自勵勤勵。力有所報效。則不肯阿附苟合以取容當世也。有司以正臨彪。則可矣。若不然而則將真言抗論。實責之不避。安在乎其易制也。且夫館局之設。其以備史為念也固矣。然養實育才之意。未嘗不寓於其中。然則年少初學如彪者。固當養之育之。以供異日之用。今也不然。奪其講學之眼。折其有為之志。使之徒任文移往返。簿書期會之務。勞形神。耗精神。不得專心於修業。不亦戾乎。乞宜彪彪而職。使彪得暫游館年之間。以益讀書講學。有所通達。上以報國恩。下以負先人。則豈當彪區區之志。願得伸而已。國家養士育才之意。亦於是乎在矣。

史業督責不宜迫蹙

脩史之舉。百數十年於茲矣。校正筆削。不知其幾。幾人乎。而討論事實。潤色文章。至今猶未能無遺憾者。其故何哉。此雖由時有通塞。勢有可否。而史臣任其實責者。蓋亦有二失焉。才劣學淺者。遲延歲月。以為姑息之計。

不可三也

計。才高學博者。督責迫蹙。以食一旦之功。是故或久而無成。或成不免來後議。今君上親意脩史。勉勵史臣。將以紹述先公餘業。史臣遵奉國。力吃乾事。力於局勢。而總裁尚思其功效之未達。以先諸生。急其督責。其所以上報述之盛意。可謂至矣。是其非姑息遲延歲月者之比。固亡論已。然至於所謂實功之。則未必無之也。夫督責迫蹙者。其不可有三。紀傳始成。日已久。曩者晉進之幕府。嘗告之大廟。當時號為成功。然猶未。諸粹。未。諸天朝。以故事實考證者。得復刪正。文辭疵。得復修飾。今也其校訂新成者。隨筆諸粹。既。諸天朝。永為不刊之大典。議論一定。不可復改。則今日之校訂。比諸曩時。其難萬萬。誠宜反覆議論。至當而後止。若食一旦之功。則謬誤必多。取謬後世。其不可一也。義公之。史臣曰。繁勿失於前。實勿失於後。其皆。公曰。校案必精。檢討必密。至於成功之遲速。則當付之天。其所以下。告戒。不一而足。此後世史臣之所宜服膺也。今若使。專要。速效。事實。文辭。一切置而不同。時增減一兩字。以善其實。則雖。劣不才之人。一日校。猶有餘暇。而本館史臣不敢苟。一事考索或數日之力。數字筆削猶累。衆人之論者。實由。承。公遺意。豈敢食旦夕之功。以負其所宜服膺者。今不同其故。不察其意。一切目以。情。急其督責。則上孤。公之意。下折。史臣之氣。其不可二也。義公之待。史臣也。親之重之。優其秩。隆其禮。賜之休暇。以養其氣力。設之飲食。鴻浴。以慰其勞苦。未嘗聞其督責太急。而當時史臣皆能窮。思。精。功效神速者。其故何也。蓋其所以勸勉之者。發於其誠。而所以鼓勵之者。皆得其道也。今則不然。殺其。秩。薄其禮。奪其休暇。又從而督責迫蹙之。上之誠不足。以動。下。而下之情。不得。以達。於上。况水江相隔。上下之不通。何嘗堂上。漢。千里也。則史臣雖勉。強從事。於。自當。豈復望昔時之隆。哉。然則督責之急。既不足以致。史臣勉勵之力。適足以害。史業成功之全耳。其不可三也。由是觀之。近效之不可。督責之不可。豈不較然著明。哉。然即史之成功。功。竟不可。以。滿。月。耶。曰。奚為其然。今欲。史業之實就。則萬世之。不可。以。不。長。



也。魏公之意、不可不以不率也。館閣之士、不可不以不獲待也。凡事惟欣權之者、逸而易爲功。勉強爲之者、勞而少功。苟能奮弊一新、百廢俱舉、使館閣之士、勤勤激勸之意、發於衷誠、乘勢作氣、協心戮力、則何事不成。何功不遂。豈管史業成功之速云乎哉。

虛文粉飾不宜助長

斯文之盛衰、實關乎政道之隆替、而斯文不能獨盛。政道不能獨隆。二者必有相待而然也。昔者魏公好文學、創建館閣、四方英俊接踵而至。一國士大夫翕然向化。當是時、賢者任其位、能者在其職。政立教明、武備備整、府庫實、倉庫充、上下和洽、百事俱舉。蓋本藩政道之隆、未有過於當時者。而文運之盛亦未有過於當時者。上蓋有深斯文之興、政道、必有相待而盛。豈不信乎。而歷世之久、風移俗變、文運政道、或不能無衰替之勢。君上蓋有深憂於此。向者有會文獻志之命。其意在會祖宗典刑、以振積弊。有志之士、竊相賀以爲政道之隆、可以庶幾也。亡幾、江邸宮殿燬災。未暇追營。先創建新館於邸中。其舉蓋亦出於好文崇學之盛意。有志之士、亦以爲文運之盛、可復見於今日也。今聞新館落成、結構盡美、輪奐可觀。而文獻之志命下、四三年於茲矣。而未有一贊令一舉動之振積弊、起人意、足以慰有志之望者也。彪甚感焉。夫文運固不能獨盛。而今若欲使之獨盛、即是必粉飾虛文者也。其爲國家不取焉。何以言之。方今紀綱廢弛、風俗頹敗、剛毅正直之士、絕跡於廷。而阿諛媚俗之徒、比肩並進、加之陰陽錯亂、氣候不調、凶荒之患、殆不可保。其無而民力困弊、倉庫空虛、何嘗國無三年之蓄。萬一有水旱、將何以救之。蓋爾爾、巨艦大舶、乍出乍沒、以窺我邊、時或轟轟鳴砲、以駭動我人民。其每臨關心、勢將不測、而我所以待之之具、所謂操練、所謂海防、要之、華法兒戲、一切不適宜用。一旦事起、將何以應之。此誠者之所痛哭、而有司之所當憂也。而玩弄以爲常、恬然莫之恤。姑息積弊、粉飾虛文之計。嗚呼。政道既已如此、則文運亦何由而獨望其盛乎。夫粉飾之計、既爲當世大弊。而今又更以虛文助長其

斯文之盛衰關於政道之隆替

粉飾、則國家將何以勝其弊也。則君上好文學、學之盛意、或屬空名、新館之遺、文獻之編、亦皆爲粉飾之具。豈不一大憾乎。今欲斯文之實盛、則抑亦盡舉所以反其本之術。誠能去虛文、而務實效。備祖宗之舊典、習酌其真法美意、得其人而施行焉。凡今日之大弊巨害、更張一新、號令舉動、斷然明白、以副有志之望。使一國臣民、曉然知君上英斷明決出於尋常、萬々、則何患乎政道之替。何患乎文運之衰。堂堂雄藩、海內巨鎮、幕府之所賴以爲輔、諸侯之所仰以取法、則餘風之及、必有足以振神州之正氣者。豈不亦盛哉。

東湖、又別以一書を載して之を川口に與へ、其宜しく過を引き間を乞ふべきを以てす。其書に曰く、

藤田彪再拜、致書川口嬰脚足下。傳曰、朋友切切偲偲。又曰、忠告而善道之。然則朋友之道、固當切切忠告以盡其誠焉。向者足下履脚居也。彪時々訪問、以候其起居。然彪之於足下、年齒相懸、交情不接。唯以先生長者一視足下。而足下亦唯以童子待彪。所談不過尋常寒暄之間。未嘗與把杯酒、接應、披肝膽、輸情素。則彪之不可不以朋友待足下。非嘗禮爲然。勢亦然也。既而彪承乏本館、備員編修。亡幾足下亦起入江館。尋復爲三職、而頃者彪亦極編修之職。則彰考之館、水江雖隔乎、分屬同僚。總裁之任、假真雖殊乎。義均同職。則彪而有過足下固宜善道之。而足下之過、彪亦不可不以忠告也。豈可以齟齬交諍、而廢切々之誠哉。往年高橋子大與彪先人共事也。屢々往來、談論移晷、每語及時事。子大揚眉曠目、感發奮激、未嘗不爲足下以小人也。後足下以公事自江邸來。與子大及先人、杯酒相接、談論之間、子大或亦面罵足下。爲阿諛諛事。當時彪尙幼、雖掃是務、酒茶是供。雖不知其所論何事。而其所罵何事。而亦嘗親見聞之。童子之心、猶頗有疑於足下爲人也。既而子大免館、尋不歸。而足下履脚被禁錮。彪於是知足下心術之不正。始以子大之言爲不妄也。未數年、彪不幸喪先人。遂以餘生叨奉館職者、三年於茲矣。才雖劣乎、識雖陋乎。然館閣之所、以盛



子大罵足下

其。竊究其故。有以見於足下之爲人。雖知足下決非君子之人。而子大之罵足下。亦必有以也。今請爲足下。盡舉而詳言之。惟足下臨焉。足下夙以才學。擅名於一時。學士文公拔擢。朝三朝文苑。歷事三世。恩遇優渥。足下既嘗此寵榮。誠宜正行砥道。仗義全節。以報於國家。矣。而阿諛媚倖。姑息撻。其取容有司。務爲二身之計。其罪一也。比年以來。國用不足。上下窮乏。財利之說。乘之而起。姦巧之民。接踵驅。其市販牙儉之術。損下益上之旨。傷政而害風俗者。比比有之。足下身居正議之地。既不能救其弊。乃反成惡。應其說。又從而按引其人。其罪二也。儒生學士之親近君側。小人用事者所尤忌。自古而然。昔者魏公創建館局於江邸近密之地。其所以崇尙文學。親重史臣者。不一而足。及公薨。徒史館於水月。而其勢一變矣。文武二公。相述先君餘意。親近史臣。講論道義。本館史臣。應召至邸中。陪侍左右者。率無虛歲。足下傳有忠直之名。先於其召命未下。以公事來就本館。論議史事。夫備史之事。往而論之。與來而論之。似不異。甚有利害。而史臣疎外之勢。由是而生。本館衰替之形。由是而成。先公之深意。不可復見於今日矣。其罪三也。夫館閣者正議之地。而趨避者親密之職。其持身臨衆。最宜嚴正。而足下挾言長之勢。率館僚子弟。時或過酒肆。或擊。食。此鄉黨自營者所不敢爲。而足下公然爲之而不恥。其傷風害俗。不亦甚乎。其罪四也。足下之意。蓋以爲阿諛媚。苟無失。權於有司。則隱微之事。可以幸無咎。乃貪婪無厭。取不可取之物。受不可受之財。不復知廉恥名節爲何物。遂以汚行。致館閣之恥。其罪五也。凡斯五者。大之體。於國家。小之貽。於館局。上失事君之義。下虧守身之節。則足下之罪。固不可得而掩者。故足下之見。猶謂一也。一國之人皆以爲。有司必悉知足下之罪。則不復起足下。而足下亦長。絕念於當世矣。居未盈四歲。足下過。故得。出。又一歲入館局。不數月復其本職。於是乎。一國驚駭。衆口喧然。蓋未嘗不歎乙有司待足下之過。寬也。然足下預披詳之才。著作之美考索之精。已稱絕倫。侍讀於經筵者。年月亦久。則由有司而視之。蓋亦才能有可。而放棄有

不致以私公廢

青山川口  
文柄ヲ握ル

事林決シ  
テ輕カラズ

不。忍。棄。者。但在足下。一則既有此五罪。宜長。諷。知。恥。以爲自退之計。而至。今猶未聞。有後心。立於正議之地。任於館史之業。侍讀經筵。親近左右。恬然不恥。則是六罪。罪一也。子大而有知。其謂之何。甚爲足下。不取也。今足下誠欲。其罪。則宜可。然。悔。愆。然。當。於。其。責。不。可。以。已。者。直。論。議。而。折。廷。爭。以。報。一。國。之。恥。以。免。乙。阿。諛。媚。倖。之。議。則。一。國。之。人。皆。將。知。足。下。改。過。不。吝。而。君。上。之。起。足。下。亦。不。當。以。才。與。蓄。也。不。亦。善。乎。若足下願。念。妻。子。愛。惜。利。祿。以。不。能。然。焉。則。宜。引。過。悔。咎。辭。職。而。後。止。抑。亦。足。以。免。負。乘。之。議。矣。彪。年。少。學。淺。叨。忝。館。職。深。恐。戶。位。素。繁。以。負。國。恩。願。敢。論。館。局。大。弊。五。事。欲。以。有。報。效。而。其。一。事。則。論。足。下。心。術。不。正。不。宜。預。館。職。其。於。足。下。分。屬。同。僚。義。均。同。職。以。情。實。之。則。足。下。之。罪。實。有。不。忍。言。者。然。大。義。所。在。不。敢。以。私。廢。公。條。件。陳。列。致。之。青。山。子。世。彪。既。請。足。下。事。而。不。以。告。足。下。則。不。當。於。心。不。安。義。亦。所。有。不。可。此。彪。之所。以。切。切。懇。懇。告。而。不。已。也。傳。曰。不。以。人。廢。言。足。下。苟。不。以。彪。年。少。廢。其。言。則。幸。甚。抑。足。下。亦。不。以。彪。謝。劣。見。告。以。彪。之。過。則。彪。固。將。心。平。氣。以。奉。長。者。之。誨。豈。以。足。下。之。非。君。子。併。廢。其。言。哉。南。望。以。俟。不。宣。

是より先きに、江邸、災に罹り、新に史館を後樂園の傍に設く。土木の美、昔日の比にあらざ。而して青山、川口、文柄を握り、力を修史に効し、屢ば書を水館に寄せて、責むるに按史の怠惰を以てし、復人心の服否如何を問はず。是に於て江水兩館、益す衝突の勢あり、青山以爲らく「兩館隔絶、正議の士、皆水館に群居す、是れ其動もすれば、波瀾衝突を生ずる所以。如かず、二三館僚を江戸に移して其勢を殺さんには」と。之を公に奏し、又書を水館に寄せ、東湖及鈴木、杉山、飛田等に命じて、各闕を探り、其中る者は、皆之をして



江戸に徙らしめんとせり。東湖。乃ち館僚に謂て曰く「命に應して左右に咫尺する、事<sup>〇</sup>幹<sup>〇</sup>決<sup>〇</sup>して輕<sup>〇</sup>からず。安ぞ兒童の遊嬉に倣ひ、鬪を採りて之を博せんや。」と。因て相議し、青山に答ふるに實を以てし、大竹に由て職を辭せんと請ひぬ。未だ何等の處分あらずして公薨し、終に烈公の時代に及びぬ。

群儒老輩  
ヲ壓倒ス

東湖が、史館編修に補せられたるは、祿仕の第一着なりしと雖、未だ志を展ぶるを得ざりき。然れども、年少穎脱、氣魄凜然、群儒老輩を壓倒するに至ては勢ひ當るべからざるものあり。其青山に與へて出處の大義を論じ、館中の弊事を指摘し、川口に與へて辭職を勸告したるが如き、獨り其議論の雄健剴切なるのみならず、亦其識見の確乎として奪ふべからざるものあるを見る。是れ實に東湖が名を成すの初めにして世人をして其力量の侮るべからざるを知らしめぬ。

(註) 青山伯耆東湖墓碑ニ云フ「議論剴切、文辭雄健、始知<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>專<sup>〇</sup>力<sup>〇</sup>家<sup>〇</sup>學<sup>〇</sup>」ト。「回天詩史」ニ云フ「議論剴切、頗重一時」ト。亦以テ東湖ノ機鋒銳利ナルヲ見ルベシ。

第七

烈公の襲封

三百諸侯  
恐未有及  
公之用心  
者

君臣之情  
義固有不  
得已者存  
乎其間

「群臣材器德量、副<sup>〇</sup>公<sup>〇</sup>(烈公)之盛意者不<sup>〇</sup>衆。以<sup>〇</sup>故<sup>〇</sup>其施設之間、雖<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>能<sup>〇</sup>無<sup>〇</sup>緩急違序、寬猛失<sup>〇</sup>用之類、而<sup>〇</sup>至<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>修<sup>〇</sup>文<sup>〇</sup>奮<sup>〇</sup>武、盡<sup>〇</sup>忠<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>天<sup>〇</sup>下、則<sup>〇</sup>三<sup>〇</sup>百<sup>〇</sup>諸<sup>〇</sup>侯、恐<sup>〇</sup>未<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>及<sup>〇</sup>公<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>用<sup>〇</sup>心者。」と讚したる水戸景山公は如何にして其封を襲きたる歟。「彪骨讀<sup>〇</sup>史傳、常懷<sup>〇</sup>潔<sup>〇</sup>身自重之士、知<sup>〇</sup>退<sup>〇</sup>而<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>知<sup>〇</sup>進。常路用<sup>〇</sup>事<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>臣、知<sup>〇</sup>進<sup>〇</sup>而<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>知<sup>〇</sup>退。因<sup>〇</sup>又<sup>〇</sup>疑。其退者固處<sup>〇</sup>貧賤、以<sup>〇</sup>故<sup>〇</sup>恬<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>勢利、其進者漸慣<sup>〇</sup>富貴、所<sup>〇</sup>以<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>願<sup>〇</sup>望<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>念。今<sup>〇</sup>而<sup>〇</sup>思<sup>〇</sup>之、君<sup>〇</sup>臣<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>情<sup>〇</sup>義、固<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>得<sup>〇</sup>已<sup>〇</sup>者。存<sup>〇</sup>乎<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>間。非<sup>〇</sup>獨<sup>〇</sup>富<sup>〇</sup>貴<sup>〇</sup>貧<sup>〇</sup>賤<sup>〇</sup>使<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>然<sup>〇</sup>也。夫<sup>〇</sup>人<sup>〇</sup>臣<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>事<sup>〇</sup>君、苟<sup>〇</sup>志<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>道<sup>〇</sup>義<sup>〇</sup>者、孰<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>欲<sup>〇</sup>進<sup>〇</sup>而<sup>〇</sup>行<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>道<sup>〇</sup>。又<sup>〇</sup>孰<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>欲<sup>〇</sup>退<sup>〇</sup>而<sup>〇</sup>全<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>義<sup>〇</sup>。而<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>在<sup>〇</sup>疎<sup>〇</sup>外<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>職<sup>〇</sup>也。一事<sup>〇</sup>一<sup>〇</sup>議、動<sup>〇</sup>苦<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>司掣肘、而<sup>〇</sup>見<sup>〇</sup>君<sup>〇</sup>亦<sup>〇</sup>罕<sup>〇</sup>。無<sup>〇</sup>由<sup>〇</sup>吐<sup>〇</sup>肝<sup>〇</sup>膽<sup>〇</sup>。以<sup>〇</sup>故<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>心<sup>〇</sup>常<sup>〇</sup>憂<sup>〇</sup>憤<sup>〇</sup>激、每<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>一<sup>〇</sup>政<sup>〇</sup>一<sup>〇</sup>事<sup>〇</sup>失<sup>〇</sup>。昧<sup>〇</sup>者<sup>〇</sup>謂<sup>〇</sup>國事<sup>〇</sup>殆<sup>〇</sup>去、建<sup>〇</sup>議<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>司、有<sup>〇</sup>司<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>可<sup>〇</sup>則<sup>〇</sup>以<sup>〇</sup>爲<sup>〇</sup>拒<sup>〇</sup>己。溫<sup>〇</sup>顏<sup>〇</sup>容<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>。則<sup>〇</sup>疑<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>或<sup>〇</sup>見<sup>〇</sup>欺。其上<sup>〇</sup>齋於君、亦<sup>〇</sup>多<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>免<sup>〇</sup>有<sup>〇</sup>矯<sup>〇</sup>激<sup>〇</sup>過<sup>〇</sup>實<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>辭。是<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>所<sup>〇</sup>以<sup>〇</sup>難<sup>〇</sup>進<sup>〇</sup>。至<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>處<sup>〇</sup>親<sup>〇</sup>密<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>地、則<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>如<sup>〇</sup>意<sup>〇</sup>也。君臣<sup>〇</sup>和<sup>〇</sup>樂、固<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>勝<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>喜。其<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>如<sup>〇</sup>意<sup>〇</sup>也<sup>〇</sup>相<sup>〇</sup>與<sup>〇</sup>歎<sup>〇</sup>息<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>政<sup>〇</sup>府、又<sup>〇</sup>相<sup>〇</sup>與<sup>〇</sup>覆<sup>〇</sup>議<sup>〇</sup>於<sup>〇</sup>君<sup>〇</sup>前。諷<sup>〇</sup>諭<sup>〇</sup>辨<sup>〇</sup>論、無<sup>〇</sup>復<sup>〇</sup>遺<sup>〇</sup>憾、而<sup>〇</sup>君<sup>〇</sup>臣<sup>〇</sup>之<sup>〇</sup>間、顏<sup>〇</sup>情<sup>〇</sup>稔<sup>〇</sup>熟、自<sup>〇</sup>非<sup>〇</sup>大<sup>〇</sup>事<sup>〇</sup>不<sup>〇</sup>忍<sup>〇</sup>而<sup>〇</sup>折<sup>〇</sup>廷<sup>〇</sup>爭。其<sup>〇</sup>或<sup>〇</sup>直<sup>〇</sup>言<sup>〇</sup>抗<sup>〇</sup>議、君<sup>〇</sup>視<sup>〇</sup>以<sup>〇</sup>爲<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>常。君<sup>〇</sup>怒<sup>〇</sup>臣<sup>〇</sup>以<sup>〇</sup>謝。臣<sup>〇</sup>激<sup>〇</sup>則<sup>〇</sup>君<sup>〇</sup>諭。昨<sup>〇</sup>者<sup>〇</sup>爭<sup>〇</sup>而<sup>〇</sup>今<sup>〇</sup>日<sup>〇</sup>和、是<sup>〇</sup>其<sup>〇</sup>所<sup>〇</sup>以<sup>〇</sup>難<sup>〇</sup>退。」と水魚の關係を寫したる烈公と東湖とは、如何にして、相議るに至りたる歟。



幕府ノ政  
策  
東湖同志  
一派興リ  
テカアリ

文政十二年(己丑)哀公疾篤きや、國老神原照昌(淡路守)奥右筆頭取別所左兵衛、庭奉行關十兵衛等の徒、幕府の老中水野出羽守に結び、將軍家齊の庶公子清水侯を立て、己れ授立の功に藉り、以て權勢を擅にせんとす。事聞ゆ、人心洶洶、一藩愕然たり。初め武公早く恭穆夫人を喪ひ、適嗣無し、庶公子四人有り、曰く、榮之允。曰く、昶之介。曰く、敬三郎。曰く、銓之允。榮之允立て、世子たり、即ち哀公也。昶之允は、高松侯の養ふ所と爲り、銓之允は、宍戸侯の養ふ所と爲り、其爾り藩邸に留まる者は敬三郎君のみなりき。蓋し武公の志なりしと云ふ。此時幕府の政策として、紀尾兩藩より越前に至るまで、國主城主、苟も嫡子無きものは、皆幕府の公子を降して嗣と爲し、其國老有司、或は迎合旨を希ひ、其甚しきは、復庶子庶弟の有無を問はざりき。此に至り、清水侯を立て、嗣と爲すの説あり。東湖之を聞き、同志梅菴の自邸に會して、南上の策を議し、終に同志の士と共に死を決して江戸に入り、支藩守山侯に至り、之を論ぜしが、侯之を諾し、頗る力を盡し、烈公封を襲くこと、爲りぬ。實に文政十二年十月也。

なくんばあらず。而して其繼嗣問題に於ける事情は、『常陸帶』に詳かなり。曰く、

上ハ幕府  
ヲ欺キ下  
ハ先祖ノ  
命脈ヲ失  
フ  
有司敬三  
郎君ノ英  
明ヲ忌ミ  
恐ル

「其年(文政十二)の秋の半ばより公(哀公)御心地例ならず。長月の末つたには御水氣いやましつり、諸々の醫藥も其驗しなく、終に神無月四日の夜、御年僅に三十餘り三つを限りまして薨れ玉ふぞはかなき、その頃大將軍家には、公子數多ましくければ、尾張家、紀伊家を始めとして越前國城主に至る迄、其世繼なき家々は、幕府の公子を賜りて代をつかひむるもの擧て數ふべからず。是れが爲めに其家格をすゝめ給ひ、膝をも増し玉ふ類ひありければ、大名の家老諸役人など其利を貪りて、實は其の家を繼かしむべき庶子庶弟のあるを、それをば廢疾などにして、幕府の公子を養ひ奉らん計の類ひはたなきにしもあらず。上は幕府を欺き、下は先祖の命脈を失ひたる事いと惡むべき業と爪弾きして譏りたるが、いつか身の上知らるる事と爲り、長月の中つたより誰云ふさなく、公の御病若し云ふべからざる御事もあらんには、清水殿を養ひ奉らせんとぞ聞えける。心あるもの相語ひけるは、かしこくも東照宮、尾紀水の三家を建給ひて、徳川の御稱號を許し給ふ所以は、いやす御血脈を弘めて、幕府の羽翼となし石清水の源靈させず、徳川の流れ未遠く、四方の海に盈ねるを計り給ふなるべし。つらく惟みるに、天が下廣き中に、我威公の御血脈重みの子のいやすきに榮ひ給ひ、高松、守山、長沼、宍戸の四家は申すも更なり、高須其外、他姓の家に至るまで廣まり給へり。左れば假そめにも水戸の本宗にも庶流の家々にも威公の血脈絶へなん事も有んには、止む事を得ず、同姓の家より養ひ奉らせん事云ふまでも非ず。然るに今庶流連枝の家々に威公の血脈數多之れあるのみならず。目の當り、御才徳人にすくれ御所生も申しからぬ敬三郎君のましますに、清水殿を養ひ申す理やあるべき。是れ必ず心れしける有司原、一つには敬三郎君の英明を忌み恐れ、二つには己が儘に權威を振ひ身の榮華を求めんさて斯くこそ計るならめと、人皆憤りを含み、世の様を伺ひて有りけるに、青山延子安からす思ひて、時の執政職にてありし何某の許に行て、しかの事、いよく其實にある事にやと問しに、何某からくぞ打笑ひ、學者



桑雲片々

一も似つかわしからわ事を云ふものかな。水戸家、清水家、何れも東照宮の神胤に非ざらん。されば云ふべからざる事有ん時、清水殿を養ひ参らせん事、何の仔細あるべきと、事もなげにのしりたる由。又此時扇形内にて事ら用ひらるゝ何某と云へるもの、ひたふるに、幕府の権家に通ひぬる由。十月朔日の日、水戸に聞えしかば、兼て思ひ設けし人々の何かは少しもたぬらふべき。朔日の夜より晝夜ひきも絶へず。各江戸に馳せ登り、或は小石川の屋形に至り、執政職の人々を詰り、或は守山の君(大學頭頼愼朝臣)にまみへて志を述べ、或はかなたに潜り居て、事のさまを窺ひける、四日の夜より仰き戴くべき君なければ、人々いよく心を苦しめ思ひを焦しけるに、かしこくも哀公世にまし／＼せし時、自ら御志を記し給ひて桑雲片々名を御書あり。執政職の人々等之を披き見るに、敬三郎君して嗣と爲し給はん事を記し給ひ、又御葬の事厚くすべからず、いとよき諡を捧ぐべからずなと、其外あり難き仰せをのみ遺し玉ふ。これに依て家老中山守信、以て敬三郎君を養ひ玉ひて世子と爲し給はん事を幕府に請ひ給ふ。此時、哀公の御喪は、秘してありければ、公の御辭にて請し事申すもさらなり。將軍家連に許し給ひ、同八日の日に、其旨諸士に諭しければ、人皆且つ喜み且つ喜び、鳥羽玉の暗の夜明けてあかれさし出る日を拜みぬる心地せしこそ理りなれ。斯くて霜月三日の日、哀公の御葬り形の如くものし給ひ、同十八日の日敬三郎君元服し給ひ、從三位中將に任せられ、齊昭廟と申奉り、程なく密相を歴給ひ、中納言に任し給ふ。

宿弊ヲ洞察ス  
紀綱肅然  
小人膽ヲ破ル

公は、不世出の明主たり。襲封の初め、宿弊の在る所を洞察し、第一に先づ老猾政を亂すもの(榊原赤林等)を黜け、巨室の稍や賢なる者を以て之に易へ、奸臣驕吏を廢し、佞倖便嬖を驅り、而して文武材能の士を拔擢し、之をして諸ろの要職に當らしめ、大に言路を開き、文武を勵まし、奢侈を抑え、賄賂を禁ぜり。是に於て、紀綱肅然として、小人膽を

破る。東湖之を記して曰く、

「君(列公)には、年久しく龜の間に住給ひ、執政を初め、下々小吏の不正非法の事をも、又諸人賢愚善惡まで詳に知らしめしたるを御側右筆として之を記さしめ、其外、何れも御自ら物し給ひければ、執政の人々、例の奥右筆と計りて申上る事は容易に用ひ給はず。年寄さも何某は正しき人の由申上るに、君、其人しつゝの不正あるはいかゞと問ひ給ひ、又何某は邪なる人の由申上るに、其人はまが／＼の正しき事あれば、それは譏者の説ならんと言ひ給ふ類にて、執政の人々、我身の上の事さへ思ひやられ薄き氷を踏める心地しければ、御側右筆の職ありては、己が輩有て甲斐なきのみならず、いかなる禍に遇んも計り難し。いさ其職を廢し給はん事を申上んさて、更る／＼君の御前に出て、應に申上しかば、初めは聊か聞給はざりしが、後に仰せありけるは、國政執政と心を合せざれば、善政行はれ難き事、誰も知る所なり。然るに汝等少しも善弊を改むる心無く、我云ふ事を驚き怪みてうけがはざる故、止む事を得ず側右筆を申付たり。されど、政事内外と二つになるの患なきにしもあらず。汝等たに心を改め善政をうけ行はんには、我悦び、何々之に通くべき。さらば我側右筆を汝等に任せんさ有て、四人の側右筆軍平は、目附を命ぜられ、奥右衛門は近侍、市平は御用調役、傳右衛門は奥右筆頭取を仰せ付らる。是れ迄君の御側に昵近せし者なれば、如何なる密命をも蒙りて有んも計り難ければ、執政の人々も懼り恐る時あらんに、之を除かんと思へども、君ます／＼挑み給はず、更る／＼さま／＼の人を舉て調役を命ぜられ、ひたすらに、善弊を改め、奢侈賄賂を禁、實業儉約に導き、文武を勵し給ふにぞ、二年計りの中に執政より初め、諸役善弊に染たる人々は皆止められ、新たに仰せを蒙る者は、皆一筋に正しき道に志さし、奥右筆府の風俗も大に改り、塵芥許りも非義の賄賂受事無く、執政を蔑にし、文法を舞はして、權威を振ふ如きしわざも絶て、若し聊も正道に叶はざる事あれば、新参の者も古参に向ひて異見を述べ、或は執政の人々に向ても最切に議論するさまになりけるこそ心地よけれ。」

善弊ヲ改  
奢侈賄賂  
實業儉約  
文武ヲ勵  
ス



公の夙夜勵精治を圖る、驚くべきもの有り。

「君には、御世を嗣かせ給ひ、未だ一月計りの事なれば、御志をだに助け奉るべき人も無く、全く剛明の御徳義をもて、  
 数多の小人を退け給ひし事如何計りか御心を碎き給ひけん。其ころ、多田傳右衛門、御側右筆にてありしが、執政何  
 某を御前に召し、左右を遠ざけ、時刻移りても退げざるを如何なる御用にて斯く時刻を移させ給ふやと物影にて竊に  
 伺ひけるに、折しも十二月の中つた人々手足も凍ゆる計の寒さに、君笑らばせ給ひながら、御袖口をひらき給ひて  
 傳右衛門、我背を見よとありければ、おしこも御袖に手さし入れ御背を撫るに、御汗下召を絞る許に温ひぬ。君宣  
 ふ様は、執政何某と議論時を移せし事他事に非ず。彼奸人どもを退げんとせしに、何某智力を盡してこはみぬるを、  
 彼是れと議論したる故、斯途汗も出しぬ。されど小石川の鷹茶をも残りなく拂ひ盡しぬ。やがて昔の清き流れにな  
 りなんぞありけるや、程無く奸人等悉く罪を蒙りしと、後に傳右衛門、彪に語りぬ。」  
 公は、水野越州が、後來幕府に立て、實行したる儉約主義を一藩に施したり。公は先づ定  
 府の士を減じ、賄賂を禁じ、有司をして一介でも受くると無からしめ、華美なる衣服を禁  
 じ、大夫と雖、帛を着くるとを得ず、士民之に準ず、たゞ年七十を踰ゆるものは、此限に  
 あらず、凡そ冠婚葬祭、轉除慶賀の爲め、盛宴を張り、賓客を設け、歌舞飲宴、或は日以  
 て夜に繼ぐものは、之を禁じ、士族の家には、俗等三絃を唱ふると無からしめ、其他、正  
 月の松飾り、稻荷祭の華奢、端午の幟、上巳の雜飾等に制限を加へたり。其命令の一〇二  
 つを記すれば、左の如し、

一、近頃、風俗奢侈甚しく都て花麗を好み、儉素を失ひ候段、御禮に達し、此度御家中一統縮服着用仕るべき旨仰せ  
 出され候。尤も官服並熨斗目着用の儀は、是迄通相心得申すべく候。  
 一、諸士以上、絹袖下着苦しからず候。妻女の儀も右に準じ、着用致すべく候。且男女とも七十以上は太織袖の上着  
 苦しからず候。  
 一、諸士以下、輕き者、都て縮服着用。帯の儀は、太織袖苦しからず候。且男女とも七十以上、太織袖下着御免遊ばさ  
 れ候。  
 一、官服の義も右に準じ、縮服相用申可候。  
 文政十五年 (此年冬天保と改む) 九月水戸にて諸向へ  
 一、御家中の族、御用召、又は祝儀事、これある節、親類打寄り、盃事なご致し候儀は本より苦しからず候得共、酒  
 宴おまし候は、停止せしめ候。同席並に同役等の祝儀に参り候族は、取次へ申し置くべく候。親類のみ打寄り候席  
 に加はり候に付、自他の人情止む事を得ず、酒宴おまし相成り風儀を亂し候間、懸念の者たりとも、申置き候  
 様致すべく候。  
 一、音信贈答の義、先年より相違候振りも是あり候得共、是れ以て相馳み候趣に相聞え候に付、以來相互に専ら實素  
 な心かけ信義を失はざるのみに致すべく候。  
 一、親類縁者へ繰無く挨拶ひ致候節、贈部は一汁一菜吸物並に着一種に限るべく候。  
 一、平日同役一席會の節は、汁講にて互に親み申べく候。  
 文政十四年十二月 (江戸水戸とも同し) 諸向へ  
 國中の人心、爲に震慄せり。長夜の迷夢は爲に一攬せられぬ。群小の怨讟は巷に滿ちたる



も、一代の風氣は爲に洗發せられぬ。公、蓋し、其主義精神氣風態度を擧て以て中興の大導師たるの覺悟有り。故に獨り之を士民に令するのみならず、躬親ら黒木綿の御上召棧留めの袴、麻の御肩衣にて、褥も夏は必ず麻を用ひ、羽織は夏冬とも鹿布を召されぬ、東湖曰く、「君、常に彪等に語り給ふは、寡人部屋住にてありし時、日に必ず袴を用ひし故、袴のすそ痛く破て庭を行くも杉の落葉ひきからみ、歩み難き程の事ありき。今も儉素を守るども、其時にくらぶれば奢やすらんと自ら戒るそと仰せありき」と。日日の食膳も亦之に準し、極めて粗なり。曉起必ず水浴し、朝餐には、牛乳と雞卵とを用ひ公の食膳極めて疎なりしと雖、常に牛乳を用ひ又牛肉を彦根より取寄せて之を食せりと云へば、其善く心を衛生に用ゐたることを知るべし、されども、他は、汁飯、野菜、鹽鼓、雞卵羹の類に過ぎず。賓客に供するも、常に大根の汁かけ飯に、雞卵の白身を月の輪の如く切り、野菜を加へたる吸物のみ、又常に農業の艱難を思ひ、彫刻家に命じ、兩個の農民が、簞笠を着て鋤鎌を握る所の形狀を鑄らしめ、之を御膳部の上に置き、食事毎に、必ず先づ箸を取り、飯を百姓の前に供し、然して後、喫飯せりと云ふ。

革新の第一端緒たるに過ぎずと雖、亦以て公が、(天保辛卯公年三十二、此歳夏四月六日、有栖川幟仁親王の女を娶る)進取果銳の氣、純明剛健の徳、天下に率先して、中興の首倡と爲り、以て天下の元氣を挽回せんとするの決心如何を知るに足る。

(註)

哀公ハ一代ノ明君也。烈公ノ兄タルニ愧ナザル英主也。文政六年、近習岡井富五郎、書ヲ哀公ニ上リテ異母弟敬三郎君ヲ世子ト爲サンヲ陳セシニ、公ハ左ノ親書ヲ岡井ニ賜ヘリ。



告志編

烈公ノ臨  
指

候。只今養子に致し候ても宜敷候へ共、小子と景山公子との實母中願候間。只今は成兼候事△△心配致候、猶更得と考可申候、此書付一覽後火中可致候

開弁は、右の御書を秘藏し、其病革まるや、一日、根本五六郎を枕邊に招き、之に謂て曰く「世嗣の大事を托するものは、君を除きて他に其人無し。宜しく吾に代て此書を奉鉢し、敬三郎君を世嗣と爲すことに盡力すべし」と。

◎天保壬辰、三月廿三日、公「告志編」を作り、國中諸臣に諭す、曰く「願淵曰舜何人也、我何人也、有爲者亦如是。孟子曰性善、言必稱堯舜。吾欲學古之賢君其將、願等宜學古之忠臣義士。君臣一軌、國は發揚於後世、不亦可乎」と。(右烈公行實に見ゆ)

◎烈公の臨指は長義の大形の作にして、柄の淵頭は鐵、目貫は勾玉、鍔は信家の作。刀も同く鐵のこしらへ餘餘にて、釘の目貫、大進坊の作なりと云ふ。

◎公、稱は、夏と冬と異なりては、無益なる事なりとて、海嶺の皮を敷き、幾年過ぎてても同く敷物なり。疊も古く、縁のきれるをも省みず、障子紙も切抜き、修補せられ。領中野行は、藍布の羽織。伊賀袴のみなりとなり。

第八

牧民官としての東湖

東湖は、烈公襲封の初めに於て、牧民官と爲りぬ。是れ東湖が一生に取りて實に其力量を標榜するの第一階段たりき。

郡宰ノ陶

八田

太田

公は中央政治の革新と同時に地方政治の革新に着手せんとし、郡宰を陶汰し、山口正徳(頼母と稱す)を大里部に、友部好正(正介と稱す)を石神部に、田丸直諒(稻之右衛門と稱す)を濱田部に、川瀬教徳(七郎右衛門と稱す)を紅葉部に、會澤安を常盤部に、吉成信貞(字は履善、南園と號し、又右衛門と稱す)を太子部に任じ、而して東湖を、八田部に宰たらしめたり。八田は、水戸城西、六里許に在り、那珂、久慈二水の間、地極めて瘠せ、民亦貧なり。寛政年間、文公四郡の制を廢し、封内を分ちて十一部と爲し、郡廳を各處に置き、高野世(字は子穩文介と稱す)新たに此地に宰たり。後白石意隆(又衛門と稱し、一如と號す)石川清秋(儀兵衛と稱す)井阪某相繼て任じ、以て東湖に及べる也。

已にして、七郡の制を廢し、四郡と爲し、會澤友部と政府吏に任じ、奥右筆局の要務に當り、山口、目附に、田丸、勘定奉行に任じ、其留りて郡宰に在る者、川瀬、(南を治め)吉成(東を治め)及び東湖にして、新に石河幹忠(字は公恕、徳五郎と稱す)を以て宰と爲し、武茂を治めしむ、而して東湖は、北の方、太田を治むることいは爲りぬ。太田は、其界、久慈郡太田より起り、稻木、藤田等の諸村を經、久慈川に浜りて上り、南、太子及び開田、金澤に至り、西北、八溝山を限り、廻りて東、生瀬、高倉を過ぎ、所謂天下野、洞



牧民官ノ  
器度

民心悅服

常平倉ノ  
築造

諸村に至る、土地頗る肥沃、民亦富み、最も好山水饒し。  
 東湖の牧民官たる、僅に二年有餘許。特殊の成績を見ず。然れども、其八田に宰たるや、  
 驕侈を禁じ、勤儉を勵まし、冤枉を洗ひ、無告を恤み、僚吏を沙汰し、村老を賞罰する等  
 の外、一々舊慣に従て、民情を駭かすことを肯てせず、廳務閑あれば、僚吏子弟を會して風  
 月を吟詠し、古今を談論し、郡内の民心をして、自ら安んずる所あらしめたるか如き、亦  
 以て牧民官たるの器度如何を想見すべし。彼が八田に居ると一年に滿たざりしと雖、太田  
 に居ると一年有餘に亘れり。但し四郡の制に於ては、同僚相議し、施設約の如くせるを以  
 て、其政、別に新に變革するを爲さざりき。而して郡内民心、東湖の治に悦服せしと、  
 猶八田に於るか如くなりき。  
 たい、東湖が、太田郡宰として、記すべきものは、凶歳の準備たる常平倉の築造是なり。  
 彼は、常平倉を太田、部垂及び太子の三所に設けんと欲し、太田、部垂は粗ぼ成り、未だ  
 太子に及ばずして轉職の爲に止むと云ふ。其「觀太田村新倉」の詩に曰く、

穀粟之於民政、急且大矣。其所以持、儲蓄之柄、制貴賤之權者、固不可不備也。而世風澆漓、莫不知大牀、遂  
 使穀帛之大權、舉而歸諸商賈、可勝慨哉。我公深憂之、其思所以矯之者、蓋不二而足。彪不肯、亦竊慕公之意、  
 將有所施行也。適與、復屬、聯其事、先舉一倉於太田村、今茲辛卯七月初功、九月告成。彪適行、視部下、過本

寒民感君  
德微力亮  
天功

用意深審

吏風矯正

村觀之、意爲欣然、情見乎詩。  
 碧瓦如、鱗棟亦隆。新倉築得喜、年豐。誰知巖邑城傍地。正是雄藩封內中。欲使寒民感君  
 德。豈無微力亮天功。何當儲蓄餘千億。常平還觀漢代風。  
 封建政治に於ては、備荒儲蓄は、民政の一要件たり。左れば、東湖が、最も心を此に注  
 き、常平倉を築造したるは、用意深審なりと謂ふべし。而して天保丙申の飢饉に至て、果  
 して其驗ありき。  
 又東湖は、牧民官として、心を吏風矯正に盡せり。文政末年、紀綱廢弛、吏風游惰、其弊  
 毒、地方に浸染し、郡宰の地方を巡視するや、舍に就て宴を設け、飽醉適意、其首を濡ほ  
 す者、滔滔皆是れ、烈公立ち、庶政一新、之を禁ずるも、其弊未だ全く絶たず。彼の郡宰  
 たるや、天成酒を嗜む彼も亦謹慎を主とし、儉素を行ひ、酒を飯まざりければ、吏風爲に  
 一變すと云ふ、詩有りて之を記す。

小徑透迤落日斜。荒村暮色寂無譁。坐對茶甌喫芋栗。閑呼野老話桑麻。披霧朝辭  
 山下宅。帶烟夕宿澗邊家。不似往時權勢吏。管絃歌舞愛繁華。  
 一爲宰吏覺辛酸。減却腰圍衣帶寬。愁意逼人易妨睡。江山入眼巨爲觀。悲風落



日秋天遠。峻嶺危巖行路難。憔悴原因絕一杯酌。漁翁莫作楚臣看。

亦以て東湖が、力を民事に盡す所以を知るべし。

烈公嘗て東湖及び川瀬、吉成、會澤の四人を召し、親ら堯典「克明峻德章」の三十字を書し、之に賜ふ。會澤が『納言公賜墨記』に曰く、

納言公賜墨記

公素抱有爲之志、慨然欲修威儀之舊章、擬文幣、武、盡親藩之職、以輸忠誠於天朝、及幕府、勵精圖治、擬綱、革除宿弊、澄汰庶官、而遷在郡職、尤揚民心、臣安以非薄承乏、亦幸一郡、累下親書、訪問民瘼、同列日夜集會、講論所以報方一者、庚寅冬、與川瀬教德、吉成信貞、藤田彪、同應召抵江戸、際川邸、賜坐通對、虛懷吁覲、君臣之間、率然失其嵩高、使愚賤傾倒滿瀝、不自知一語、役訖將還、分剖典籍、首語、親書以賜焉、四臣既歸、加裝演、謹藏於家、蓋公之親與愚賤、重民也、民安則食足、而兵可足、可以盡天職、而忠於上、然則愚賤之承恩賜、當知三盛意之所在、鞠躬以竭、豈比之他器玩、徒誇一身寵榮、

亦以て君臣一致水魚の情あるを想見すべし。東湖が、地方に於て、特殊の功業の記すべきもの少なしと雖、實際に政術を鍛鍊し、併せて公の信任を厚うせしこと、蓋し此時よりせり。東湖は、同僚と共に、勵精發奮、國家に報効する所あらんとするに拘らず、而かも天下の士、皆首を傾け、中興の化を企望せるに拘らず、中央に於る執政、世家、僚吏、一意保守を主とする者、革新の政を喜ばず、郡制變更するに及びて、益す詭計秘術を逞うして之を

改革ト守舊ノ衝突

沮害し、而して改革派と守舊派との衝突、始めて起りぬ。東湖議諧はさる所あるを以て病と稱して事を視ざるに至りぬ。其『病中述懷』の詩中に云ふ、

「維、在、庚、寅、明、君、新、立、年、勵、精、圖、國、治、披、擯、任、才、賢、百、度、舉、有、目、宿、弊、漸、將、闢、仁、政、固、邦、本、恤、民、最、所、先、雖、用、及、近、指、誤、充、郡、官、員、拜、賜、望、嚴、殿、召、對、侍、高、筵、年、少、況、淺、劣、爭、堪、任、專、感、恩、不、揣、分、當、使、民、病、痊、知、臣、莫、若、君、國、臣、存、恩、忠、戒、臣、以、三、者、氣、勉、臣、以、始、終、服、勞、每、恐、失、乾、々、又、忤、仲、獨、奈、耿、介、性、固、非、齊、東、風、薄、書、屢、失、期、案、屢、苦、難、工、弱、冠、稱、官、長、僚、屬、多、老、舊、制、賦、豈、容、易、端、坐、郡、堂、中、生、靈、幾、萬、許、膏、澤、何、日、進、三、職、成、何、事、曾、無、涓、埃、功、豈、當、才、辱、疎、原因、學、術、空、既、負、距、心、踰、還、慚、影、心、愚、之、不、能、睡、中、宵、獨、沾、襟、遙、搜、靈、藥、疾、撫、枕、空、呻、吟、」

(註)

『回天時史』ニ云フ「其巡視部下、時或登臨旅滬、足以激滬郡宰之俗、但歸父老專焉、僚吏從焉、農夫鋤耕、拜伏道左、耳。四郡之制、皆共同僚、相讓、施設如約、以故其於部下、無別出意見、布新政也。」ト。左ニ數首ヲ掲グ。

辛卯之夏、巡按管下諸村、途中口號

朝飯三碗、晚飯三碗、夕乘小艇、下清灘、休、喘、爲、夏、濕、應、俗、處、々、江、山、隨、意、看、

過田野村

石徑盤紆、曉、露、濕、散、開、茅、屋、響、山、阿、兒童、驚、走、綠、何、事、投、未、曉、觀、宰、吏、過、

荒郊

地瘠賦多、耕者少、比、隣、消、耗、幾、家、全、□知、不、是、他、人、責、斷、死、村、日、暮、天、



第九

黨派の衝突

原田成祐  
ハ所謂水  
戸四田ノ  
一  
(四田ハ、  
藤田、戸  
田、武田、  
及原田)  
關係小ナ  
リト謂フ  
ナ得ズ  
革新派ト  
守舊派ト  
正論黨ト  
俗論黨ト

烈公が藩政を改革するに當り、端無くも黨派問題は、起りぬ。天保二年(辛卯)十月廿九日、御用調役會澤(伯民)奥右筆鈴木(子賢)及び原田成祐(兵介と稱す)等其職を斥けられ、會澤は、小納戸列、史館總裁に貶せられ。鈴木原田等、交代馬廻と爲り、改革派の名士々々黜けられ、深澤甚五兵衛、亦病と稱して出てす。是れ必ずしも重大事件にあらざるが如しと雖、東湖一派の爲に取りては、其關係、小なりと謂ふを得ず。何ぞや、會澤は、改革派の長老として重きを有する人物なれば、彼等の去る以上は、郡宰たる改革派の人物。彼等の位置も當に危険なるのみならず、隨て中興成否の如何に關する問題なれば也。吾人をして少しく其關係如何を解剖せしめよ。

凡そ中興の政を擧ぐるに當り、改革派と守舊派と相衝突し、正論黨と俗論黨と相軋轢する。古今の必ず免れざる所。或は學術の異同より、或は年齢の少長より、或は地位の高下より、或は貴賤貧富の差より、各黨派を生じ、互に相分立するに至るあり。當時に於る水

過渡時代

東湖ト結  
城、立原、

立原翠軒

小宮山樾  
軒

戸は、所謂過渡時代にして、一變革を要せざるべからざる時會に際し、學術の流派より主義の異同より改革派と守舊派とを生じ、正論黨と俗論黨とを生したるは、當然の理勢なり。而して改革派正論黨は、藤田を推し、守舊派俗論黨は立原を推し、後ち結城之に附す。其間に中立して斷然たる定見無きものは、所謂後來鎮派若くは柳派と稱せられたる者也。

然りと雖、黨派の衝突、豈一會澤の爲のみならん哉、其由て來るや久き也。初め義公、日本史を修め、名分を正うし、大義を明にす、流風餘澤の存する所、皆名節を尙び、廉耻を重んじ、而かも世儒の詞章記誦を以て學と爲すものと同日に語るべからず。其後、文公、文學を崇び、盡く大日本史を刊し、以て前志を成さんと欲し、立原翠軒(字は伯時、甚五郎と稱し、東里と號す、翠軒は其別號)を以て史館の總裁と爲す。翠軒、博識能文、能く人才を教育し、隱然國中の巨儒と稱せらる。是時、人才輩出、長久保赤水(玄珠と稱す)草莽に擡んでられ、藤田幽谷、市井より擧げらる。幽谷は即ち翠軒の弟子、翠軒深く幽谷の學識を推し、謂らく「國史を成す、彼に非ずば、能はず」と。屢び之を告ぐ。故に年間擡擡せられて中士に至る。幽谷亦深く修史を以て自ら任ずる所ありき。小宮山樾軒(名は昌秀、字は子實、文公の時郡宰と爲り、烈公の時側用人に進む天保庚子卒)亦翠軒の弟子。才



議論師ト  
低格ス

藤田師ニ  
背キテ反  
噓ス

忠奸正邪  
ノ論ニ至  
ラズ

學有り、然れども幽谷に及ばざるや遠し。小宮山、乃ち刻厲して、務めて其上に出でんと欲するも終に及ぶと能はず。因て翠軒に讒する所あり。翠軒亦自ら佛事志を草し、修史の難きを知り、小宮山の語を聞き、稍や之に感ひ、志亦變す。曰く「國史は、唯宜しく紀傳の已に成るものを刊すべし、志は必ずしも作るに及ばず」と。幽谷の意は、固より志を作るに在り。是に於て議論、其師と相抵悟せざるを得ず、曰く「天朝一統、百代一姓、禮樂典章、遠く堯禹に遠く、安ぞ志無かるべけんや。志安ぞ作らざるべけんや」と。亦題號の事を争ひ、之を長久保に告ぐ、適ま文公史事を長久保に問ふ、長久保曰く「志作らざるべからず。而して志を作るものは、藤田にあらざれば不可なり」と。公、乃ち翠軒を蹴けて幽谷を用ゆ。翠軒大に悲り、謂らく「藤田師に背きて反噓す」と。小宮山、從て之を問せしかば、翠軒、交を幽谷に絶つに至る。幽谷、本志の在る所を陳し、屢ば人をして言を釋かしむ、而かも翠軒聽かざりき。是より後、其徒、各門戸を分ち、聞々として相軋轢し、黨禍實に此に始まる。但し是れ學術的軋轢に止まりて、尙未だ忠奸正邪の論には至らざりし也。

哀公に至て、紀綱廢弛、文武の政地に墮つ、隨て幽谷も亦大に用ゐられず。翠軒、見識の争を爲すを悔ひ、憾稍や解け、二人死後、東湖は、學黨軋轢の弊を杜絶せんと欲し、翠軒

學黨ノ調  
和兼用

革新進取  
ト保守苟  
安

の長子杏所(名は任、甚太郎と稱す、杏所は其號なり、回天詩史に杏所を評して云ふ「爲人胸襟洒落、不修威儀、頗有知人之鑒、聞見該博、尤長於書畫」と和を講し其交りを温め、兩氏の間嫌芥の怨無きに至れり。然れども末流後進、動もすれば、相摺撃し、黨勢漸く成り、東湖と雖、之を奈何ともすると能はざりき。

哀公疾篤く、繼嗣の未だ定らざるや、南上正論の士、藤門の子弟多しと雖、立門の士も亦之に與れり。烈公封を襲くに及びて、學黨を調和兼用し、立原派よりは、藤田晴軒(名は貞正主書と稱す)を執政に、小宮山を側用人に、立原(杏所)を小姓頭に、友部好正を江戸御用調役に任じ、酒井市之允を勘定奉行と爲し、又藤田派よりは、山野邊兵庫(名は義觀)を執政に、會澤を水戸御用調役に、武田耕雲齋(名は正生、字は伯道、彦九郎と稱し、後耕雲齋と號す)山國共昌(喜八郎と稱す)を目付に、戸田蓬軒(名は忠敏、銀次郎と稱す)を江戸通事に、杉山復堂(名は忠亮、千太郎と稱す)を弘道館教授に、川瀬、吉成、石河及び東湖は、郡奉行に任せられたり。而して兩派の持論、互に相反對背馳し、彼等は革新進取、中興の規模を恢弘せんと欲するも、立原派は、保守苟安を主とし、更革進取を喜ばず、中より之を沮む。是に於て、政黨の形方に成り、大に軋轢衝突するに至りぬ。



哀公、末年、史臣に命じて東藩文獻志を修めしめしが、公薨して果さず。此に至り、改革派の名士會澤、鈴木等、以爲らく、「苟も中興の大業を成さんと欲せば、宜しく祖宗の典刑を修め、斟酌増損して、以て之を至當に歸すべし。」と。乃ち建議して復文獻志を修めんと請ひ、公も亦之を許す。是に於て、一局を城中に開き、總裁代役杉山、史館勤石川久次衛門、其事を督し、岡崎正忠、(字は子衛、次郎兵衛と稱す) 塙長次郎、根本敬義(字は仲徳、三十郎と稱し、又五六郎と稱す) 國友克(字は伯用、與五郎と稱す) 安食喜八郎等、と共に諸官府の記録古事を講究し、執政には朝比奈彌太郎、參政には近畿備大夫、監察府には山國共昌(喜八郎と稱す) 石川總三郎、奥右筆には、會澤鈴木等皆文獻志掛を命ぜられぬ。而して改革派の有志、或は其局に往來するあり、守舊黨の吏人固より進取更革の説を喜ばず、立原派また學術の異同よりして、改革派を忌み、終に之を讒するに朋黨を以てし、會澤、鈴木等、の貶黜を見るに至りし也。

會澤は、雄斷果決、快刀亂絲を截つの手腕を有せずと雖、博學精諳、典故に通じ、古今を知るの明有り。政治家としては、機變縱橫、策略出沒の能を有せずと雖、天下の師としては、德器凛然、胸襟玲瓏、徐ろに君心を格するに足る。黨首としては、黨派を馴倒し、衆

議論操行 正義ノ標

中興成否 ノ一大事

國家ノ御 大事

力を結合する術數を有せずと雖、議論操行、正義の標準たるに至ては、自ら重きを有す。即ち東湖が全力を致して以て會澤を救んとしたるもの、決して偶然に非ざりき。

是時東湖、租税の總計を奏する事有り、同僚、川瀬、吉成、石河と共に出仕し在りしに、適ま會澤は罷められたりと聞き、以爲らく「是れ中興成否の一大事なり」と。相議して執政の宅に至り、直言する所あり、是よりして改革派の有志、皆慷慨して措かず、奔走幹旋至らざる莫し。而して十一月三日、東湖は一書を作り、之を執政岡部以徳(忠藏と稱す)に與ふ。岡部は、會澤を斥けたる首謀者の一人なればなり。其書に云く。

以書付申上候。寒冷之時節に御座候處。益御勇健爲被入奉恐喜候。然は去月廿九日、御役替の儀、實に不容易御儀に有之職外之儀には候得共、御不爲に相成候儀、乍存打捨罷在候ては、行々職分へも拘り候儀に有之。全役共一同、苦心仕候處。鄉村御掛りの儀にも御座候間、不取敢一同御宮下へ罷出、愚存の趣申上、尙又御立揚之儀御宅へも罷出可申存候處。遠慮仕候次第も御座候間、一人つゝ追々罷出候由に有之、替る々々同様の意味申上候も如何敷候得共、此度の備國家の御大事にも拘り候上は、御爲を存下候ものは人々苦心仕候段勿論に候得共、私儀は君父に對し、甚苦心仕候次第に御座候に付、態々書取り、左に申上候。會澤恒嗣等、轉役被仰付候儀、世上種々の評判に御座候へ共、雖も右の者共を、不正不直の者之評判仕候者も無之。上にも最早正しき者なは追々御座候被遊御世風も又々相替り可申様相唱へ候へ共。左様の御次第には有之間敷、却此上益々御政事向を御世話可被爲在尊慮にて、恒嗣等は全く無餘儀次第にて御除き被遊候思召に可有御座奉推察候。御懐合の儀奉推察候は、何共恐入候得共、私共別て、苦心



此儀ハ兼々心配仕候

彼モ驚走モ驚ト申機相成益ス即人ノミ相増ス

幾重ニモ廣ク御取用ヒ被遊

仕候に申儀は、外之次第にも無之。何となく世に申ふらし候に、立原藤田兩派と申儀に有之。此儀は兼々心配仕候、何卒沙汰にも右等の儀無之様仕度。御先代中より心掛候次第も御座候へ共、外々より見候ては右の意味合も御座候歎にて恐縮。毎日上の御心配に迄相成候段様々恐入候次第に御座候。左りながら、世間にて兩派と唱候者の内にも、本筋を吞込居候ものは、決して右流派等立候處存無之は指見候へとも、畢竟碌々讀書も不仕、なまなかのものより、右等の故障引出し、彼は評判仕り本筋を吞込み候ものも、誰か何派の方に有之杯申しふらし候ゆへ、後には當人々々も疑惑仕り候勢に相成候氣味は可有之候へとも、實の所に至り候ては、上の御爲、專一に心掛候儀は、元より一様と被存候。此度恒職等御除の儀、不正不直の筋にも御座候は、可申上儀無之候得共、萬一右の行違より、御決斷に相成候儀にも御座候は、乍恐自他心服罷兼、此上甚御口通の御故障に可相成。愚慮仕候一休黨を立候と申すゆへを以て、人を罪し候節は、右に付上の御爲と存下、存寄等申述候者も、彼も驚、是も驚と申儀相成、ますく即人のみ相増し候には大くづれに罷成候儀、古來ためし不少儀に承知仕候事六々敷く申上候儀に候へども御立場の儀廣く御國中の人材を御遣被成候儀肝要と被存候處、御家中人物の儀種々の向有之、中に一體には無之候間、其向きにより、少しも器才有之ものは、無殘、御取用ひ被遊候様無御座候ては、一休御摸通り不宣様被存候。武藝にも數派有之候へども、つまる處は、一つに相成、人に切れ候事を習居合兵法も無之、目あてをばつし候儀を習候可儀も無之類にて、學問も人に寄り、少々にては相違候儀は御座候とも、不忠不孝を學ぶ候學者も無御座候。左候へは、大將の下知次第、武藝も種々の流儀有之候様儀の足り合に相成り候。扱又上の御取扱次第にて、兩派は扱置數派の學問御座候とて御背反有之間數存候。仍ては世に上にて唱候通り實に兩派と申事御座候て猶又幾重にも廣く御取用ひ被遊。雙方力を合して御奉公仕候様相成候御下知無之ては相成間數儀に有之。猶更兩派と申候逆も前文の通り、なまなかの者より故障引出し候儀に有之。以前の儀は、若年の私不相心得候へども、近來の様子立原甚太郎儀は、御承知被爲在候通

恒職一人ノ不調法ニハ無之

り、せい々々仕候性質に有之候へは、右等の心無之は、指見私逆も不肖ながら、右等の心は無之候。猶更其外本筋を吞込居候ものは、其人に寄り、少々存寄異同等は御座候とも、兩派の故を以てよき事を、悪しきと申す様なるものは御座ある間數候へは、全く子供として口論杯仕候を、其親に迄立入り取懸き候類にて、右の通世間にて取はやし候處を上より御手傳被遊候てはわざと驚を爲立候様なる釣合に相成とも難計。何共噂數次第に御座候、恒職儀は亡父門人にて、高弟に有之候處、一旦御試みの上、動向き不得手の故を以て、御除被成候儀は、不得已、扱又不正不直にも御座候て、嚴重被仰付候とも、全く恒職一身の不調法のみにて越林へ引張候儀無御座候へとも、御改正の御砌、驚を立候と申意味にて御除被成候ては、恒職一人の不調法には無之、亡父學問不宣故門人共の儀一統心得不宣と申事に相成候のみならず、一向學問も不仕善右衛門次郎兵衛等迄右の故を以て、御用足不申様相成候、其源は、私家より起り候に相當り上へ奉對候ては勿論、亡父へ對候ては、甚不本意の段御察可被下候前にも申上候通り上にて御政事御ゆるめ被遊候思召に候は、何等不及申候へとも、此上益々御世話被爲在候御舎にも御座候は、今度の儀は乍恐大に御見込違ひと申に可有御座存候間、無伏願申上候種々申上度事も御座候得共、最早追々全役共より申上候儀と存候間前文兩派と申意味合のみ申上候。猶存寄追々申上候以上。

岡部忠藏 御執達

藤田虎之助

翌日、東湖、更に一書を作り、之を公に呈す。其書に云ふ。

愚皇、若年不才、妾りに御厚恩に沐浴仕居候處、臣事言而死、不忍不肖而負陛下、にこそ申古人の御語も御座候間、存分申上候。會澤恒職、等御除きの儀、如何の尊慮御座候とも、愚直の士を御罪し被遊候に相違無御座、御家中、愚直の



士、内々悲歎の様子、實に難墨紙、昨夜愚臣宅へ來り、古今中興の羅成、忠直の退易きを話し、さめ／＼と泣き仕候もの有之候程に御座候、忠直の士、爲國、是迄に苦心仕候、さも不被思召、御英明、是程迄に被爲迷候哉、乍恐御至誠を以て、御察被遊候は、御家中忠直の心も御分可被遊候。臣の申分、毛髮の私御座候はば、嚴重被仰付候とも、決して遺憾無御座候哉。惶恐死罪々々

十一月四日

此時、江戸通事戸田蓬軒より十一月六日、書を彼等諸同志に贈り來る。其大畧に云ふ。  
此度會澤等轉除の事、實に嘆息にたえず。乍去右に付呈書なしたりさて、中御信用無之のみならず。いかなる大害を發すも計り難し。仍て前便の呈書も、先つ手元へ、留置て呈せず。一左右次第、呈するとも、返すともなすへきなり。まわは事情得と推察の上、先つ扣へなくへきものなり。

蓬軒は、思慮周到、忠厚眞摯の人。有志者の上書に由て萬一郡宰の人々までが君公の怒に觸れ、罪を蒙るに至らば、彌よ國家の爲に、由由敷大事と爲るへきを以て、彼等諸同志の封事なども、之を公に呈せざりしとなり。然れども、東湖が十一月四日の封事は、確かに通事、幡鎌與衛門の手を経て、公の親覽に入りぬ。『回天詩史』に云ふ。

彪興、同僚一議、以爲、郡宰、本疏外之議、而頗爲極要之地者、以公事信在吾儕也。今政府變革如此、凡吾儕建議者、皆從中制之、隔絕上下之情、則公之盛意孤矣。因上書嚴陳所下以退小人、進君子一挽、回正氣之說。凡購使往來於江戸者、每月六次、未嘗一次無郡宰上書一也。公亦時下親書慰焉。而讓讓先入無可奈何一也。  
天保三年、(壬辰)、二月、深澤甚五兵衛、亦罷めらる。東湖、遂に口舌の以て争ふへからざ

忠厚眞摯ノ人

るを知り、病と稱して出でず。而して朋黨の論益す熾んなり。公、震怒、遽に川瀬石河を召し、事情を問ひしが、二人、侃然直言、餘力を遺さしむと云ふ。即ち川瀬より彼に贈る所の書に云く。

以書付致啓上候。御書に御座候處、彌御安泰奉賀候。牛久新宿泊りにて、四ッ半過ぎ、上着、直に御次へ御機嫌相伺候處。扣候様御通事申中間に付、例の通り、三疊敷に扣候處、直ぐ被爲召候て御敷へ罷出候。友部も伺候事御座候て罷在、一同様々の事、御尋御座候て、八ッ半頃相引申候ッリ合意しきとも又宜敷事も御座候處、押ならし、一昨年より劣り申候。鹿島一件、御尋御座候處、其儀に付、今夕山口方へ友部、酒井、寄合談判、明日杯御受申上候旨に御座候の様にか、破り可申被存候以上。

但意味御座候ゆへ破り可申存候也

一、敬兄御病氣の事も御尋被遊候、夫に付存の外に、會澤等御處置一件御議論初り少々申上候。何れ御困被遊候は相違御座なく候。先つごの様に、押付候、御了簡と相見へ申候。酒、山、友へも昨夜相回り、友部にて飯杯出相喧候處。何方にて、那の引込は、是非止め可申との事にて、皆々お付の論に御座候。酒杯まつらになり。例の通り、まぢめにせめ付られ申候。友部も同様に御座候。七郎衛門大難達に御座候得共、先この様に、淺居申候間、御安心可被下候。何れも黒白不相分候。極々下には參り申間敷事と被存候。那をばき候へば、大破に成候と申事は、公も其外も皆心得居申候間。少々御決断六ヶ敷御様子に御座候。乍去、未だ初りに御座候間、一向も論落着不申候。流派の事と、黨の事は、申はり候と公にも別に御意も無御座候。書面と違ひ、格別に申取り行届申候間、宜御座候。主書一件も指たる御様子にも不相見申候。

一、召命は御直書被下候跡にて、風と起候、事の御直に被仰候。

別ニ御意モ無御座候



大臣皆愚ナル段一々申上候

一、職外の事、第一に執政の人物論、御尋御座候て、申上候大臣皆愚なる段、一々申上候、此度は有りの儘に申上候。此大杯は人物の店おろし可存候。乍去大きに骨折申候には困り申候、戸田へも早々申候。例の通りうまみ計にて事情不相分候處。只今にては戸田え間候にも不及候。公も恐れながら餘程まづらに被爲成候て、せめ付候氣味御座候。餘程舌戦六、かく御座候。かけはつし大切に御座候處、この様にかけはつし仕候。尤も一生掛命に御座候間、存の外にかけはつされ申候。川瀬一生の働きの仕候。去ながら上出来は安心不仕候間、左様思召可被下候。外に得貴意度事も無御座候間、右の段早々得貴意候。五月十九日

御 兩 人 様

七 耶 衛 門

封事三論

當時ノ病根ハ姑息ニ止リ候

公のみ御存込被遊候にも、外より異論蜂起致し候ては、逆も摸通不宜、其上公も御存込兼可被遊候。門力の及び候丈けに、至誠を以て中村、酒、友、の輩を説候外は、奇計は有之間敷と存候間、專遊説いたし候頼りに御座候。是より先に、東湖、一藩の國是に關する封事三論を草し、四月十四日(三月廿八日起草)之を公に呈せり。曰く、病は活物に有之。藥法は死物に有之。同じ藥法を用候ても、庸醫は人を殺し、良醫は人を活し候差別、病の變に應ずるの遲速巧拙により候儀と奉存候。當時の病根、姑息に止り候儀は、決して相違有之間敷奉存候得共、愚臣の三論は皆定例の藥法に御座候間、病の機に御應じ被遊、定式の藥法を自在に御活用遊被候處に至候ては、乍恐君上の尊慮次第に被爲在候御儀と奉存候」と。已にして、公、釋然として悟る所あり。

改革派ノ勢漸ク復振フ  
守舊派雖然勢ヲ運ウス

群小蓋拍手騒相賀

東湖を以て通事に任じ、之をして江戸に徙らしめ、鈴木を以て其後を襲ぎ、又會澤の資格を進め、原田、深澤、荻等の徒、往往任用せられ、改革派の勢、漸く復振ふ。而かも改革派正論黨の士、稍や其志を得るに至りたるも、國中に蟠結せる巨室世家は、概ね守舊派、俗論黨にして、隱然勢を逞うし、疊を伺て發する所あらんとす。東湖が、立原派の一人たる飛田子健(名は勝、勝太郎と稱す、幽谷の門に入りたるも、會澤と容れず、立原派に與みす)に與ふる書中に云ふ。

「道之難行久矣。庸俗之纏、禍於中、忠義之困、復於外、滔滔者、叔世皆是。我公慨然雄斷、發非常之政、一國震懼、紀綱頓振、而小人不便、諸般百端、妖言滿巷、凡其可妨中興大事者、出死力爲之。及伯民之徒、見龍、群小蓋拍手騒相賀、譏人阿極可勝惡哉。所恃、正氣之不、可混滅。其間亦往往有痛、心疾、首以爲非、國家美事者。亡幾、我公顧然發命、伯民及一時外補之人、皆謂、恩澤、僕侍之徒、於是願缺、國家之勢、於是復稍振矣。假使伯民之徒、永不脫、脫離之籍、則正議解林既久、尙何望、敢拾維持以至於今日哉。泰否之機、間、不、容、變、識者所、宜、深、思、熟、慮。今也不、然、庸俗唱曰、儒生學士不通世事。老兄和曰、中興非常之務、固非伯民之所、長、也。庸俗又曰、宜裁其不、善、機、務、也。老兄又和曰、其見、雖、亦、有、不、獲、已、者。斯、其、所、關、係、豈、一、伯、民、乎、哉。老、兄、所、謂、報、國、家、者、其、言、固、若、是、乎。」

見るべし、烈公の革弊は、一國震懼、紀綱頓に張りしと雖、「小人不便、諸般百端、妖言滿巷」と云へば、庸俗小人の死力を出して之を妨害せることを。見るべし、「所恃、正氣之不



可○浪○滅○、其○間○亦○往○々○、有○痛○心○疾○首○以○爲○非○國○家○美○事○者○と云へば、正義黨論の人物、  
孤○立○し○て、容○易○に庸俗小人に當るべからざる勢ありしとを。而して會澤の罷められたるは、  
改○革○派○の○一○大○頓○挫○な○り○し○と雖、幸○に○彼○等○の○精○誠○、上○に○貫○徹○し、烈○公○終○に○之○を○重○用○す○る○に○至○  
り、以○て○守○舊○黨○を○抑○ふ○る○を○得○た○る○の○み。而○か○も○飛○田○等○の○如○き○名○士○に○し○て、猶○且○つ○俗○論○黨○に  
與○み○し、正○人○君○子○を○排○斥○せ○ん○と○す○る○を○見○れ○ば、巨○室○世○家○の、黨○を○結○び○て、隙○を○伺○ふ○の、  
偶○然○な○ら○ざ○る○也。

(註) 天保壬辰四月十四日、東湖ガ、烈公ニ上リタルノ封事三篇、左ノ如シ、

人物之儀其品數多可有御座候得共、中行、狂者、狷者、鄉愿の四等と御見通し被遊  
可然奉存候事。

一。人物之儀、百人百様に相違在候儀と相見候。逆も性質器才等一様には無御座候間、其品をも分ち候儀には御座  
候得共、中行を得て、これにくみせずんば必狂狷か申す聖人の語を以て論下候へば、中行、狂者、狷者の三段に有之。  
尤其外に、郷愿と申す中行の似せ物御座候間、四段にて盡し候儀と奉存候。剛なるへき時は剛に、柔なるへき時は柔  
に、速なるへき時は速に、をそめるへき時はおそく、其外何事によらず當然の理に叶ひ候を眞の中行と可申候。  
元氣も宜しく、志も大に、身分をもへりみず、諸事強込つよき者を狂者とは可申候。守るべき事は、屹と相守りす  
ましき事は決して不任、耻をしり義を重んじ候者を狷者とは可申奉存候。狂者をば大言のみ吐て行狀の届ざるを嘲り、

狷者をばかたへんくつにこりかたまり候所を嘲り、昔は昔、今は今、當世に生れ候てば、當世の人にほめられ候事を  
肝要と相心得、表面にはこび固り候、色をもあらばさす、實心には當世にこび候者を郷愿とば可申奉存候。郷愿は、  
一那の内にて濃厚なる人物と申事より起候名目に有之。一那にて濃厚の人ば、一國にて濃厚の人と相唱へ可申候得  
ば、狂狷にたより候人物にはまさり候儀にも御座候得共、郷愿は濃厚に候ゆへ、其行狀にはそしるべき程の越度も  
無之、思惟たましきさも有之、廉潔たましき事も有之世上の人にも甚よろこばれ、自分にも道は斯様にし宜し  
きものと心得居、決して眞の道に進み候事は相ならざる大似せ物に御座候間、其身を揔置、他人迄の害に罷成ゆへ、  
古の聖賢甚これに惡み玉ひ、徳の賊とまでのたまひ候儀と奉存候。(以上論語孟子の) 右は孔子の言にして、孟子之を  
述候事、三尺の童子も相心得居候儀には御座候得共、後世や、もすれば此差別を取失ひ、狂狷の士は時に違かた、郷  
愿の人は勢を得やすく、郷愿の人情に任候得ば、何事も果敢々々しき儀は無之尤も少々つよき人をも用ひ、少々つ  
よき事をも致し候ゆへ、自分にても世上にてもよき政事と相心得可申候得共、元より聖人の道に入候身を以て、  
取扱候政事ゆへ、政事もやはり聖人の道に叶ひ候、決して眞の善政は行はれ候、剛毅正眞の氣次第に相く下け、巧言  
令色の風次第に増長いたし候儀に可相成儀、勿論と奉存候。むかし、宋の朱子上書して時勢を論下けるは「當今の風俗、  
是非曲直をも深くは論せず、何事によらず、さばらず突中りなきとを上分別と心得、下の上にも事をも、上の意にさ  
らばす上の下を御するも衆人の情にさからはず、忠義名節の大切なるをも打忘れ、一統其風俗になりたる上には、  
別段なる人にても自然と其俗既に染ざるとを得ず。其中に、一人も剛毅正道を守り理に備ふの士あれば、衆人、  
れをそしり惡み、道學の人なりと名目をつけ、煽激の聲を以てこれに加ふ、十數年來この道學の二字を以て道々に天  
下の賢人君子を禁錮し、身のなき所もなきに至らしむ。其甚しきに至ては、此節天下も無事なれば、節義を守り討死  
を遂るやうなる士もまづ當分の役に立たく無用なると、天子にて御意ありと世上へ言ふらし、甚宜しからざると



なり。それ節義を守り討死を遂げるの士、平日無事の時には、入用もなきやうなれども、古の人君は深く心を用ひ、右の士を求るなり。其故いかになれば、後日變難ある時の手當用心にせんとて平日不用の人を求るにはあらず。畢竟變難の場に出たり、忠節を盡し死生を事とせざるの士は、太平の世に在ては、道義を重し利祿を輕し、心に重るとをば行はざるの人なり。平日無事の時、これを用ぬれば、上には君心を正しくし、下には風俗を美にし、姦邪離れいまだ發せざるの前に、其節をふせきとむるゆへ、節義を守り討死を遂げるほどの大變にも至らざるべし。然るに節義などいへると、平日無事の時は、無用の人物なりとて、一切打捨置懸間もなく、意を言はず利祿を大切に、節義を輕んずる人なれば、權當にて矯激の感なき人として取用ひつまる所、綱紀日にゆるみ風俗日にやぶれ其中に自然と大變難のきざしをばらみ不意に其變發するときは、是まで權當なりとて用る所の人、或は逃がくれ、或は敵方へ降参し、一人も忠節を共にすへきものなきに至るゆへに、是まで矯激なりとて捨置かれたる人物やむとをえず。節義を守り討死をせけんとして忠義の節をあらはずといへども、實は其人の不幸と云ふべし。天變の亂に、其時の將相貴戚近幸の臣、何れも皆敵方へ降参しけるゆへ、張巡、許遠、顔果、鄒野、兵を起し賊を討し終には討死をせけたるほどの忠臣なれども、其輩皆平日は遠方に捨置かれ、天子も其顔面だにも見しらざる人なりき。天子早く張巡等の人物をかり、前日より之を用ひば、大變のきざしをもふせくべし。張巡等も早く天子に用ひられれば、討死をせけ忠義の節をあらはずとも及はざるべし。此事實に前代の警戒といふべし。されば節義の士、平日は不用なりといへる説は、甚宜からざるゆへ、決して實に天子の御意ありと存せざれども、小人の輩自分々の言ひわけにせんために、右の説を御意なりと冒ふらし、忠臣義士の氣をくしく、賊に嘆しき事なり云云(以上朱子上書中の「學問之儀、當時公達は下、多くは朱子學を用候所、朱子の皮膚のみ取用懸置固のみ專一と任り、自然と狂狷の士をば忌嫌ひ、邪惡の風に陥りやすき様相成候而は、決して朱子の本意には相叶ひ申間敷奉存候。扱又宋の蘇軾(東坡)上書して時事を論

けるは「今俗人の論、二つあり、上に立つの人は、奥深くはかりしりかたき度量を無理に心かけ、下に立つの人は中庸の道と云ふを好む。此二つは、何れも聖賢の言を盲草になして、己れが器量を掩ひかくさんためなり。一林奥深くはかりしがたき大盤と云は、古の人大事の場にもみかたり、少しも腫かつ、しづ々々取計ひ、世上の人氣を鎮んかためにて、今の人の如くわけもなく重くれ、容易にも物も言はず、上下の情合をも疎遠にするやうなるを奥深きと思ふは僻事なり。善を開けば喜び、惡を開けば怒り、之をばむれば引立て、之をすれば沮むの類は、人情の常にて、聖人逆も同じとなるに、今上に立つの人は善を開けども喜ばず、惡を開けども怒らず、又引立ちもせず、沮みいせず、下の人にさげすまれざるやうにこの心掛るゆへ下にて其心をはかりしりかたき存分言へきとをば控へ、材能あるものも容易に働かざるやうになりゆくなり。さて又中庸の道と云は、万物の理を盡し、事により品により、夫々其理の當然に叶ふをこそ中庸といふべし。今の中庸はよらずさばらず、世間並の衆人同様によき加減ののみするなり。是は孔子孟子の所謂邪惡と云ふものなり。中庸は子思の作なれども、子思は孔子の孫にて孟子の師匠筋なり。孔子孟子何れも邪惡を惡み玉ひける上は、子思の中庸は今の中庸にはあらざると明白といふべし。されど今世人物の撰、狂者狷者をは捨置、たゞ邪惡の内にて撰ぶゆへに、何事も果敢くして事あたはざるなり。天下の人を勵し意惰の氣を引起さんと欲せば、第一に二つの俗論を破り、狂者狷者を擧用するにあるべし云云(以上東坡筆)朱子蘇子の論、何れも千古不易確言と奉存候處、不肯の愚臣自分の愚存を彼是申上候も恐入候間、以上の説は何れも聖賢大儒の確言、其儘を相認入高覺候儀御座候。扱邪惡は徳の賊なりと申事誰も心付候事に御座候間、何れの世の人君にても、邪惡と心付は其人を視用いたし候筈は御座無候共、狂者狷者には申分有之、邪惡は一つとしてきづも無之申行似寄り候故間遠候儀と相見へ候得共、邪惡は自分にてさうげなく居候うへ、眞の中庸に到候儀は決して罷成間敷狂狷は至誠の者に御座候間。後行次第眞の中庸にも到り候者も奉存候。武藝に譬へば中行は氣性も宜しく、かつらも宜







知被遊候處、去春中兩人へ調役被仰付候を以て、奉推察候得は、兩人共に御試み被遊候思召と奉存候得共、交代も相止み居候御時節に、議論の相違仕候者を江戸水戸兩方へ御立被遊候段は、乍恐御撰通り不宜はしめと奉存候。もし兩人共實に御試み被遊候思召被爲在候は、一同江戸勤被仰付兩人存分の存意をも御聞被遊、御改正の手順、人物の評論等、於御前委細に爲御盡、其儀は恒藏の存意御尤に被思召候と哉、正介存意御尤被思召候と歟、又何れも御尤に被思召何れも御意に叶兼候と歟幾重にも御下知被遊、まづ暫の内は何事をも御發し不被遊、政府の議論一致仕り御見通し相立候上にて御發し被遊候様に無之候ては、乍恐御大事は御成就に罷成兼候奉存候處、最初より別々に被仰付候に到候ては、心ある者は最早其節心付き始終の御撰通り苦心仕候得共、折角上にてかく迄に御決斷被遊候儀、乍恐大抵の御骨折には有之間敷、何事も十分に計出來仕候儀にも無之奉存候間、まづ相控へ兎角上にて御改正の思召さへ御嘆數次第に奉存候。恒藏正介、其氣質持前相違仕候處、以前より相互ひ交も深く親み居候者に御座候は、水戸と相分れ居候過も、文筆にて熱議も罷成可申候へ共、漸々一昨年御郡奉行被仰付候節よりの知り合に有之、殊に正介は御陣屋、恒藏は御城下に罷在候ゆへ、度々出會仕候儀も無御座候、一昧柔に申候從て吞込候人も有之、つよく申聞候て吞込候人も御座候間、相談事仕候には相互ひ其長短得失をも辨へ居候てこそ過を補ひ益を得候儀と奉存候處、氣質議論も相違仕候上江水と別々に相分れ、自然と上より御分り被遊候姿に相成候ゆへ、甚自他の響合も不宜、殊に江戸は御駿元の儀にも御座候間、何となく江戸の方におされ候勢に相成候段は調役には限り不申、諸向も同様と奉存候。譬へは御國より五分の存意を申上、江戸にて五分存意を申上候節は、上にては江水は五分々々の存意と被思召候ても御國の存意は書付にて申上候歟、又傳に言上仕候儀ゆへ其書取申取にて少々の異同も出來可申處、上にて不審被遊候事も、右は此譯此は被譯と押返し申上候儀も罷成兼、片傾り申氣味に御座候。江戸表之儀は御直に御意をも伺ひ思召をも承仕居候ゆへ、御國より々々申成候得共、是は此方の御程合を不心得候ゆへ行違ひ候はは々々様々々申

上候ゆへ、江水五分々々の議論は不及申、御國七八分江戸二三分の議論にても始終は御國二三分に相成、江戸七八分に相成候勢と奉存候。左候へはたさへ執政大臣實に恒藏を用候所存にても、つまる處横通り兼撰勢に御座候。況や大臣元より恒藏等を好み不申、恒藏等逆も定ても可有之、隨て流言浮説も甚しく、恒藏等一時に御除きに罷成候處、御懐合の御談判は世上にては相分り不申ゆへ、人々種種懸疑仕り風説も一様ならず候へども、諸向一統何んぞなく相ゆるみ候段は相違無之、何共無是非次第に奉存候。申上候迄も無之候へとも、人君の下に臨み玉ひ候儀廣く衆を御容れ被遊候儀乍恐御大切と奉存候。古より衆を御す申す事御座候處御は馬を御するの義より起候と相見、甚面白きと義と奉存候。蓋有非常之功、必待非常之人、故馬或奔躍而致千里、士或有負俗之累、而立功名、夫泛駕之馬、跼蹐之有之。實に感服仕候事に御座候。泛駕跼蹐にすらす乗手次第と奉存候。況や元より泛駕跼蹐にもあらざるものなや。馬には駿馬も有之、驛馬も有之、又種々のくせ馬も有之候得共、上手の馬乗は夫々其馬の性に隨ひ、十疋の馬を十様にのり、こなし申候。馬やうも宜しく、人性も宜しく、足も丈夫にて、殿の扱も宜しく、其外一ツとして申分無之、馬は何程も有之間敷候間、ひたすら靜なる馬のみ撰候は、馬場乗一と通り之儀は格別、重きを負ひ遠きを馳せ候實用をなし申聞敷奉存候。乍恐君上には非常の御才氣殊に、廣大の御度量も被爲在候。(先年先臣大郎左衛門、龜の間へ罷出候節、泰山不讓土壤、河海不擇細流、と御認被遊候御書拜の御度量も被爲在候。(領仕相引候後、愚臣へ爲申聞候は、今日御手酌の御酒頂戴仕り、御談論をも相伺候處、武公様へ御目見仕り候心地仕り候心地仕り、殊に右御書の御意自然に人君の御度量被爲備候段、雖有御儀に候遊感服仕候へき。右は七年以前にていたまた御潜み被遊候御砌に御座候處、廣大の御度量も御書の御意にて拜見仕候迄に候へ共、只今は泰山河海の御度量乍恐御實)天下の人才御し被遊候儀も御六ヶ敷も被爲在間敷。況や一國の人才(多の内、人才は三四十ならずは有之間敷、又其内に剛毅の)御御し被遊候儀何程の御儀も有御座間敷奉存候。尤鞭撻手綱等も馬人は十八、十五人之儀にて、誠に少々に御座候。(御御し被遊候儀何程の御儀も有御座間敷奉存候。尤鞭撻手綱等も馬を御道具には御座候得共、上手は第一に心を被を以て馬をこなし候由。法令賞罰も衆を御し候道具には御座候得共至誠より發候肝要と奉存候。乍恐御至誠を以て衆を御御し被遊候は、兩派は扱置き五派十派御座候過も何等御故







登當時の如く人心一致不仕候ては行届候儀に御座候。其大略を申上候に地の肥瘠年の豊凶により取の上ケ下ケ仕  
り、又は荒地御救等其外土地方の儀は御郡方、第一の要務に御座候。損下益上の政行は候以來は、右の要務すべて  
御勝手方(吟味方)の下知を受候姿に有之。四分五分取の上ケ下ケ仕候もまづ御勝手方へ内談仕候後其筋へ願出候  
仕辭に有之。何共相當不仕候事に有之候へ共、内談仕候儀は必相濟内談不仕候へば必不相濟候間不得已内談仕候得  
共、鄙諺に所謂一文をしみの百しらすと申こごとく、大鉢の上にて大損有之事には不拘眼前の小利を貪り御損益に拘候  
儀は分厘の事にては判談六ヶ敷候ゆへ非法の御所務辻等相改め候儀は猶更六ヶ敷可有之候。非法に御座候處、就中甚  
しきは本錢より目録をとり、又四すて五入れにて收納いたし、又よんのべと申御法、是等は一向いわれもなき御法  
に御座候。右本錢より目録を取り候儀も四郡惣して僅に七十兩程の御益に有之、四すて五入ぶんの御法は猶以誠に  
細の事に候間、只今御止め御遊候處も、二百石餘の土一人御抱候遊候と被思召有之候へは、相濟候儀にて、民間へ  
さ合候儀は莫大の御正道に御座候處、此節の損益容易に其筋へ申出候ても、一週わろくに下れ候へば、以の外不仕候  
間、いよ々々御止めに可相成度を見きほめ申出候存寄にて相扣居候事に候へ共、是等(一鉢右役所の儀其名と違ひ  
は御勝手方等へ御懸無之、乍恐御直に被仰出候は、誠には雖有御儀に可有御座存候)一鉢右役所の儀其名と違ひ  
實の權は遙に御郡方等よりも重く、小役人共の目當と仕り候役所に御座候處、御益筋專一と相成居候間諸役所其風  
化し無理なる事にては御儀に相成候はよき事と心得違居候者も出来申候。御年買勘定は勿論、諸金錢算用等間違出来  
相濟み、御損に相成候は重く御寄を蒙候類(扱又年々の御收納辻なほ、諸勘定の仕拂等皆御勘定所の見届を受候處、  
に御座候間、御益々々申風儀に成行候)扱又年々の御收納辻なほ、諸勘定の仕拂等皆御勘定所の見届を受候處、  
右役所は舊弊甚しく實地の算用には不拘紙上の死物悉く吟味穿鑿仕候ゆへ、張面の認振等次第々々に六ヶ敷相成これ  
爲に無益に手隙を費候儀不少、隨て實用の儀は自然と疎略に相成其外刑罰の儀は御町方へ拘り、人別等の儀は御目  
付方へ拘り、在在寺社人へ引張候儀は寺社方へ拘り、金錢之儀は兩御金方へ拘り、糶米之儀は御金方へ拘り、(租税の  
の外に、口米を取り、又拾貳の延をかけ候儀、其意味確と相分候儀共、畢竟運送等にて成相立候ゆへ、最初右を  
見込み多く取立候にも可有之候處、又其上にはいさ、御國御處方の御法)扱又糶米(小梅御處方の御法)扱又種々の  
扱々百姓ほど因果なる者は無御座候)其職掌すべて連屬仕居候事ゆへ、一方のみ改正仕候儀は相成候間、第一

に政府にて御改正を自當仕り、諸向にても御改正を自當と仕候儀、遊候儀、乍恐御急務と奉存候、當分の姿にては、一ツ  
弊を改度存候ても、其度毎諸役所へ懸合其筋へ申出候へば彼故障、此突中り有之容易ならざる儀に候間、まづ是迄の通り  
と申事のみ罷成何事もなき程入に隔り申候。其内に郡中は自然々々相察へ民の困窮取直し候目當も無之。病人の  
次第に疲れななめ居候も同様に御座候。當職の儀は別て難、難難筆紙事共有御座候。一鉢制度法令と申す儀も從之  
人情時勢により相立候事に可有之候へば、數十年の後弊を生ず候は指見候間、其時々改正無之候ては不相叶筋と奉存  
候。況や今世俗にて制度法令と心得居候は多くは眞の制度法令にも無之。中古よりの仕くせを前振と心得、前振を法  
と相心得。却て祖宗の眞法美意を失ひ候儀あけて數ふべからず候。抑此前提と申事姑息の根本に罷成居申候。今其一  
端を論候に、刑罰之儀重きは人命へ拘り、輕きは耻辱をあたへ。至て大切之儀に御座候處、確と仕候刑法も無之。道々の  
前例を以て刑を當候放甚不公平の儀も出来申候。譬は郡中の百姓、博奕、小盜、喧嘩、口論等の刑にも輕きは閉戸手  
錠、下申付候例も有之。重きは入獄、放肉刑等の例も有之候類にて。數多の内には種々の例御座候ゆへ。只今罪人有  
之候とも其刑を自論候人の性質又はせんさく人の心得により何れの例をも自由に引付候ゆへ、甚異同之事も有之候勢に  
御座候。輿論は天下の輿論に御座候間其法も重く相立居候へ共、深山の民猪鹿の害を助き候爲め内々所持仕候もの數  
多有之。不幸にして見替られ候者へのみ刑を當候ゆへ右の例にはまぢ々の例有之。密夫は死罪の法と申事誰も存候  
事には候へ共法の通取候儀は、郡中の民大半は首を斬不申候ては不相成と申勢に御座候間、多くは内濟等に取扱、  
又は不身持と通り罪に相成法も死物に相成候間猶更法を犯候者も多く民免れんとして恥なしと申姿に御座候。是  
等の儀も悉御評議の上古今の刑法を斟酌仕り、明白簡易に、御條目相立、前振類例へ引付候儀は相止め右の御條目へ引  
當(尤刑罰に限らず、諸事如此罷成不申ては、眞の御改正と申には有御座候數奉存候)實災(一旦の心得違ひ)は肆  
赦し、怙終(惡事と存しなから非を遂候類)は贖すと申儀刑罰を用候極意の由に有之。又は八議と儀す儀も御座候間、是



は青炎殊に八議の内、間候條目より一等級く候て可然と歎す、て其條目を目當さい、たし取扱候は、刑罰も不公不平の者無之。其情實へも申り申可慮仕候。尤愚臣儀は全く郡中刑罰の上にて發明仕候事に御座候間、政府又は御町方刑罪持前の役所には、明白簡易の刑法相立居候哉否境は不相辨候へ共、郡中の刑も度々政府へ申出、又は町方へも及相談候儀も御座候へども、やはり右の前振通りにて相濟候を以て推察候へば、政府は御町方迎も同時の次第と奉存候。刑罪は到て重きとてす右の通前振のみにて取扱候儀に御座候間、其外の儀は猶更姑息に打過候事に有之。何事も御改正に可相成目當無御座候。尤諸向も追迫人物をも御撥用被遊候間、蓄獎相改め度心懸候も餘程相見へ候へども、詔牒何となく引立不申自然と姑息に相成候へ、上より一定の御見通し御立被遊候へば、一統引立候儀指見申候。前にも申上候通り國家を治め候儀古來より宮室を造るに譬候處、創業は新規の普請。中興は修葺の普請に似寄候儀奉存候。修葺のいたし様も幾通りも有之。柱土葺等よりはしめ懸鉢のまかりを直し新規同様仕候も、修葺に御座候。大破にて無損分のみ手を入れ風雨之患無之様仕候も、修葺に御座候。外面のみ取繕ひ當座の間を合せ置候も、修葺に御座候。仍ては普請請取懸り候には、まづ諸職人へ積りなかけ實の修葺と歎外面の修葺と歎目當を定め諸職人へも其振に不申付候ては普請も成就仕兼候中奉存候。然るを一定の計も無之、修葺々々申候て諸職人をあつめ取懸候は、一方にては大修葺と見込み一方にては小修葺と心得。折角出来懸り候所を踏より廻り打こわし候類にて懸り合突中りのみ出来、屋上の雨もり有之所へ結構なるたいみしきみ候も無益と存したみ職人も不張込、柱のまかり候所へろくなる建物を拵込も無益と存し建具師も見合せ居、表むきは一同働か候まねをいたし作料のみ食り實は手を投居候様にては何年か、候遊普請成就可仕苦無之。修葺は手後れに相成、一旦風雨の變も有之候は、傾願の患にも至り可申奉存候。御相續以來御政事向程に厚御世話は被爲在候得共、生恐實に御改正被遊候思召に被爲在候歎。又當座まかなひの思召に被爲在候歎。下々にては恐察仕、たく御改正々々とは申候へども、一統實に改正の心に不相成。制度法令の大事に到候ては蓄獎依然

として少しも改り不申段有普請の儀同様と奉存候。尤制度法令等の儀學者の口ぐせに相唱候事に御座候間、空論と被思召候も難斗候へども、愚臣の存寄は學者の説の如く一概に廣め候制度にも無之。又一概に今を非とし昔を是と仕候説にも無之。神州尙武の風俗を本と仕り、幕府并祖宗の真法美意を酌、諸役の職掌を正し奸人俗吏の蓄獎を破り、行々士民の風俗相直り不虞の御備相立、東國の御まより天下の御強みにも被爲成候様仕度、日夜の至願此事に御座候。乍然此儀口にてこそ申候も愚臣輩にて相分り候儀に無之は不及申、誰し一人二人の才智にて出来候儀には有御座候。一國の人才盡く御盡し被遊其得手を以て其職に夫々取調の上其筋へ指出前後本末異同得失等御見究め被遊候て間敷、一國の人才盡く御盡し被遊其得手を以て其職に夫々取調の上其筋へ指出前後本末異同得失等御見究め被遊候て御決斷被遊候様に無之候ては御切組に罷成兼候中奉存候間、忠誠才能之士夫々御御用被遊内と本とを御つたため被遊御役人の交代御はしめ被遊御改正の條其職分々々にて精々取調候儀請向へ表立候て御達置罷成(御改正々々條取調候儀、兼候中奉存候間、右を取調候には、一役の内にて、夫々懸を御立被遊、月當等常輪の雜事をは同役にて持合、一團に取調候様無之候ては、御郡方等の如き、大役所は行届兼候様奉存候。尤々條取調候上同役一同相談仕り一決の上、其筋へ申出候儀は勿)上の思召と政府並諸役所一體に罷成上下一致仕候て、心力を盡し候様罷成候は、御中興の御大業必定御成就可被遊不堪至願奉存候。

第十

天保時代と東湖。

東湖が、烈公を輔けて、改革の政を擧げたる時代は、如何なる時代なりしか。  
蓋し、徳川の天下も、吉宗將軍中興以來、未だ幾ならず、天明に至て、田沼政治に亂され、



は青炎殊に入議の内、間候條目より一等輕く候て可然と歎すべて其餘目を目當さいたし取扱候は、刑罰も不公不平の者無之。其情實へも申り申可愚慮仕候。尤愚臣は全く郷中刑罰の上にて發明仕候事に御座候間、政府又は御町方刑罪持前の役所には、明白簡易の刑法相立居候哉否境は不相辨候へ共、郷中の刑も度々政府へ申出、又は町方へも及相談候儀も御座候へども、やはり右の前振通りにて相濟候を以て推察候へは、政府は御町方連も同時の次第も奉存候。刑罪は到て重きとてす右の通前振のみにて取扱候儀に御座候間、其外の儀は猶更姑息に打過候事に有之。何事も御改正に可相成目當無御座候。尤諸向も追迫人物をも御擧用被遊候間、舊弊相改め度心懸候も餘程相見候へども、惣跡何となく引立不申自然と姑息に相成候へ、上より一定の御見通し御立被遊候へは、一統引立候儀指見申候。前にも申上候通り、國家を治め候儀古來より宮室を造るに譬候處、創業は新規の普請。中興は修覆の普請に似寄候儀奉存候。修覆のいたし様も幾通りも有之。柱土臺等よりはしめ惣跡のまかりを直し新規同様仕候も修覆に御座候。大破にて無端分のみ手を入れ風雨之患無之候仕候も修覆に御座候。外面のみ取繕ひ當座の間を合せ置候も修覆に御座候。仍ては普請請取懸り候には、まつ諸職人へ積りなかけ實の修覆と歎外面の修覆と歎目當を定め諸職人へも其振に不申付候ては普請も成就仕兼候奉存候。然るな一定の計も無之、修覆々々申候て諸職人あつめ爲取懸候は、一方にては大修覆と見込み一方にては小修覆と心得。折角出來懸り候所を跡より廻り打こわし候類にて懸り合突中りのみ出來、屋上の雨もり有之所へ結掃なるたみ、みきみ候も無益と存したみ職人も不張込、柱のまかり候所へるくなる建物を拵込も無益と存し建具師も見合せ居、表むきは一同働き候まねをいたし作料のみ食り實は手を投居候儀にては何年か、候連普請成就可仕管無之候儀は、手後れに相成一旦、風雨の懸も有之候は、何願の患にも至り可申奉存候。御相續以來御政事向程に厚御世話は被爲在候得共、奉恐實に御改正被遊候思召に被爲在候歎。又當座まかなひの思召に被爲在候歎。下々にては恐察仕つたく御改正々々とは申候へども、一統實に改正の心に不相成。制度法令の大事に到候ては、舊弊依然

として少しも改り不申段右普請の儀同様と奉存候。尤制度法令等の儀學者の口々に相唱候事に御座候間、空論と被思召候。難斗候へども愚臣の存寄は學者の説の如く一概に廣め候制度にも無之。又一概に今を非とし昔を是と仕候説にも無之。神州尙武の風俗を本と仕り、幕府并祖宗の眞法美意を酌、諸役の職掌を正し奸人俗吏の舊弊を破り、行々士民の風俗相直り不虞の御備相立、東國の御まより天下の御強みにも被爲成候儀仕度、日夜の至願此事に御座候。乍然此儀口にてこそ申候とも愚臣輩にて相分り候儀に無之は不及申、誰迎も一人二人の才智にて出來候儀には有御座候。一國の人才盡く御盡し被遊其得手を以て其職に夫々取調の上其筋へ指出前後本末異同得失等御見究め被遊候て間敷、御決斷被遊候儀に無之候ては御切組に罷成兼候奉存候間、忠誠才能之士夫々御擧用被遊内と本と御たため被遊御役人の交代御はしめ被遊御改正の々條其職分々々にて精々取調候儀諸向へ表立候て御達置罷成(御改正々條取調候儀、兼候奉存候間、右を取調候には、一役の内にて、夫々懸を御立被遊、月當等常輪の雜事を同役にて持合、一圖に取調候儀無之候ては、御郡方等の如き、大役所は行届兼候儀奉存候。尤々條取調候上同役一同相談仕り一決の上、其筋へ申出候儀は勿)上の思召と政府並諸役所一體に罷成上下一致仕候て、心力を盡し候儀罷成候は、御中興の御大業必定御成就可被遊不堪至願奉存候。

第十

天保時代と東湖。

東湖が、烈公を輔けて、改革の政を擧けたる時代は、如何なる時代なりしか。  
蓋し、徳川の天下も、吉宗將軍中興以來、未だ幾ならず、天明に至て、田沼政治に亂され、



幕府ノ威  
信全ク地  
ニ墜ツ  
勤儉ノ風  
地ヲ拂フ

而して白河樂翁の寛政改革とは爲りぬ。寛政改革の政も、家齊將軍の末年に至りては、全く破壊せられ、而かも幕府の威信は、殆ど地に墜ちぬ。社會上より觀察すれば、風俗は、驕奢淫蕩の極に達し、家康の遺訓たる勤儉の風、地を拂ひぬ。家齊將軍は、凡庸の君に非ず、其初め、勵精治を圖りしも、中年より二百年來打續きたる泰平に慣れ、大に驕奢を恣にし、遊逸度無く、絃歌の聲、日夜絶へず、三百諸侯皆幕府の豪華に倣ひ、各藩留守居が、一椀十兩の料理を喫するに至りたるが如き、又當時屢ば、甘蔗を田畑に植ゆるを制止するの令有りしが如き、砂糖の需用、大に増加したるを知るべきに非ずや。若し夫れ、善妾聘妓の風、公然として士君子の間に行はれ、諸士の幕府より退くや、若黨をして挾箱其他の器を携へて家に歸らしめ、直ちに遊里に出入し、諸侯の歡樂も公然妓を聘するに至りしが如き、淫蕩の一斑を知るべきに非ずや。女風の墮落に至ては、焉より甚しきもの有り。俳優身を變じて谷中の法華寺延命院の住職と爲りて日道と稱し、幕府の婦女を姦するが如き、當時江戸市中の私娼、二十三町に散在し、四千一百八十餘人に至りしと云が如き、女風墮亂の極に非ずや。又其甚しきは、城中に於て、公然骨牌を弄し、博奕を爲すも、之を怪まざるに至りしが如き。亦驚くべきに非ずや。

女風ノ墮  
落今日ノ  
社會當時  
ヨリモ猶  
甚シ

財政ノ窮

邊海漸ク  
多事ナ極  
幕臣權ヲ  
擅ニス

財政上より觀察すれば、文化十四年十二月、幕府の庫中に現存する正金六十八万八千六百六十餘兩、之を寛政十年の調査に比すれば、四十二万八千九百兩を減じたるが如き、幕府財政の窮乏如何を知るべきに非ずや。江戸の武士か、淺草の倉庫より米穀を受くるの期を待つに違わらず、定期の米穀を抵當として、札差より負債を起し、期に至て償ふこと能はざるが如き、三百諸侯の多くは、江戸、大坂、其他城下の富豪に負債せざるものなかりしか如き、上下交も財用に窮したる一斑を知るべきに非ずや。外勢上より觀察すれば、文化初年以來、北地邊警無きは無く、八年、九年、十年の間、日露の交渉、頻りにして、十一年には、擇捉以南を我地と爲し、中間にウルツノ島を置き、シモツリ以北を露領とし、事暫らく平らきたるか如き、十四年及文政元年、英船浦賀灣に入り、七年五月、また常陸大津濱に上陸し、同年七月、薩州寶島に上陸したるか如き、天保二年に至り、露國また東蝦夷を侵し、八年には、英船また浦賀灣に入りたるか如き、邊海漸く多事を極め、外患方に迫らんとする勢を知るべきに非ずや。家齊將軍、職に在ると、殆ど五十年の久しきに亘り、其寵臣、若年寄林肥後守(忠英)側衆取次水野美濃守(忠篤)小納戸美濃部筑後守等、權を擅にし、末年困弊の極、貨幣改鑄



徳川氏ノ  
運命は茲ニ  
窮セサル  
ヲ得ズ  
水野越州

の如き姑息の策を行ひたるも、其疾、膏肓に入り、奈何ともすべし無し。苟も此時に當り、積弊を掃蕩して、根本的革新を斷行するにあらざれば、徳川氏の運命は茲に窮せざるを得ざりし也。幸にして、天未だ徳川氏を棄てず、水野越州(忠邦)の如き、政治家を出し、以て危機を一時に支ふるを得たり。

青天白日  
ニ疾雷ヲ  
開ク

水野は、徳川氏の末路に於る、唯一の政治家なり。鐵石の意志を有せる硬骨兒なり。責任を重んずる大臣なり。水野は、清濁併せ呑むの度量無しと雖、敏活鋭利、鑿の如き果斷を有せり。水野は、文化十二年、寺社奉行と爲り、爾來大坂城代と爲り、京都所司代と爲り、西九老中と爲り、終に天保五年を以て、本丸老中と爲りたる者。其間、二十年。天保十一年十二月、家齊將軍の薨するや、水野始めて家慶將軍を擁して以て始めて幕政革新の端を開けり。而して水野が、出でたるは、青天白日に落雷を聞き、秋空霽海に奔濤を見るか如し。

儉約主義  
ノ實行

『興一利不若除一害』てう金言は、水野が經綸の秘訣なり。水野は、明かに天下の病源、驕奢淫逸にあるとを看破せり。而して水野は、儉約主義を以て、驕奢淫逸の弊を打撃せんとせり。水野は、大截斷の作用を藉り、根本的改革に向て、進めり。水野は、自ら信ずると

絶對的干  
渉主義

篤し。彼が決斷の前には、鬼神も之を避くる程なりき。

水野は、第一着に、林、水野、美濃部の小人を宮廷より驅り、幕府をして一切の政治、享保寛政の古に復せしめんとし、將軍をして訴訟を傍聴せしめ、社會に向ては、絶對的干渉主義を斷行せり。茶坊主の貪濫無禮を戒飾し、異風の頭巾に由て容を掩ふを禁じ、富札を禁じ、農夫が、平常蠟燭雪駄を用ひ、家作を美にするを禁じ、毎村結髪店あるを禁じ、村落に江戸菓子を賣り、上菓子を作るを禁じ、就中、町人の驕奢を禁じ、高價なる菓子、美麗なる女服、能裝束、金物及び箱を用ひたる破魔弓、葛蒲刀、羽子板、人形の八寸以上なるは、悉く之を禁じ、一令は、一令より急に、若し此令に背くものあれば、直ちに刑罰に處せしめたり。其他女髮結を禁じ、俳優の市民と雜居するを禁じ、江戸の寄席を十五席に限り、兩替屋を制限し、女子の淨瑠璃三絃を教ゆるを禁じ、理髮店の暖簾を彩色するを禁じ、諸國の民、江戸下りの俳優を雇て之を興行するを禁じ、俳優の給料を減せしめ、小説人情本の賣買を禁じ、石燈籠、手水鉢の一個十兩以上のものを用うるを禁じ、金銀を施したる看板を禁じ、關字を看板に用うるを禁じ、町人は、男女共に絹袖、木綿麻布の外、一切用うるに無からしめ、農夫は、村役人のみ、絹袖を用うるを許し、其他は、布木綿に

一令ハ一  
令ヨリモ  
急



止らしめ、羽二重、縮緬、縹子、唐物は帯とするも襟とするも袖口とするも不可なりとせり、一法は、一法よりも峻に、社會の事物、大ど無く小ど無く、其干涉を被らざるはなかりき。

農民は、久しく江戸に滞留して、已に江戸の戸籍に編入せられたるもの、外、一切に江戸に滞留するを禁じ、昔之をして郷土に歸らしめ、之に背くものは、或は其家財を沒收せられ、或は江戸を退放せられ、或は獄に下されぬ。

社會的主義ノ政策

水野は、社會主義に類せる一種の政策を施し、從來の貸借に關する訴訟は、總て之を聽斷せざることと爲せり。彼は、又幕府の財政を整理せんか爲に、江戸、大坂を中心點として、十里四方を幕府の直轄に歸せしめ、從來の領主には、更に地を換へて與へんとし、之に加ふるに、各地に散在せる諸侯、及び旗本の飛地を一處に纏め、以て武備機關の統一を謀んとせり。水野は、凡百の障礙を破りて、敢往猛進せり。

社會實動人心狼狽

社會は、震動せり。人心は、狼狽せり。天下を擧て、忽ち開濤驚浪の中に投せられたるか如き思を爲しぬ。某諸侯の如き、深川邊に宏壯なる庭園を作り、之に東海道の五十三亭を擬し、麗を盡し、美を極めたる山水樓臺を設けて以て游玩に供せしに、俄に之を毀ち、又

數千金を擲ちて作りたる石燈籠其他玩好に供せる珍器をば、邸内の池底に投じて之を埋めたりと云ふ。

水野が霹靂の手を以て、惰風汗俗を、根本より顛覆し、以て國民の氣象精神の上に、一大生面を開かんとせし所以は、幕府の基礎を鞏固にし、財政を整理し、兵備を充實し、以て外患に應せんことを爲めなりき。而かも是れ實に烈公の藩政改革に刺激せられたるものなりと云ふ。

東湖が、烈公を奉し、四眸を展布して藩政改革に着手したるは、即ち天保の初年に於て、其功績を效したるは、實に水野の改革に着手したる際に在り。東湖之を記して曰く、

「公(烈公)以爲、大將軍(文恭公家齊將軍)春秋既高。諳熟世故、而水野(出羽守)林(肥後守)之徒、威權赫灼、則天下之事不易遽挽回也。無已、則變一國之俗、修文教、奮武衛、揮衛幕府、以爲中興之嚆矢。於是、日夜孜孜、從事於此者、十六年一日也。」(大隈伯の「昔日譚」に曰く「天下已に奢侈淫逸の風に飽き、隱然として之が反動の來らんとするの時機なれば苟も多少時勢に通じたる各藩は此機に乗じ皆大改革を行ひたり。彼の水戸烈公の如き、島津齊彬公の如き、又鍋島閑叟公の如き皆當時の明君にして、此時に於て銳意



以て非常の改革を爲せり」と。齊彬閣叟の改革は蓋し然らんと雖も烈公の改革は、實に天保の初めよりして之に着手したるもの、決して水野幕政の際に於てするものに非ず。水野は、天保五年を以て本丸老中と爲りたれども、其家慶將軍を奉して、幕政改革の端緒を開きたるは、天保十二年即ち家齊將軍薨去の後にありき。左れば、烈公の藩政改革は、水野の幕政改革に刺激せられたるにあらず、水野は却て烈公の藩政改革に刺激せられたるのみ。彼が「捍衛幕府、以爲中興之嚆矢」と云ふもの、偶然ならず。(後篇第二參觀)

(註) 烈公ノ藩政ヲ改革スルヤ、東湖、公ノ命ヲ奉ジテ、水野越州ニ關シ、十三條ノ條件ヲ質ス。水野、「公務鞅掌ナレバ、暫ク待タレヨ」トテ、書院ニ控ヘシメ、當日六藩ノ使ニ見、其東湖ヲ見ル、最トモ其願ヲ後ニセリ。蓋シ、毎朝各家ノ使者ニ見ユルモ、登城時刻來レバ、直ニ辭シテ城ニ登ルノ例ナルヲ以テ、豫メ水野ノ使節、羅間ヲ持シ來ルヲ知リ、其中ニ至ラザルニ、登城ニ托シテ、辭シ去ラントシテナリ。其久ウシテ水野、來リ、侍臣類ヲ披ケバ、衣裳整然トシテ、直ニ東湖ノ前ニ坐シ、相距ルロト纒ニ三尺許ニシテ、一拜シ、「水野殿、御安泰目出度、今日御用ノ由、何事ナルヤ」ト問ヒヌ。東湖頓首シテ曰ク「寡若、國政ヲ改革セントスルニ付、豫シメ稟命ヲ請ント欲ス。」越州曰ク「善シ、之ヲ陳セヨ」ト。是ニ於テ、東湖、先ツ一案ヲ提シテ曰ク「此事請願スヘキヤ如何。」水野答ヘズ其次ヲ問フ。東湖更ユ一案ヲ陳シテ曰ク、「此事官家ニ制アリヤ」ト。水野又答ヘズ。更ニ其次ヲ問フ。東湖、又一案ヲ陳スルニ、水野答ヘザル初ノ如ク、其次ヲ問ヒ、積ミテ十三條ヲ盡スニ至リ、水野猶次ヲ問フ。東湖曰ク「請フ所、此十三條ニ止ル」ト。水野、始メテ答ヘテ曰ク「第何條ハ請願シ、許可ヲ得テ後從事スベシ。第何條ハ、幕府ノ制規ニ觸ル、別ニ思考シテ再ヒ上申

飛龍騰蛇

東湖側用  
人ト爲ル

スベシ。第何條ハ、請願ヲ煩ハスニ及バズ」扨ト東湖ガ、陳ベタル十三條、初メヨリ次第順序ヲ追テ、一モ錯セズ、明瞭ニ答ヘ終リテ後ニ曰ク「今日、好キ折柄、旁々緩話モ致シタク存スレド、公見ノモノ重番シ、其暇モ無ケレバ、請フ免サレヨ」ト。俄然坐チ立チテ入ル、其風采、人ヲシテ覺エズ肅然ヲ正ワセシム。中々通常深閑ニ長セシ諸侯トハ思ハレザリシト云フ。

### 第十一 國政革新

「飛龍乘雲、騰蛇遊霧、吾不以龍蛇爲不託於雲霧之勢也。雖然、夫擇賢專任、勢足以爲治乎、則吾未得見也。夫有雲霧之勢、而能乘遊之者、龍蛇之材美之也。」東湖が、烈公の知遇を蒙りて奇才を展ぶるを得たるものは、固より公の英明、善く之を用ゐるに任ずるに由ると云ふと雖、東湖の才、美なるに由らざれば、安ぞ此に至ることを得んや。即ち天保十一年(庚子)正月、東湖が、年三十七を以て、側用人と爲りしは、是れ實に東湖が所謂雲霧の勢に乗じて以て其抱負經綸を實行するの初めに於て、英斷果決、光明俊偉、一藩の耳目を聳動し、天下の人心を洗發したる者は此時にてありき。東湖が庚子元旦の作に曰く、



爲政從來  
期北辰

鳳曆二千五百春。乾坤依。舊物光新。今朝重感。三何事。便是權原即位辰。  
肩摩擊武城春。四郭修來金殿新。三元尙有三兔。幾俄。想像德風沐雨辰。  
東海雲。水國春。否。耕行見。德。恩。新。一言聊。沃。賦。序。意。爲政從來。期。北辰。  
十歲復還文苑春。豐。過。始。駭。二。毛。新。丹。心。未。逐。官。途。變。故。瀨。香。醴。祝。令。辰。

守舊派公  
ノ就國ヲ  
妨害セン  
ト欲ス

是より先に、天保七年(丙申)奥羽關東の飢饉有り。九年米穀登らず。烈公、連年凶荒の爲め、財用窮乏せるを以て、天保十年(己亥)、諸士家祿の半分借り上げの令を發し、又士大夫をして田祿の多寡に由て兵馬器械を備へしむ。而して公水戸に下り、學校の建設、田畝經綸の改正に着手せんとす。然るに、當時の大臣、及び巨室世家は、大約守舊派の人物にして、驕奢に狂れ、聲色に耽り、皆軍用に乏しく、其或は罪を獲んことを恐れ、乃ち黨を結ひ、半俸の一事を以て之を争ひ、以て公の國に就くを遏めんと欲す。以爲らく「去歲米穀登らず、士人の俸祿を減し、一國皆生を聊んせず、苟くも公にして藩に就くときは、士大夫職事繁劇、冗費費られず、皆怨嗟嘆息、離心解體、恐くは大に公の盛徳を損せん。宜しく全く俸祿を賜へ、以て人心を慰すべし、然らざれば、藩に就かざるの愈れりと爲すに若かざる也」と。番頭岡崎南軒(名は朝侃、采女と稱す)額田亨通(久兵衛と稱す)伊藤友施(主殿と稱す)小山松軒(小四郎と稱す)等、魁首と爲り、小番頭物頭の人々を煽動せ

藤田晴軒  
退隱ヲ命  
セラル

經綸ノ大  
綱ヲ看破  
セリ

り。執政藤田晴軒、中村淑穆(與一左衛門と稱す)も亦其議に賛成し、之を公に聞す。公、赫怒、岡崎以下の職を免じ、また藤田、中村をして退隱せしむ。東湖以爲らく「公に聞するものは、江戸の有司なり。今、水戸の有司、其罪を蒙り、吾輩其責任を逃るるは、道に非ず」と。乃ち罪を引て病と稱し、懇ろに辭職を請ひければ、其職を免ぜられ、先手物頭の班を以て史館の編修に充てられぬ。此に至り、公、國に就き、鶴殿廣生(平七と稱す)戸田蓬軒を以て執政に任し、武田正生、結城朝道(寅壽と稱す)を以て參政に任し、今井惟典(金石衛門)また參政と爲り。原田成祐、公事奉行に、金子教孝(孫二郎と稱す)郡奉行に、其他、改革派の人物、往々拔擢せらる。而して、東湖は側用人に擢てられぬ。東湖は、公の信任する所と爲り、毅然身を挺して改革の衝に立てり。東湖は、活眼炬の如く、善く經綸の大綱を看破せり。而して、果斷力に富めり。即ち公の命を奉し、經界改正の業を興し、主として豪族兼併の弊を破りて、均田法を實行し、二百年紛淆せる經界を正し。また武士を訓練し、廠銃を造り、器械を整ひ、大に海防に備へ。また學校を建て、士風を激勵し、人を陶鑄し。また國風に基きて、神道を崇び、神祇の祭儀、浮屠に混するものは、務めて清潔に歸せしめ、また、肉食、女犯、博奕、貪婪の僧侶を逐ひ、古寺の



腐朽せるものを毀ち、或は、同じ宗門の寺院にして所々にある者を併せて一と爲したるか  
如き、國家經綸の大綱を提げ、卓犖風發、新立國の規模を立て、斷して之を行ひ、毫も遲  
疑する所なかりき。

青山伯卿曰く、

『公方網羅一國之人才、布列内外。皆號爲稱職。而至於通古今達事跡。則君蓋爲  
之冠。故公眷遇尤渥。入、則參預機密、出、則應對四方、議論風生、事無留滯、公、每出  
新令、君一采筆、頃刻而成。辭理明暢、他人精思不能及、當時謀議之臣、不爲乏人。  
而至於氣魄之大、智慮之明、遇盤錯而不挫、處紛擾而不亂、則不得不推君爲全  
才。凡公之施爲光明正大、一新天下之耳目者、君尤有力焉。』

是れ實に東湖の力量精神を寫し出したる者。東湖は、實に改革家として、行政家として、  
破壊的作用に富み、兼て建設的手腕を有する者也。

東湖と共に、最も其力を盡して、改革の局に當りたるものは、戸田、今井の二人也。而して  
今井の參政より社奉行と爲るや、其所爲、往往急進に失し、終に之か爲に群小の乘ずる  
所と爲るを免れざりき。

氣魄大智  
盧明

破壊的作  
用ニ富ミ  
兼テ建設  
的手腕ヲ  
有ス

通古今達  
事跡

東湖經綸  
ノ要

村田松密

蓬軒は、周密、東湖は、靈活。蓬軒は、善く形勢を審にし、東湖は、善く大計を畫す。蓬  
軒は、謀に長じ、東湖は、斷に長ず。蓬軒は、雅量人を容れ、東湖は、聰明、人を識る。  
蓬軒は、成算あらざれば、容易に發せず。東湖は、事に臨みて動かす。蓬軒は、君子の風  
あり、東湖は、政治家の風有り。今井に至ては、亦一種の氣幹を負ふ好漢也。東湖曰く  
『深沈寛弘、舉止嫺雅、愛人容物、則今井、藤田、不如戸田也。風岸孤峭、直言抗議、清潔  
無私、則戸田、藤田不如今井也。粗通古今、頗達事跡、立志不變、則戸田今井、恐不  
如藤田也。』

蓋し東湖が、經綸の要、文武を合し、治教を一にするを主眼と爲し、而して之を以て、一  
國を改革し、終には以て之を天下に及ぼし、内、尊王の實を擧げ、外、萬國に應じ、以て  
時艱を濟んとせる也。東湖曰く『至於其以尊王尙武爲政教之根本、以明尊攘之大義、  
則臣彪質諸鬼神而不謬、百世以俟其人而不惑』と。又曰く『尙武之風振、則幕府自昌、  
夷狄自遠、天地之正氣充而神州之紀綱張矣』と。彼は、彼が理想を、一藩に實行せし也。

(註)

長州ノ俊傑、曠世ノ經世家タル村田松密(名ハ清風、四郎左衛門ト稱シ、後繼部ト更ム)ガ、英決雄斷、一藩  
ノ積弊ヲ大革シテ、維新ノ基ヲ開キタルハ、天保庚子ヨリ弘化元年ノ間ニシテ、實ニ東湖ガ、水月ノ藩政ヲ



革新シタルト同時代ニ在リ。其經綸ノ大綱ヲ提グ、志ヲ立テ、變セズ、發シテ當ラザルナキ處、其學校ヲ建テ、國學明倫館ヲ増建シ、新ニ有備館ヲ江戸蒲邸ニ建立ス。虛又テ廢シテ實効ヲ責ムル處、兵法ハ、實技ヲ主トシテ軍法ヲ廢シ、洋法ヲ主トシテ舊習ニ拘泥セザル處、其備道ヲ崇ビ、淫祠ヲ毀ツ。數字ニ至ル處、其意ヲ財政ニ留メ、年費ニ由テ、貯蓄ノ道ヲ講スル處、關武ノ藩ヲ建テ、兵備ノ振整ヲ謀ル處、其經綸事業相似タル者有リ。松壽曰ク『國家ノ基礎ヲ建ツルハ、富士ノ福野ノ如シ、三國ニ據リ、八州ニ跨リシ廣行平坦ノ陸アリテ、コソ衝天ノ高崇ヲ保チ得ルナレ』ト。曾テ歌テ曰ク、

西北の風防きして機打てよ

我日の本の櫻見る人

又曰ク

敷島の大和心を人間は

蒙古の使斬りし時宗

又詩有り曰ク

細味仁心乃是城。靜思義氣忽爲兵。了來管樂無古術。離枕時過孤地聲。

又曰ク

威戎神器終歸義。安國名城乃在仁。軍裡堆金挂北斗。不如易粟養國民。

其經世的識見ノ自ラ凡ナラザルヲ見ルベシ。

松壽曰ク『同ノ頭四海多ニ知己。武内時宗林子平。彼ハ、實ニ子平ノ眼識。時宗ノ果斷ヲ以テ、武内ノ經綸ヲ行ント欲セシ也。』

四面ニ當ルノ才

幽谷ノ民政ノ經綸

均田法ノ實施

◎昔シハ、藤原公、時望ノ諸公ヲ論ズルニ、皆經綸ヲ以テ之ヲ許サズ。謂ラク『才器ハ周子キチ要ス。四面ニ當ルベシ。廣ニ入り、細ニ入ル、乃チ經綸ノ事業ナリ。今世一面ニ當ルベキノ才ナリ』ト。東湖ノ如キハ、果シテ四面ニ當ルノ才カ。

第十二

均田

幽谷、民政に於て、講究する所あり、其經綸の要、煩擾を去り、横斂を除き、力役を均らし、兼併を破り、侈惰を禁ずるに在り。幽谷、郡宰と爲り、之が經綸を實行せんと欲するも、關係する所、最も大なるを以て、之を一郡一邑の間に行ふべからずして止みぬ。東湖に至りて、烈公を奉じ、始めて其民政經綸の主腦とも云ふべき均田法を實行せり。經界の改正是也。

均田法は、豪族兼併の弊を破て、以て農民を安んじ、力役を均うせしむるに在り。即ち是れ一種の社會主義の實行也。而して、水滸は當時何が故に、均田法を實行せざるべからざるの必要ありし乎。東湖、之を語りて曰く、

『水戸の封内、寛永の末つかた、威公の仰せとて、田畠の界、改めしより以來、二百年許



りになりければ、其時、上田と名けしも、今は下田と爲りぬれども、止む事を得ず。上田の租を納め、或は畠に水せき入れて田と爲したるを隠し置て、畠の税を納むる類ひ、擧て敷ふべからず、志かのみならず。貧き民の畠を富る民に賣んとする時、富る者は米十石を得べきの實地を取て、其名は三四石と定て、僅に其租税を出す。残る六七石は名のみ有て實の地はなければ、貧き民より其租税を納む。土地肥饒町段の廣狭も是に同く、いと淺間敷わざなれども、貧き民の飢寒に迫れる者は、まのあたりの苦みに堪難ければ、後の患を計るに暇あらず。實の土地を賣て空き石高を殘じ、下田と名けて上田を賣り。己は下田を耕して上田の租税を納むる類多ければ、古人の謂ゆる富る者は益す富み、貧き者は益す貧き様にぞなりにける。

其弊此の如し。故に武公の時、經界改正の議を唱ふるものあり、然れども、重大なる事業なるを以て、之に着手せず。烈公に至り。襲封の初めより、十年の間、精究審査、漸く幕府の許可を請て、之に着手せり。東湖また之を語りて曰く、

「天明寛政の頃は、文公専ら民を恤へ給ひ、文化の始め、武公にも政事に心を盡し給ひしかば、其頃より田畠の界を改め正さずしては、貧き民蘇息する事難かるべしと其職に備

れる識者より議論ありけれども是を行ふ時は、富る民は俄に利を失ふ事を歎きて上を怨むべし、貧き民は喜ぶべき理なれども多くは愚なれば、富る者に欺かれて上を疑ふべし。凡民は富るも貧きも上を疑ひや、もすれば下を損し上を益し、事を計ると思ふわざなれば、田畠の界を改ん事容易ならずとて、其事行れ難くして過にしが、中納言の君には、公子にてをばせし時より、農政の書數多考へ給ひ、事情を明かにし給ふにぞ、初代の初早くも經界改むべき事を郡奉行に計り給ふ。郡奉行も、君の御心非常にまします事を感じ奉りけれども、容易く行ふべきわざには非ざれば、一同會議して先輩の識者議論杯具に申上させ君の仰の如くいかにもして經界は改正すべき事に覺へ侍りぬれど、君はいか許り仁政を施し給ふ御心にも民未だ御恵みを蒙らざれば、上を疑ふ心無しと云べからずといさ斯迄に思召のましますさんには先奢侈を抑へ、儉約を教へ御怠り無く仁政を施し給ふべし。國中の民、君を仰き奉る事、父母の如く、我君は露許りも疑ひ奉るべからずと人々懐き奉りし時に至て、經界を正うせん事、何の仔細のあるべきと申上ければ、君實にも同し玉ひて專政事を勵み給ふ折しも、小石川の屋形新たに土木の事有て儀式行ひ玉ふべき殿は、合天井に營むべきに定りしを、彼宮室を卑うして力を溝洫に盡すてふ



古語や思召けん、俄に其事を止玉ひ、昔もろこしにて酒を川上にまたみ諸ろ人に飲しめぬる事を御自ら筆を染玉ひて、合天井造るべき料の金子を添て、郡奉行に下し賜りて、國中の驟寡孤獨の類を賑し玉ふぞ有難き。其後、癸巳の年より丙申戊戌年の三度の飢饉には、日夜御心を苦しめ玉ひ、或は籬中の宮諸共に粥をきこしめし、或は朝夕の御膳のみきこし召して晝の御膳は止給ふ類、深き御患普ねかりければ、國中こそつて、明君と仰ぎ奉りける。斯くて己丑の年、世を嗣給ひしより以來、戊戌の年に至て十年になりぬれば、領中土地改正、幕府に請ひ玉ひしに、許し玉ひければ、執政職より初其職々に仰せられ、其事を始玉ふ。其荒増は封内東西南北とて、郡奉行四人にて治む、其一郡を又かりに四に分ちて十六と爲し、兩番の士を初、其わざに堪へぬべき者三十二人(成功迄五年を人移り更りて前後にては五十人許りも仰せぬ)を撰みて、細奉行を仰せられ、二人して其事を共にし、郡方勤る役人二人三人つゝ之に副し、村々の郷士、庄屋組杯云へるもの、正直なるを擇び、其他、卒取細取杯云者に至る迄、夫々配り分ちて之を一組と稱ふ、さて一に田島に臨て細打渡し其廣狭長短を計りたるを帳に記し、土地の美惡杯迄粗々論したるを郡奉行に出しぬれば、郡奉行、勘定奉行、諸共に其下なる職々を引具し、田島上中下杯の位を定るを年寄、

若年寄其事に携れる人々より見巡りて之を勵まし、衆議の決し難くてありしを、之を裁判杯し、其職々心を合せて力を盡す事、凡五年を経て其功畢りぬるをば、諸士の本より知行賜りたるは村をかへ、是迄藏米賜りしも百石以上に當りぬるをば、新に知行を賜しととし、甲辰の年、彌生の初めつ方其人々の祿、村々の民の竈迄記さしめ、御朱印付て御手つから賜りぬ。其御朱印狀のさま左の如し。

- 一、 藤何千何百石
- 一、 農何百何十戸

右常陸國(或は下)何郡何村某村にて知行せしむ人馬油断なく相嗜むべき者也

天保十五年甲辰三月

御朱印 何 某 實 名

斯くて其農民の名、記るせる書は、別に郡奉行より人々に分ち配りぬ。抑右諸士に田島祿賜りし時は、千石百石は、百石の貢賦大方平かに均しかりしを前に云へる如く、土地の善惡、農民の盛衰によりて、諸士の知行する所も均しからず。其名は千石にて僅に六七百石の貢賦を得。或は二百三百石の名にて、四五百石も實を得る類なきにあらず。又大祿の知行は、さもあらねども、小祿の知行所と云は、一村の中にて此彼こと離れ、一人の民、數多の地頭に年貢捧るわざなれば、地頭と民の情も通はず。又地頭の代官杯村々を



巡り、民を苦むる類、其患少からず。此度は改給ひて何百石に農何戸と定め、其民は必  
一人の物頭を仰ぎぬ。年貢收納は盡く公けの役、之を主りぬる事になりたれば、地頭と  
穀祿の平ならざるを憂ずして、長く數多の民を懐くる事を得。農民も數多の地頭代官杯  
に苦めらるゝ事を免かる。一わたりに限りては、知行の本意に非ざるに似たれども勢に  
より時を濟ふの良法と云ふべし。後の人、能く君の御志を繼て、之を修めなば、兵を強  
くする一助とも爲り可べし。』

經界改正の事業は、烈公の意に成りたるも、實際其局に當り、之を翼賛し、其効績を奏し  
たるは、東湖の力多し。豊田天功曰く『君深昧ニ盛意、獎勵贊成、無少有懈、乃陳均  
田安民、文武一致之義、籌度規畫、其說甚備、公尤信任』。東湖亦自ら曰く『公之於國事、  
經界學校、尤爲大業、而經界殊難。彪不肖、其在政府一也、叨奉公命、從事二大業、以  
故頗詳其本末曲折』と。又曰く『水戸の封内狭しと雖ども、幾万人の民草露許りも心を動  
さずして大業を畢りぬる事君の仁徳、民の心に感じぬる事の深きを知るべし』と。眞に然  
り。

(註) 經界功成り、烈公、乃チ諸臣采地ノ朱印狀ヲ作り、凡ソ秩百石以上ハ、公親ラ之ヲ賜ハリシカ、或ハ百石以

籌度規畫、  
其說甚備、  
經界殊難

幽谷文武  
一致ノ義

上其數差ニ繁ク、之ガ頭賜ニ倍マンリテ處リ、小臣ニ賜フニハ執政チシテ之ニ代ラシメントス。公笑テ曰ク  
人君臣下ノ俸給ヲ賜フ何ノ樂カ之ニ過キン、吾固ヨリ賜與チ多クシ、勞倦ニ至ランリテ欲ストト乃チ悉ク親  
ラ士大夫ノ國ニ在ルモノニ賜ヘ、其江戸邸ニ在ルモノハ、世子チシテ之ニ代ラシメヌ。

### 第十三

#### 修文

幽谷、文武一致の義を唱へ、以爲らく、『古は文武一塗、未だ嘗て分ちて以て二と爲さず、  
海の内外を論ずる無く、其致相同し』と。是を以て門人をして、武技を兼習せしむ、是れ固  
より俗儒の帷を下し塵を揮ひ、徒文不武なるものと同しからず。東湖其教を承け、烈公を  
奉して以て文武一致の經綸を實行せんとせり。初め西山公、大に國學を興すの意有り、朱  
舜水の來るや、公、臣僚をして、之に就て釋奠等の儀節を習はしめ、又梓人に命して、其口  
授を受け、闕里の制を摸せしめ、其摸形、水戸城の庫中に存せり。〔常陸帶〕に云ふ『文  
恭公、江戸昌平の孔廟を改め造り給ふ時、舜水の傳へし小形を捧ぐべき由、文公に仰せ有  
しかば、やかて是をさし給ひしに、文恭公大に感し給ひ、其小形のまゝに造らせ給ふ、  
享保年中の事にて今の大成殿これなり。〕然るに、當時彰考館を設け、大に力を修史に用ぬ



弘道館建

しかば、未だ學校を建つるに違わらざりき。烈公、封を襲くの初め、西山公の志を繼ぎ、國學を興さんと欲するも、衆議之を便とせざるものあり。意見或は相背馳するを免れず。故を以て、公も亦輕しく決せず、思慮を盡すもの、凡そ六七年。爾來施設の方法、歴歴として胸中に具し、其再び國に就くに及びて、斷然一決、遂に命じて其功を起さしめ、史館を學館に徙し、又國中に令し、武技流派相近きものは、合して之を一にし、凡そ皇朝の典故、經史子集、絃歌雅樂より以て鍊兵教卒の法、弓馬槍劍の技に至るまで、皆之を習はしむ。名けて「弘道館」と曰ふ。

『常陸帶』に曰く、

『中納言の君には、御代の始めより、いさせちに思召し立ちける、有司の評議まら／＼にて、或はこれを助け參らせ、或は之を諫め奉り、又助け參らする中にもくさ／＼の説ありけるを、君具さに聞こし召し給ひ、其善し惡しを論ひ定め玉ひ、天保亥の年、初て其事を起し玉ひぬ。水戸城の傍らなる南三の丸、北三の丸の間は、國の中央なれば、是れ學校の地と定め玉ひ、そこに住して大夫の宅十二區を（山野邊兵庫頭、太田丹後守、石原主馬、横山甚左衛門、鳥井瀨兵衛、杉浦蒸一郎、佐藤圖書、藤田繁藏、藤澤總兵衛、谷登五郎、小山齋宮、宇都宮權太郎、已上十二人に管地を賜りて、移し給ふ、其管地の爲に又地を移すもの多し、山野邊より始め宅移すもの、其人々によりて各々移徙の料を給ふ。此用度ばかりも少なからざりき）を移し、武藝植の神を祀り、孔子の廟を營み、文學、兵法、讀樂、書數、弓馬、鎗刀の類、各々其學ぶ所を授け、又馬に乘りて弓を射、銃を放つ事を習ふ所より士卒を集めて進退を習はしむる

場に至るまで其中に設け、弘道館と名け給ひ、國史を修むる形考館をこの中に移し給ひ、又醫學、天文學の寮をも設け、又文武の藝試み給ふ所を遊藝園と云ふ額を扁し、御座所には至善堂と扁し玉ふたぐひにて其所によりて名を命じ玉ひけれども其總名は弘道館と云ふ。青山量介延子、會澤恒藏安、二人を擧て小姓頭、弘道館教授の長を命ぜられ、其他文武の士、あまた擧て各その職を命ぜらる。斯くて辛丑の秋、文武の教場、粗出來れば、假りに之を開き給ふ。弘道館の本領、主旨は、何ぞや、烈公の親ら撰ぶ所の記文、之を説明して餘り有り。其文に曰く、

弘道者何。人能弘道也。道者何。天地之大經。而生民不可須臾離者也。弘道之館、何爲而設也。恭惟上古神聖立極垂統。天地位焉。万物育焉。其所以昭。而六合統。御宇內者、未嘗不由斯道也。實許以之無窮。國統以之尊嚴。蒼生以之安寧。變夷戎狄、以之率服。而聖子神孫、尚不肯自足。樂於取於人。以爲善。於是斯道愈大。愈明。而無復尙焉。中世以降、異端邪說、誣民惑物。俗儒曲學舍此從彼。皇化陵夷。禍亂相踵。大道之不明於世也。蓋亦久矣。我東照宮、撥亂反正。尊王攘夷。允武允文。以開太平之基。吾祖威公、實受封於東土。風華日本武尊之爲人。尊神道。辨武備。義公繼述。尊義。感於夷齊。更崇儒教。明倫正名。以藩屏於國家。爾來百數十年。世承三遺緒。沐浴恩澤。以至今日。則苟爲臣子者。豈可弗學。所以推弘斯道。發揚先德乎。此則館之所以設也。抑夫祀。禮。御雷神者何。以其奉天功於草昧。留威靈於茲土。欲使原其始。觀其本。俾民知斯道之所由益大。益明。不也。嗚呼。我國中士民。夙夜匪懈。出入斯館。奉三神州之道。實三國土之教。忠孝無二。文武不岐。學問事業、不殊其效。敬神崇儒、無有偏黨。集衆思。宣群力。以報國家無窮之恩。則豈徒禮宗之志耶。神皇在天之靈。亦將降鑒焉。設斯館。以統其治教者誰。權中納言從三位源朝臣齊昭也。



知るべし、弘道館建設の最大主眼は、『尊王攘夷。敬神尙武。』に在るとを、而して忠孝兼全、文武全器の人才を陶鑄し、國風を作新せんことを、實に此學館の精神也。而して、其記文中、『樂取於人以爲善』と云ひ、『敬神崇儒、無有偏黨』と云ひ、『集衆思宜群力』と云ふ如き、世界の智識を採集するの意自ら其中に在り。豈必ずしも鎖國退守の規模あらん哉。東湖曰く、

『神の道は大和魂の本にて、皇國の元氣なり。されば其元氣を本とし風土の似よりたる漢土の教を取りて大和魂を助け、忠孝の大節を明ならしむるは、彼の夷狄を本とし神國を末とし、如來菩薩など云へる異國人を尊びてまのあたりに大恩を受けぬる君父を忘るゝか如し。不忠不孝の邪教は攻ずして自ら衰へぬべし。國學者は、漢土を惡み、世の儒者も本を捨て末に隨ひ、内外の差別を失へるなためんとの心より起りし事なれども、神皇の道は漢土の道とは、露と墨との色を異にするか如くならんには、さも有らぬ、其色濃きと淡きの違有るのみにて、色は同じ事ならんには、漢土のみを譲ると思ひながら、神皇の道を譲りぬる事も出来て、いさゝか衰へぬる神の道も更に廢りぬ可し。されば神皇の道に背きて漢土の道に隨ひぬると、漢土の道を取りて神皇の道を助けぬるとの差別あらんばあるべからず。世にもてはやす讀み人知らずの歌に、『數島の大和錦に織て、そから紅の色もはあれ』或る人の曰、此歌はかくも光格天皇の御製にて儒道を讀み給ふ所なり、此外に神道なよみ給ひしは、『雲霧を科戸の風にはらばせて高天原の月そさやけき』と承はるさかりき。誰のよみしにせよと目出度きと覺へしに或人の物つたりの如くならんにはあり難きと申さんも餘りある御事なり』と云へるは實にいみじふ諷刺なり。此等の事、我が君、常に厚く志し玉ひしいにし年家中に諭し給ふ告志篇にも其荒増を述へ給ひ、彪等も屢々仰を蒙りぬれば詳に云はんには猶種々の論有れども事長ければ漏らしつ。

延テ以テ  
天下ノ元  
氣ト爲ル

左れば、弘道館は醫學、天文學、其他理化學をも併せて、之を研究せるに止らず。後に至り、蘭學の如きも課を分ちて之を教へしと云ふ。

東湖、烈公を奉して、弘道館を興し、敬神の義を明にして、以て廉耻節義の士風を陶鑄し、尙武の實を擧げて以て質實剛健の氣象を鼓舞したりければ、水戸の國風は、神州固有の精神を發揮し、質實にして剛健。廉耻を重んじ、節義を尙び、凝りて尊王と爲り、發して攘夷と爲り、延て以て天下の元氣と爲りぬ。會澤が弘道館社廟に調するの詩に曰く、

天神肇天業、建雷佐經營。三靈傳皇統、忠孝訓既明。仲尼述堯舜、明倫因人情。日胤千萬年、聿脩出至誠。名教贊皇猷。大道愈恢宏。世德維三萬變。扶植在俊英。明君繼先志、靈畚新落成。崇峻映朝暎、高門對大城。社祀鹿島神、廟傳洗酒聲。貞砥勸記文、勳勉興群生。敬神又崇儒、聖教期南鳴。文武一其揆、治教無重輕。君子強不息、請看健天行。簡靈威當據、討恒要正名。韓作三士氣、可三以諒敵鯨。閑聖圖左道、寰宇須廓清。正期人弘道、德輝溢八瀛。

(註) 眞弓山ヨリ巨石ヲ引出シ、之ヲ弘道館ニ用ヒタル際、烈公ノ詠シタル歌有リ。  
武士の道ひろめんと引くいな  
眞弓のかみのいかておしまん

◎又公ノ歌ニ曰ク  
ふみ好む木のしたかげにやすらひて  
さもにかたらん武士の道



◎公、又詩有り、曰ク、  
空門三寶教。久爲吾國憂。廣備六經說。非復洗滌流。奉命無入叙。何以護神州。永懷不可釋。長夜何悠悠。

#### 第十四

#### 尙武

尙武ノ道ヲ講ス  
烈公、夙に外患を慮かり、尙武の道を講ず。初め鳥銃を演習し、後ち劍槍、將御拔刀、眉尖刀の諸技を學び、皆其蘊奥を究め、また親ら馬上放銃の術を初め、「新發流」と名け、技撃を參酌して「水府流」を作る。其封を襲くに及び、武備を充實し、軍政を振整したるも、亦偶然に非ず。而して東潮亦公の命を奉じ、善く其事を攝し、善く其績を效しぬ。公、殊に心を海防に用み、天保七（丙申）、要塞を多賀郡助川に築き、家老山野邊兵庫頭に命じ、其地に住し、之を督せしめ、同八年（丁酉）先手同心頭を多賀郡友部大沼の西村に置き、また那珂郡湊村には、水手隊をして海防を兼ねしめ、十三年（壬寅）鹿島郡磯濱村にも、先手同心頭を置き、海防に備へしめたり。公、又藩士をして戎事を練習せしめんか爲に、東照公遺物拜觀に托して、後樂園に戎服來り會せしむ、一日諸臣に諭して曰く「吾

公殊ニ心ヲ海防ニ用ユ

毫モ狼狽ノ態ナシ

巨艦ノ鑄造

巨艦大船ヲ製センヲナクフ

れ、卿等をして、節儉を崇はしむるは、貨財を蓄ふるか爲めにあらず。無用の費を省きて不慮の備に充てんと欲すればなり。今、天下安しと雖、戰を忘るれば、必ず危し、兵備衰廢、外患我に逼る、加ふるに年穀稔せざるを以てす、安ぞ流賊嘯聚の患なきを知んや」と丁酉三月十二日、公、諸臣と皆戎服して、東照公賜ふ所の遺物を後樂園の琴書亭に觀、以て軍禮を行はしめ、毎歲以て恒例と爲す。此歲、大鹽平八郎の變有り。諸國騷擾、侯家遽に命じて兵器を修むるもの有り。時に水藩、獨り兵備盡く飭ひ、戎裝皆完く。毫も狼狽ノ態無かりき。公、巨艦の、防海の要具たるを以て、毎歲、内帑を出して之を鑄造せしむ。而かも封内土瘠せ民貧しく、常に財用の給せざるを憂ふ。因て銅佛及び梵鐘を鎔して以て銃煩を造るに至る。議者或は之を難するも、公、斷然決行して疑はず。又、幕府に建言して、寛永以來の大禁を解き、諸侯に令して、多く巨艦大船を製せんことを乞ひしも、聽かれず。因て、已むを得ず、唯多くの巨砲を製して以て海防の用に供す。公、鑄工に命じて、巨砲を鑄らしむ、鑄工、力を盡して之を爲すも、巨砲を鑄るに慣れず、慙懼自殺せんと欲す。公曰く「始めて巨砲を鑄る、其錯謬、怪むに足らず。汝の罪にあらざる也。宜しく再三鑄造、成功を











其後、公、又神勢館を細谷村に築き、士大夫をして銃砲を練習し、以て防海の備に便ならしむ、砲場長廿五町、世俗稱して五町矢場と曰ふ。

其後、公が、軍制改革に着手し、盡く弓槍の隊を廢して銃砲隊を編し、専ら泰西の兵制を參酌して兵制を創め、名けて太極陣と曰ひ。また其洋學者を延きて、洋書を譯せしめ、西洋的船艦及び水雷艇の摸型を作らしめ、終に軍艦を製造したるが如き、其心を尙武の道に盡せる一端を知るべし。而して、東湖最とも善く公の志を昧し、身を挺して之を擔當し、終に其功を奏せしは亦偉なりと謂はざるべからず。

(註)

長州羽賀  
臺ノ大演  
習

水雷艇ノ  
摸型ヲ作  
ル

天保十四年夏、村田松齋藩主毛利敬親ヲシテ、大演習ヲ羽賀臺ニ舉行セシム。衆凡ソ三萬五千。馬四千三百ト稱ス、亦盛ナリト謂フベシ。實ニ東湖ガ、烈公ヲ奉シテ、大演習ヲ千波原ニ行フノ後、三年ニ在リ。初メ松齋、此舉ヲ行フニ當リ、萬一幕府ノ嚴譴ニ觸ルコトアラバ割腹シテ罪ヲ謝セントスル覺悟ナリシト云フ。當時、外藩諸侯ノ、兵備ヲ張ルノ苦心、實ニ想ヒ見ルベシ。  
水戸ノ如キハ、親藩ノ主位ナシ。其兵備ノ振整擴張ヲ謀ル、宜シク忌憚ル所アルベカラザルニ似タリ。然レモ、烈公ノ此舉ハ、幕府ノ忌憚ル所ト爲レリ。『回天詩史』ニ曰ク『凡寡人之所爲、動涉群議者如此。而寡人本以經意、自信愈厚。常謂情三形跡、運籌謀、險謀武備、戒不虞者、所謂國主及外藩侯之事耳。至於親藩、則固宜公然張皇、以示治不忘亂、效忠宗室之意。於天下、乃歸統於郊、團兵於野、實臣庶以實用實效。毫無有所忌憚也。謾人因以問之、抑亦危矣』ト。左レバ、其後、四城ノ災ハ、水戸ノ間者

ノ爲ニ出テアリトスルモノモ有リキ。現ニ此夜、藤堂家ノ文學士鹽田隨齋ト云ヘル人ハ、下谷邸ヨリ、遙ニ火ヲ望見シ、醉眼ナガラモ四城ト認メ、急ニ同邸諸士ノ家ヲ巡リ、大聲ニ『水戸殿御謀叛ト相見エル、各々方、速ニ起テ用意アレ』ト叫ビ、歩行キタレバ、邸中頗ル震擾シタリシト云フ。亦以テ太平文弱ノ人々ガ、烈公ノ舉動ヲ忌憚スル一斑ヲ窺ヒ見ルベシ。

烈公一日逐島狩ノ際、騎シテ城門ヲ出テ、遙ニ觀テ加ヘテ馳セ、騎士從フコト能ハズ、タゞ東湖及ビ小性某ノミ、纏ニ馬ノ鞍紐ニ附纏シテ之ニ隨フコトヲ得。公、中途ニシテ樹陰ニ憩ヒ、靈時ニシテ、タゞ馬ヲ馳セ、郊外ニ出テ、公曰ク『煙具ヲ彼ノ樹陰ニ遺失セリ』ト。小性某、直ニ往テ之ヲ拾ヒ來ンコトヲ上申シ、將ニ馳セ去ントス。東湖、聲ヲ勸マシ、之ヲ叱シテ曰ク『汝知ラザルカ、我等已ニ敵國ノ境ニ在ルコトヲ。而シテ衆路ニ後レテ未ダ到ラズ。君ニ隨フモノハ、タゞ吾ト汝ト二人アルノミ。君ノ危急ナル旦夕ニ在リ。汝、君側ヲ辭シテ煙具ヲ索メントス、何ノ事休ヲ辨セザルノ甚シキヤ』ト。某乃チ止ム。漸クニシテ衆皆至ル。此日、公手ツカラ金米糖ヲ袖中ヨリ探リ、之ヲ東湖ニ賜ヘテ曰ク『此ハ是レ今日ノ煙草ナリ』ト。東湖拜跪シテ、之ヲ受ケ、十分細割シテ普ク之ヲ士卒ニ頒チケレバ、衆皆大ニ喜ビシト云フ。

安政二月十二月、東湖ノ死後、朝廷、佛具ヲ鑄、海警ニ備フルノ詔有リ、佐久間象山之ヲ聞キ、喜ビテ曰ク『天保十三年、我先公開老タリシトキ、予上書シテ、防海ノ利害ヲ論ジ、以爲ラク『一旦邊ニ備フル大敵數千門ヲ鑄ント欲ス。天下ノ銅材限リアリ。若カズ寺院、鐘、佛具ヲ聚メ、以テ其用ニ充テンニハト。蓋シ外寇ハ、天下ノ患ナリ。國家危急ニ際スレハ、靈場寶地何ゾ獨リ保全スルコトヲ得ンヤ、之ヲ收メテ以テ之ニ備フ、理當ニ然ルベシ。今ヤ此詔ノ出ブル十四年ノ後ニ在リ。而シテ予ノ策ニ符合スル亦快ナラズヤ』ト。乃チ詩ヲ賦シテ曰ク、



一、跌歸休深鎖門。無那國寸心存。但欣天詔在平日。有契當年狂妄言。  
東湖が、烈公ヲ輔ケテ以テ封内ノ佛具、銅鑪ヲ鑄テ以テ巨砲ヲ製シタルハ、亦實ニ象山ノ建議シタル哉（天保十三年）ニ在リ。

第十五

北海經畧

烈公は、英明の主。東湖は、豪傑の士。大作用有り、大策畧有りて、而かも施す所無きに苦みたりき。而して彼等の活眼は、北海に向て注けり。茫茫たる樺太の野、漠漠たる千島の地、棄て、守らず。舉て他の狼吞蠶食に任ずを見たり。是に於てか、始めて北海拓開經畧の建議有り。嘗て聞く、獅子の性、猛烈にして、終日挑擲、一刻も暫く休すると無し。故に之に秘を與ふれば、終日奮弄して其跳擲を忘ると。東湖は、獅子也。彼は區々として一藩に踞蹠するを得ざりき。其北海に向て爲す所あらんとせる者は、猛烈の氣、舒ぶるを得ざるが爲めなるのみ。蓋し、公の北海經畧を思ひ立ちたるは、其原因、三有り。第一は、西山公の遺志に基きたると。第二は、露國の來侵を防ぐと。第三には、封土貧寒にして、國用不足なりしこと、是也。而かも公及び東湖の如き猛氣英畧並に行はるゝものにあらざ

れば、誰か敢て自ら任して之に當るものあらん哉。

元祿年間  
快風丸航  
海ノ舉有

航海家ベ  
ーリ  
ン  
グ  
氏

西山公夙に眼を北門の鎖鑰、千島諸島の安危如何に注ぎ、先づ名將謀士をして、其探險遠征に従事せしめ、次第に風濤千里の外に及ぼさんとし、元祿年間、快風丸航海の舉有り。然るに、當時、造船の術未だ熟せず、數回の航海も功を奏せずして止みぬ。而して元祿十三年（千七百年）西山公の薨し、元祿武士が、太平を謠ひ、豪奢を競ふときは、是れ露國中興の祖たるペートル大帝が、即位以來、雄圖を四方に展べつゝあるの時にして。ペートルの即位は、千六百八十九年に在り。其後四十餘年、我寛保元年（千七百四十一年）には、丁抹人にして、露國の海軍に奉仕したる有名なる航海家ベーリングは、亞細亞、亞米利加の頭首たる海峡を實驗し、白令海の名稱も是より起り、其結果として、露國の探險遠征隊に屬する軍艦は、業に已にオコック海及び韃靼海を測量し、薩哈連島は、韃靼大陸の一半島なるべきを料り、其前途、露國の殖民地として、之を占領せざるべからざること本國に報告し、爾後露の船艦、常に東薩加半島及びオコック海に出沒し、明和五年には、得撫を抄掠し、其爪牙は、早く已に千島に及びぬ。

外警北海に響きてより、『北海道策』『三國通覽』『海國兵談』『東湖、曾て林子平の人と爲りを



稱し、最とも其心を國防經綸の策に留むるを喜ぶ。而して、子平の『星夕言志』の歌「暮るより天の川船逢瀬にはさほどりあへずこき渡るらん」の如きまた其「天が下武夫なりと白河の淺瀬の波にたいよふぞ憂き」の如き彼が愛吟する所なりき。嘉永癸丑の頃、東湖、後首を書して、之れを有村俊齋に與へしこと有り。の著者は、炬の如き眼光を以て、外寇の目前に逼るを洞破し「我日本國たる、周圍皆海にして凡そ江戸日本橋よりして歐羅巴洲に至る、其間一水路のみ」と叫びて、籌海の一策を立て、「北地危言」の著者は、經綸の通識を以て「外寇は、天下の寇にして一人一國の寇にあらざ候間、天下の智力を盡させ、器械のたくみ、鍊智の妙も日にまして是を奏する事相成候様」と論じ、「西城物語」の著者は、大膽直截に「日本を天下第一の最良國と成すべき法を論すれば、カムサスカの土地に本都を遷すべし」と痛言しぬ。

憂世ノ危言ハ肉食者流ノ耳ニ入ラズ

憂世の危言、肉食者流の耳には入らざりき。然れども防海の策は「この海によるてふ事をゆめの間も忘れぬは世のたからなりけり」てう詠まれたる寛政の名宰相白河樂翁をして苦慮せしめ、「外國はいつも彼の女祿朝鮮の軍の如く、日本人の勝つべきものと心得万一襲來するをも、聊かおそるるに足らずといふ類は、實に醉中の放言夢中の狂言にて聞くに足ら

天長地久大日本領

ぬことなり」とまで慨言せしめぬ。村上島之丞が、前後三回、蝦夷に入りたるも、高橋治太夫が、唐太國境を檢査せんが爲に宗谷迄赴きたるも志を得ずして（氷雪の爲め）歸りたるも、近藤守重が、一葉の帆船に乗じて、擇捉に入り、露人を驅逐し、同行の土木村謙をして「カムイワツカライ」山の絶頂に「天長地久大日本領」の大文字を書せる木標を建てしめたるも、最上徳内が、蝦夷に入り、擇捉、クナツリ等の間に往來し、前後五年間千島絶海に奔走したるも、此間に在り。而して間宮林藏が、單身飄然、我邦人の未だ踏まざる處を踏み、終に樺太を探險して、黒龍江に至りたるも、此間に在り。其後、平山兵原の如きは、北邊經畧の策を幕府に獻し、身を以て、之が實行に任せんことを行ふに至りぬ。幽谷の師たる立原翠軒、我文公の時、書を樂翁侯に上り、天下の三大患を陳し、其一は、露國の北邊を窺察するを論じぬ。其木村謙を此地に遣はしたるもの、亦深意有り。而して幽谷に至ては、最とも憂を此に抱き、屢ば、書を上りて北門の鎖鑰、苟且に付すべからざるを論じぬ、文化初年元旦の時に「北顧還憂胡虜驕」と言ひ、書を齎きて甲を購ひ、衣を沽り鞭を買ひ、竊に朔漠を馳驅し、胡塵を一掃せんとするの志有りしと云ふ。幽谷が、嫖姚定遠を以て自ら任ずるもの、亦偶然ならず。

幽谷最トモ憂ナ此ニ抱ク



烈公に至り、上は、西山公の志を繼ぎ、身を以て、北門の鎖鑰に任せんと欲し、北海經畧の策を畫しぬ。公の歌に曰く

箱館の關のふせもり心せよ  
波のみ寄する世にしあらねば

其眼界の遠く國防經綸の上に在るを知るべからずや。

又曰く

大神の健くさかしき心もて  
蝦夷が千島も切り開かなん

其剛健進取、鐵石の如き精神、凜然として筆墨の外に溢るゝに非ずや。

東湖、亦實に公の謀を贊し、之が計畫を講じぬ。其述懐に曰く、

玉鐸のみちのく超て見まほしき  
蝦夷か千島の雪のあけほの

其猛志遠圖、想ひ見るべし。

公が、北海經畧の意見は、如何。『山海策』の卷末に曰く、

鐵石ノ精神

國家百年ノ計ヨリ打算ス

本朝六十六國、壹岐、對馬の二島を入れて、六十八國なれば、松前蝦夷、西はカラフト東は、シニコタン等、北は、千島よりカンサツカ迄を北海道と定め、漸々國名御附に相成り、粒立たる島へは、夫々連枝を取立候はば、後世夷狄の防禦も行届き、徳川家も數々出來申すべきの愚案なり。

是れ實に國家百年の計より打算せる也。而して公は、北海經畧に關するの意見を幕府に建議し、亦閑老と議するに當り、適ま藩に就けるを以て、他の事故に託し、東湖をして江戸に赴き、以て其事情を開陳せしむ。因て、東湖は、庚子、辛丑の兩歲、江戸に至りぬ。其顛末は『回天詩史』の記する所、簡明要を得るを以て吾人は之を左に摘録せざるを得ず。

『天西北虜情之可惡。非一朝一夕之故也。天文以來乘戰國擾亂。屢航海來。漸布其邪教。至弘治永祿之間。若大友宗麟、及小四播津守。亦奉其法。而布諸國中。織田氏亦嘗試其法。而其聰明察其惑邪。欲禁其教。而不果。豐臣氏始設其禁。務驅除邪教之徒。而洋夷狡黠。潛匿各所者未盡除也。東照宮深察其害。大令於天下。搜索追捕。命三板倉伊賀守。山崎長門守。按檢畿内、及諸國。苟奉其法者皆執而斬之於五條河原。既而又毀其教寺。在長崎及各所者。破碎其佛像、及什物。而邪教之徒。悉民心者牢固不拔。至寬永年間。遂有肥前島原之變。内地之民以奉邪教。遭刑戮者。至是。前後二十八萬人云。其禍毒可勝言哉。大猷公脩東照宮舊典。益明邪教之禁。又始設外夷之禁。凡蠻文之圖一切拒絕。不得復窺窺。獨以和蘭教法典。西洋諸夷。異其宗。特許往來長崎。通有無。以爲洋夷間諜。使其識書。西洋事情以上於府。然靡之禁。猶或犯禁而來者。不啻一再。當時國威方熾。必火其船。禁其人。無有難類。洋夷寒膽不窺邊陲者百數十年。承平日久。武備稍弛。於是邪語二夷復垂。遂於







公之志在  
極北千島  
之外

苦心經營  
奮餅ニ歸  
シキ

蓋公之志在極北千島之外。不啻封内二十里之海港也。

蓋し公の北海開拓は、防備の爲にする精神に基くと雖、一方には、水滸の地狭く民貧しく、常に窮乏に苦しむよりして、北海道を得んとせしなり。而して公は、初め之を大久保加賀、(開老小田原侯)及び水野越州(開老濱松侯)に謀りぬ。就中大久保とは、往復辯難するもの、數ばし、大久保卒するに及びて、水野と議す、水野、陽に其説を是とするも、之を斷ずると能はず。結局幕府、其策を用ゐて以て進取するの規模無く、烈公及び東湖の苦心經營も奮餅に歸するに至りぬ。

然りと雖、北海經營に就ては、公は、實に其主働者にして東湖は寧ろ受働者たるの傾向無きに非ず。而して公が、拓殖の方法を講ずると、極めて、周密、且つ切實なるもの有り。

『北方未來記』に云ふ、

『是迄不毛の地、今より開くには、第一、人の住よく思ふ様にす。先也。人のみに、きらす。物のよる所は、住居と食物、女のある所也。鳥獸にても同斷也。城下への交代を初、備場々々等へも宿を立、遊女等置べし。食物の貯は勿論也。衣食住と云内、衣は三都採にてこそ、人目を飾る故、よき服も好めども、今開し土地にては、寒さへ凌候時は、左まてには思ふまじけれども。其他は諸士にてこそ、こらひ申すべきなれども、諸士の心にて思ひやりなくば、下々の者は、住かれ可申。又遊里、酒屋なき時は、第一に家作其外共に、職人落付申間敷。たゞし落付にもせよ、職人共金

天下ノ  
大遊里

を直に其地へ捨る様には相成かたければ、かたく右様するこそ、真策と云べし。國常立神の開き給ふと、時代違へば、開き方も亦異なるべし。城下二三里の處へ、天下ノの大遊里を捨可申。井大酒屋も多くあるべし。又芝居等も有べし。此三つは人の好む處と見えて、必ず此有る所は、繁榮す。さてもなくて不叶物故。大く造りて、天下第一と開へさすべし。必諸國より人入込て、金錢を落す事必せり。育子館は赤城下の十里内外に有て、子を育ると不相成者は、右の處へ持行、誰の子と云を不知様に、其館へ置也。足輕以下にて子なき者採、右の内よりもちひ行は、是亦勝手次第也。右育子館は、東西兩所にありて、男育子の方と、女育子の方と有なり。女の方も足輕以下好にて妻に致度は、届て妻に致す事也。二三年に相成、あら方城下も出來たる上には、國名の願書を差出し、右土地は日本寅卯に當り、朝日も早く出候土地にて、且又日の本より、日の出候儀理も有之。かたく日出國と致度候。又一ケ年も相立て後に追々土地相開け、國名迄も被下置候處、尾張殿、紀州殿は、何れも守にて、常陸計は、親王方に無之は、守とは不被申候へば、尾紀同様に日出守と相成りたきと申し、さて此度城下出來候處を、日出國水戸郡水戸村と名け、船印は細地へ白に日出丸をぬき用ふべし。『シルベシ』山より南松前迄を『シルベシ』郡と定め、勇威山より、西井東、十勝山通りまてを勇張郡と定め、十勝山より東海まてを、十勝郡と定め、可然候。何れも大郡也。村名は是迄の名へよろしき文字、認められ候へば、是迄の名を用ひ、無已に改名すべし。又四郡に、東西南と分ちても可然なり。日出國勇張郡、勇威城と唱へ可申。

又『礫川餘瀆』に云ふ、

『蝦夷の島々、皆我日本の地なり、島々へ俄魯人來り住むとは、残念なり。後に松前までも來り迫るべし。まっし、内地より蝦夷に至りなば、寒氣にもこまるべし。たやすく、奥蝦夷まで取返すことかたかるべけれど、其策なきにしもあらず。堪察加の先きまても、日本の土地にせんには、多く日本のたれを植れば成し難し。此儀各御承知なるやとの



遠圖雄略  
却テ奇禍  
ヲ招ク

御尋なり。人々申上るは、田作は松前迄にて、蝦地には生せず、夢も食料までには、買らず。如何の愚者にや。何ひけるに、骨太なる男數百人を遣はし、蝦夷娘を召抱へ、種をふやしなば、日本種の剛の者、生ひ生づべし。寒氣にも困るまじと仰らるる故、人々笑ながら蝦夷婦は、なまぐなき上に、甚た醜き故、人々好むまじと申上ければ、天下の御爲め、日本を強くせんには、なまぐなきを厭ふものは。

如何に公が、進取果銳の氣力に富み、實踐躬行の徳を備へ、自ら任ずるの篤きかを知るべし。而して、烈公、及東湖の、遠圖雄略、展ぶるを得ず、却て之が爲に、奇禍を招くの媒どは爲りぬ。悲夫。

紫山子曰く、烈公、東湖逝きしより、茲に三十餘年。樺太の形勝、果して露人の手に落ち、千島群島の防備、一も其緒に就かず、北海十州、拓殖の計、未だ立つ所あらず。而して徒に蝸牛黨争に纏懸す、其責の歸する所、蓋し辭すべからざるものあらん。噫。

(註) 北海經營ハ、烈公ノ特見ニシテ、東湖ノ如キハ、公ノ鼓舞スル所ト爲リテ之ニ翼賛シタルカ如シ。公嘗テ、幕府ニ建白スル書中ニ、露國北侵ノ、我外患タルコトヲ論シテ曰ク、

おろしや人共、蝦夷盜襲致し、右の地へ出張を擧へ、神國を何候者の寄場にいたし候て、嘉門に敵城を擧られ候も同様にて、神國の大患、此上は有間敷候。世の勢、何れも南より北に出候は難く、北より南に出づるは易く。猶又北狄は、日夜、朝暮に神國をねらひ、神國の人抔患ひ先は無之。敵の勝手次第に致させ置候間、北狄益南を志し候義と相見申候。

◎公又歌有り。

わか國の千島のはてはえみまらぬ  
さりさてよそにさらすべしやは

第十六

結城と東湖

東湖が、烈公を奉じて、英斷雄決、踔厲風發、霹靂の手を以て、積年の宿弊を打破し、根本的革新を實行し、國民の氣象精神の上に一大生面を開き、文教武備、綱舉かり目張ると同時に、北海經營の大籌を建てるや。天下の耳目は、皆水戸に向て注けり。幕府は、猜忌の眼を以て之を視たり。水戸に於る守舊黨、俗論黨、閥閥黨は、竊に之を妨害せんとせり。而して小人の猜忌は、幕閣の猜忌と相一致し、妖僧の隱謀は、幕吏の隱謀と相一致し、茲に烈公及び東湖を陥るに至りぬ。此隱謀の張本人は、誰ぞや。曰く、豺心狼眼の梟雄、結城朝道其人也。

結城も亦一世の人傑たり。蓋し結城は、盧杞、秦檜、賈似道一輩の人物たり。結城は、水戸の巨室。年少にして、深く烈公の寵する所と爲り、年甫めて十七、出て、訴を聞き、裁

天下ノ耳  
目皆水戸  
ニ注ケリ  
隱謀ノ張  
本人



断流るゝが如く、數年の滯獄、一朝にして決するに至る。其才幹の絶群なるを知るべし。彼は、平尾清行を師として學を受け、行を飾り士に下り、以て聲譽を收めんと欲す、亦王莽の亞なり。初め、岡崎南軒に黨して以て改革派に抗し、其將に敗れんとするを見、忽ち之を擠するに石を以てす、其變詐百出、端倪すべからざるを知るべし。而かも人、之を悟ると能はず、巨室中の正論、翹然たるものなりと爲す。已にして、兩田(藤田戸田)と共に心を協せ、力を戮せ、善政を行ひ、人才を推殺し、下輩を薦寵すると、甚た力めければ、國人益す其賢を賛せざるなし。其參政より(結城の執政と爲りたるは天保十三年に在り)執政と爲るに及びて、專恣の跡漸く露はれ、改革派の正議を主張するものを忌み、若年寄武田正生を大番頭に轉せしめ、尋て己が股肱たる吉野英臣を用人に擧げ、横山忠兵衛、友部好正を小姓頭に擢んじ、世子の傅と爲し、其黨人を搜きて以て要路に布列し、監察書記局に至るまで、皆其黨人にあらざるはなかりき。人始めて之を疑ふ、而かも、其蹤跡商秘、殆ど捕捉すべからず。友部、監察と爲り、平尾清行と同僚たり、善く結城の異志あるを知り、之に附し、陰謀密計以て東湖を傾壓せんとす。蓋し東湖にして、其職に在るときは、彼等は、以て大に其權を握り威福を擅するに能はざれば也。

東湖の活眼は、結城の異志あるを洞破せり。故に東湖は、彼が黨人を用ひて、以て彼が情偽を審にせり。結黨の爲さんと欲する陰謀密計は、彼の聰耳に達し、常に之を未然に挫きければ、結城も亦其間を窺ふと能はざりき。其東湖を畏るゝと最も甚しかりき。然れども、守舊黨は、多數、俗論黨は、勢力を有し、巨室世家、及び肉食者流は、其根蒂固く、之を一朝に打破するに能はず。東湖の周囲を繞る所の改革派正論派は、其勢力、比較的に微々たるに過ぎざりき。たゞ其恃む所のものは、正義議論の力のみ。而して烈公は、結黨の制し易きを便とし、或は命するに事を以てするより、小人漸く事を用うるに至りぬ。是に於てか、東湖の勢、稍や孤なりき。

結城は、如何なる手段を以て、彼を陥れたるか、吾人をして少しく其事情を語らしめよ。是より先に、烈公の藩に就くや、結城の才幹あるを知り、擢んじて參政に任し、累進して執政と爲る。而して彼は、第一着に東湖を排擠して獨り權力を擅にせんとせり。彼は、一方には、俗論黨を操縦して之が歡心を結び、又一方には、頗に佞媚の說を進めて以て公の意に迎合し小人力を竭して賛成し、結黨漸く勢焰を逞うするに至りぬ。東湖は從容として、屢ば之を公に諷諫する所ありしも省みられざるを以て懇に職を辭せんとを乞ひぬ。黨人、



今井ノ參  
政ヲ罷メ  
寺社奉行  
ニ轉セシ  
ム

乃ち、東湖を公に讒して曰く「彼れ、家計窘急、勢、職に居ると能はず、乃ち正議に託して間地を乞ふなり」と。又曰く「彼は、今井が參政と爲るを以て、不平を懷くなり」と。人、之を東湖に告げぬ、時に公手書を東湖に賜て曰く「吾、爾を信じて、爾、吾を疑ふ。爾にして去らば、則吾亦將に致仕せんとす」と。東湖、竊に其跡の甚だ嫌疑に涉るあるを恐れ、勉強して事を視る。適ま結城、公命を傳へ、黄金を賜ふ。曰く。「子屢ば行役に苦しむ。其れ或は費用に乏しからん」と。東湖黙して之を受け、直に奥右筆局に入り、黄金を其局長に致して曰く「吾か貧、固より甚し。向に行役の日斯賜あらば、之を辭するの理無し、今、故無くして、之を受くるは、古人の所謂之を貸するなり。子幸に執政に謝せよ」と。局長對へず、執政終に強ゆると能はずして止みぬ。彼等は、東湖排斥の容易に行はれざるを以て、東湖が同志の一人たる今井を黜けんとし、終に之を公に讒して、參政を罷め、寺社奉行に轉せしめぬ。前一日、東湖、之を聞き、奥右筆局に入り、結城に至りて之を辨し、結城退くに及びて烈公に謁し、左右を屏けんと請ふ。公、大聲して曰く「爾の來る、今井の事ならん、事、已に決す、復言ふと勿れ」と。東湖曰く「既に今井に命ずれば、決すと謂ふを得べきも、未だ之を命ぜず、たゞ公の處分如何

敗績ヲ取  
ルヤ必セ

に在るのみ。公曰く「曩に、吾衆言を排して今井を不次に擯んず、而して今井人望を失ふ、故に出して寺社奉行と爲し、之をして敬神排佛の事に従はしめんとす」。東湖曰く「今井性峭潔、疾惡の心餘りありて物を容るゝの量に乏し、是れ其讒を受くる所以。然れども、敢言直議、以て小人の膽を破るに至ては、則ち今井の右に出づるものあらず。故に執政之を憚り、監察之を畏れ、小人最とも之を忌む。公苟も之を擯せずば、則ち已む。既に之を擯んじ、又之を遠く、恐くは小人をして手を拍て快と稱せしめん。且つ夫れ今井をして獨任の地に在らしめば、其敗衄を取るや必せり」。公曰く「宜しく執政と論すべし」。東湖、乃ち退て更に之を結城に言ふも、結城は報然たるのみ。而かも今井轉任の事、已に決しぬ。東湖、事の争ふべからざるを知り、書を公に上りて平生言んと欲して言ふと能はざるものを陳じ、門を閉ちて病を移し、堀成武田伯道をして辭職を請はしむ。(天保十四年九月廿三日) 其公に上りたる意見書左の如し。

此度、金右衛門御轉の儀、御政に於て、以の外、不宜。實に嘆、歎、存候。意味は何も、金右衛門を惜むには、無御座。國家氣力の盛衰に拘り候故に御座候。古來より森智の重役權柄を握らん、工夕候には、第一に注意者を遣り候儀に御座候。金右衛門性質は直に過ぎ清きに過ぎ候へ共、當時御役人中には、稀なる人物に御座候。寺社御改正に付、金右衛門、御用人より寺社奉行仰付られ候は、御届きに可相成候へとも、若年寄より下轉仕候ては、敗軍の將に御座候間、











仰出候に付、其御り指出候輪廻の通り、出来候事に御座候。  
 一、浪人召抱候儀は、學校取立候儀に付、御劍出来候者、先年兩三人召抱被申。江水へ差出し置き、教導筆被申付置候。  
 右の外當今召抱候儀無御座候。  
 一、鐵砲打捕の儀は、同心足輕調練の節、連放等爲致候處、便利上不宜儀も有之候に付、諸流の内取捨致し、爲致調練候事に御座候。  
 一、寺院破却の儀は、近來僧侶共風儀不宜、不如法の者不少候處、源義股代寛文の度、寺院夥數破却被申付、品に寄逐々引立被申候に付、一統別て相儀々、宗法相守可申答の處、愚民を欺き、金錢を貪り、或は肉食、博奕、女犯等の類不少候儀成行、政教の大害に相成候故、逐院申付、或は同宗へ寄寺等被申付候事に御座候。勿論宗法堅く相守り徳行有之者共に夫々褒賞致し、無故寺院破却申請柄には無御座候。  
 此建言は、條理明透、一辭の以て間然すべきなきも、隠謀に打勝つと能はざりき。而して五月六日に至り、左の違あり。  
 水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣圖の趣相聞。且つ御驕慢被幕。都て御自己の御了簡を以て、御制度被廢候事共有之候。御三家方は固持始め、諸大名の可爲撰罷候處、御遠慮も不被爲在之御始末、御不與之御事に被思召候。依て御隱居被仰出、駒込屋敷へ居住、種儀に急度御憤可被有之。御家督の儀は、越千代殿殿へ被仰出候。  
 又同日、御連枝松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守に、左の違あり。  
 水戸殿御家政向不宜候に付、御隱居被仰出、御家督越千代殿殿へ被仰出候。是迄中納言殿御一己の御了簡にて御取計候儀は不相用、前々の御家法通り可相守候。越千代殿殿御事、未だ御若年の儀に候へば、其方万端入念、以來御家政向御取亂無之様越千代殿殿家老衆申合可被取計候。

結城ハ果シテ君子ノ人ニ非ズ

同時に元老中山備州、家老山野邊兵庫頭、奥津能登守は差控と爲り、執政鶴殿廣生、運塞を命ぜられ、執政戸田、社寺奉行今井、及び東湖は盤居を命ぜられぬ。東湖自ら懺悔して曰く「彪、浴公之殊遇、非他人比、而不能察禍於未萌。尸位素餐、以致我公今日之辱。死有餘罪。而幕府寬仁、使彪獲生路、有所悔悟、抑亦幸矣。」と  
 初め烈公、幕府の命を奉じて、水戸を發するや、結城は、密に我謀の圖に中りたるを喜び其行装を美麗にし、意氣揚々として之に従ひ、やがて、公及び東湖等の罪を蒙るや、結城晏然として其位を保ち、讃侯と相結びて國政を擅にし、奥津良恭(藏人と稱す)を執政に任じ、尋で其黨人尾羽綱克(平藏と稱す)谷田部通倫(雲八)等を要路に布列し、改革派を一網に驅し盡しぬ。是に於てか朋黨の慘劇を演じぬ。  
 結城は、東湖を陥れ、果して何事を爲せしか。結城は、弘化甲辰より嘉永癸丑に至る九年間、たゞ改革派の正人君子を黜け、其忠奮國の爲にするものは、一に天狗を以て之を目し、斬戮、幽閉、離間、中傷等諸ろの慘劇を演ずると、彼の秦檜や、賈似道の所爲と同一般なりしのみ。豊田天功の「雞鳴録」に言ふ所は、實に能く結城の人と爲りを盡せり。其言に曰く、  
 結之所、其臣莊兵、若大事不成、老公左右之臣、皆我同謀。爲我耳目。我害老公。一石川曲直彦、無



我害老公  
亦太易々

戸藤之才  
不易與  
以貨賂誑  
惑後宮

△△△我何之責。與其蘇安種孫右之所言。若事勢窮蹙。則莫若進爲毒。試老公之語。可乎。以觀其平生。包藏異心。內叛外交。以擗陷君公之途。雖顯死万段。固不足償其滔天之惡也。且余聞。結誓與其徒。謂云。吾欲爲三和漢。古今未嘗有之人。儼和漢古今未嘗有之事。是雖其一時戲笑之言。可以觀其心術之隱微矣。彼其少小。包藏異心。欲事制一國。爲自立之計。故務攬人心。席布耳目。以備三方緩急之用。且其平生計事。一偶中。則自謂其才畧不世出也。擊同志。莫有足敵我者。勢位榮寵。皆我之所當得。以我知能籠絡國人。國人大半入我彀中。唯以君公之明。可畏。與戸藤之才不易與也。吾未嘗十分逞其意欲。莫若納陰計於幕府。以陷戸藤。而觀之。則國人皆當歸。角首奔走。就我臣役。吾且以貨賂。擊惑後宮。勸君公。以宜專任我一人。戸藤已得奉君公。勢不能不聽其言。若其不聽。則請而廢之。其既操大柄。以甘言重幣。欺誑聞老。諸有司。亦必得若其所欲。必致誑本朝。擗害一世。是其古今未嘗有之大禍。固可得。以詐術奸智。取之也。其設心如此。故與奸僧交通。藉其手。以陷戸藤諸人。併及君公。畧若其意中所算者。是其奸智殆類三北餘義時。豈唯其才不減大賢。而井而已哉。豈唯媚惑戸藤之才。權寵相。以至此而已哉。豈唯信平尾友部之唆動。欲擊戸藤之見。以至此而已哉。

其心を置くの險。其術を設くるの詭。鬼虺も亦嘗ならざるの状想ひ見るべし。然れども。結城の意は、兩田を除くに在て、必ずしも烈公を傾けんとするにあらざるに似たり。東湖は、「このろのあと」に於て、

「寅壽は最初より老公を傾け奉り候謀計仕候様申觸し候者も御座候へども銀次郎等を斃し權を專にせんと志し候は相違無之候へども、老公まで傾け奉り候處存に有之間敷、只藥

年三十九

法のき、過候間老公まで右の如く被爲成候は寅壽も驚き候事と奉存候。畢竟五月六日より心底くらりと引かはり候故、最初より云云の謀計有之様に被疑候半で。

且晴軒、并大性寺、常福寺、藥王院の類は老公御退隱の事迄たくらみ候哉も難計候へども、寅壽儀も右のもの共のだしに被遣候哉と安心不仕候へども、最初より云云の謀計と申候ては、寅壽も心配仕間敷。但五月六日已後の義は如何の謀計めくらし候や一切相分不申候」

と言ふに由るも、結城の本意は、東湖を除くに在て烈公を傾けんとするにあらざりしこと、事實ならん、ただ所謂「藥法のき、過き候」のみ。

東湖また謫居中より同志吉成南園に贈るの書、當時の事情を詳にするに足るべければ、左に掲ぐ。

貴翰拜誦如論炎熱尤二三日来屢々の驟雨にて、しげ横様に御座候處、今日は先晴を催ふし、長風にも不相成、愈御安健降心在候。野生頑鈍依舊候。御休息可被下候。先以通電一書、万事順敗、御同意不堪歎息痛恨之至候。併若公益御機嫌よく過日より、君夫人御同居に相成候得共、夜中は多分表御殿所にて、御銳氣不相替、勤々相伺、夫のみ恭喜仕候。君公にも御成出し段々御のび、定て未だ御日限御治定に相成間敷と奉存候。扱て野生儀、年三十九即ち壽山が芳野に隠れ候、齡に御座候。最早人間世に念を絶ち著述三昧と覺悟仕候へ共、人間世に念を絶ち候へば著



述も魂入申間敷と存候。且つ筆を取て吹候事も不相成候間、日夜朝暮憂憤と著作のみに御座候。幕の勢二木謀主云々、二木は一の詩人に候間。中々謀主には相成間敷、謀主は鳥にて、二木は相談相手、且筆者位と被存候。乍去鳥に遣はされ候て、自然謀主の姿を成し候頃は難計。いづれ辭命杯は二木の手に成、一齊老儒杯も手を下し候乎と被相察候。神木は、寵遇を得候人にて、監察の時も、矢部をほり候杯に、力を盡し候よしゆへ、此度も安心不仕、段々承り候に、誠にいづれ男に御座候。近來は私慾追々露はれ、評判不宜候、古河の引込も、田中同一に土木懸りにて献金候事、盡力御改正以前の四城の例を、今用候は不宜と、正論雄起候由、右にて引込候中、元來けろりのふきみそ男ぶりのみにて、見かけたなし、彌郎の事杯も、筆頭ゆへ、乍迷惑候迄にて、心中は嘆苦候中なれば、此の度引込候逆藩邸の事には損益有之間敷歟。關老一統四月中旬方迄は、高島流をひた／＼家中共に爲替候處、俄は相止め候上にて、勢州より牛門を詰り候杯可憫笑相覺申候。五月十日の晩、御使番杯は口に出し、此大雨に御火災可有之苦なし、必定〇〇殿の所爲ならんとのしり候杯も、入御念候御心配、如此勢ゆゑ、前日より都下の流言藩邸の耳には入不申候へ共、誠に甚しく、中には極甚き説を尾藤高藏等迄信し居、漸々此頃少々疑ひ候位の由、懐の下へ火の廻り候を不存。扱々我輩等閑油斷實に恐入候事に御座候。夫は扱置、齋膳の福扱々奇怪九郎氏と井々武田等一同に名づけ申候處、果して短し申候、追々新田捕思死を遂げ候のみにて、大権長く足利に歸し候儀と嘆息仕候。子異が外補杯名とする所は、何に候哉、御序に何度。小支番共如何相成候歟、最早閉戸先生何も分り不申。豆州の名族并に淺野長矩出現の由、あはれる世とは相成申候。名族もすはと申候へは、顔を出し候人物おかしきもおかしき獨笑仕候。此地小支番杯も、兩三日前差控とやらんに相成候由、法華先生も、長々引込漸々たる七日より出勤仕候。子異と小支番征伐の後、出掛け候段、老練に御座候得共、夫にも不及事歟、霜霜青秋の徒云々如視相覺候。十六ヶ年の引返し、幕左も可有之。古今一轍とは乍申、切齒の至りに候。此地は却て他所は追々御沙汰相成り候へ共、邸中は正邪の論中

大権長々  
足利二歸  
ス

は邪の方につり申候、孤城御持張の由いづれ不遠御落城と奉察候。折角御かせき可被成候。御隣國の雄舞篇杯は、此後再動の頃ならでは、開板無覺東候。長大先生俗事を頼候は、失策に御座候。俗人の働き者へ命し、先生の指揮を爲候なれば、速に出来可申、何歟貴體にも孝經の御日論御座候に承知仕候ゆゑ、御心得に如此、學先生紙背文の事、入御念候御儀、尙又御序によろしく御政意可被下候處、天祥に比し候へは玉堂華屋に候へ共、監守の青細なる事天祥は存申間敷此炎熱に行水も六ヶ數朝夕一度つゝ、燻炊の爲に一手桶汲候水を貯へ置き網ならひに半分ほどなわひ候て浸き申候、毎日暮時、一合づゝの薬用にて、正氣を培養仕候併忠憤滿腔御安意可被下候。兩人とも尊氏とは毎度仇讐の勢を爲し居ゆゑ容易には歸郷も六ヶ數。自ら幕より分り候を待候外無之。貴論の通閉居三昧は年來の至願不幸中の幸此事に御座候。回天詩史と申小著出来候處、如何にも實録と云も危く候間、下し不申。貴書にて、御拜領の劍記存出し、今日立福仕候。乍例幽葬御存分に御拜正可被下、御序に伯民へ御見せ直しを受け候上にて清書御回し可申候。乍併今程は雄刀も空しく匣中に鳴候中。噫。

雄刀空々  
ク匣裏ニ  
鳴ル

六月十三日

固 窮

此書中、二木は林大學頭歟。鳥は鳥居甲斐守。神木は、榊原主計頭御勘定奉行古河は、關老土井大炊頭。田中は、奥右筆組頭田中休藏。勢州は、關老阿部伊勢守。牛門は、元老中山備中守。〇〇殿は烈公。子異は、子賢歟。(六月九日御用調役鈴木莊藏、書院番と爲る。)小支番は、太田甚太夫、國友與五郎。(兩氏、職を奪はれて家に禁錮す。)此地小支番は、江戸寺社役青又四郎。法華先生は、執政結城朝道。菊翁は、小納戸菊池善右衛門、貫。青秋は、同石川儀兵衛、清秋。御隣國は、西郡宰金子孫次郎。琴先生は、今井金右衛門惟典



を指すなり。東湖が、奇禍に罹りたるは甲辰五月に在り。而して此書は、其翌月十三日に認むる所也。亦以て彼小一派の隠謀と隠謀と相通し詭計と詭計と相應し、以て烈公を陥れ、以て東湖を陥れたる所以を知るに足らん。

東湖、當時の事を記して『蒼蠅集、藩莖莖成、錦、忽然羅、織今日之禍』と言ひ、また歌を賦して

明らけき君一匹へて徒に

世をおもひ來し身そおほけなき

思ひ來しそのあらしは空しくて

君をかきはに祈る世ぞうき

と詠し、また謫居中、豊田天功の韻を廣きて、

頑鈍無先見明。愚忠欲效奉公誠。胸中偉客渾無用。匣裏寶刀空自鳴。填海愁心何日

竭。回天事業曷時成。憑君寄語同盟友。萬死猶存魏闕情。

由來上帝眼分明。誰使狂瀾沒血誠。殘月婆娑半庭暗。金風蕭殺萬林鳴。未聞一箭城狐

窟。只見三人市虎成。還喜親朋交態厚。遙頌詩酒慰幽情。

と吟せるか如き、悲壯感慨の至りなりと雖、亦一片懺悔の情を見るに足るべき也。

東湖又曰く、

『抑も御國難の起源を尋候に、學派にて黨と名付候。漸々に醸し成し候事にて一朝一夕に非候へとも、其病症のあらはれ候處を以て論し候へば、小人共銀次郎、虎之介等を倒し權を專らにせん。巧み候より、事起り候て、恐多くも老公迄騙に蓬玉ひ候段、水の船を覆し候と同様に御座候。扱銀次郎虎之介等、其萌しを見候は、速に引退候歟、又は事情委細言上に及、御英斷を願候て可然答の處、確證も無之儀申上候ては、人を誦し候様可被思召との嫌疑を避け。尤一度ならず引退可申は覺悟仕候へとも其時々御意の盛意を奉感佩しきりて退役も不相願候内、右の御變に相成候段、何れの道、其罪のつれなく、尤船を覆し候には違ひ不申哉に候へとも船を覆され候迄うっかり罷在、其期に臨み候ては御救ひ申上候事も不相成、死有餘罪とも可申仕合に御座候。』

吁誰使狂瀾沒血誠。其人其罪、勝けて誅すべからざる也。

(註) 島居甲斐、名ハ忠輝、繼茂ト稱ス。大内記林銜ノ第三子。水野ノ首相タルヤ、此二人ノ才氣用ウベキヲ知り、之ヲシテ改革ノ政ヲ輔ケシム。而シテ島居、性殘忍、訂ヲ以テ直ト爲シ、前ニハ矢部駿州ヲ陥レ、蘭學者渡邊華山、高野長英ヲ陥レ、高島秋帆ヲ陥レ、後水野ノ土地交換問題ヲ贊成シ、死ヲ以テ之ヲ貫徹セント期シタルニ、事跡頗ル困難ヲ極ムルニ及ビテヤ、忽然竊リテ老中土井大炊頭(利位)ニ與ミシ、獨リ其責ヲ避ケ、終ニ水野ヲシテ失敗ニ至ラシメタリ。又結黨ト結ビ、烈公及ビ東湖ヲ陥レタルモ、彼也。蓋シ、島居ハ、初メ水野ノ爲ニ用ヒラレテ之カ手足ト爲リシモ、終ニハ之ヲ陥レタル程ナレバ、其烈公ヲ陥レタルハ、固ヨリ水野ノ關スル所ニ非ザルベク、全ク島居ト結黨ト相表裏シテ、大奥ノ陰謀ト相通シ、此ニ至リタル也。

島居甲斐



備原主計頭

○備原主計頭、亦島居ト同シク、水野ノ土地交換問題ニ賛成シ、水野ノ失敗スルニ及ヒテ、固然其職ニ在リシガ、其後、水野再任スルニ及ビテ、彼等二人ハ、其職ヲ黜ケラレタリ。島居ハ、丸龜藩ニ歸セラレ、廿五年ノ久シキニ及ビ、王政維新ノ後、始メテ赦免セラレタリ。島居ノ賜邸ハ、下谷練屏町ニ在リ。彼ノ詩中比干護死ノ句アルヲ以テ、時人之下谷比干ノ詩ト曰フ、

近古驚々得免難。比干護死臣飛魂。丈夫心事如三日。寄語時人快眼看。 彼ハ、一小人タルニ過キズト雖、精悍ニシテ自ラ信スル處有リト云フ。

○嘉永四年(辛丑)横井小楠ヨリ東湖ニ贈ルノ書アリ。即チ左ノ如シ

一書拜呈仕候、時下愈御安全に被成、御座珍重之御義に奉祝候。先以往年於江戸、屢奉接風容、御懸情被成下、不淺忝き仕合に奉存候。以來歸郷仕、片紙も拜呈不仕、誠に申御無座候。御無禮に押移、御海容奉希候。然者、尋常御座運之時節、御新政務海隅遠地まで相響、列國廢衰、實に憤興之勢にて、竊に天下興運之時運を奉存。月日に刮目罷在候處、不圖大變に相成、天下志士之腸、爲之百斷仕、徒に天地神明を呼、悲痛感歎之外、更に他事無御座候。然る處、無程大寛表向、御安全に被成、御歸郷、眞以重至重之御事にて、爲天下蒼生奉賀候。抑置候之事、史冊上、歴歴照ると明瞭有之而已ならず。歐陽永叔朱子之諸公、於此者、別而心肝を碎き、痛論白に相成、以て憂國之篇、無御座運に候え共。古今天下之禍、必此層嶺之二字に有之。尤以當今天下列藩之大病根にて、君子之正氣日消、小人之邪氣日長。異日之患不可言に相成候は必然之勢に奉存候。就て者無事を好み、風波を恐る上下之情如此に候之者、君子之大道、決して行れ申間敷、痛心大息何堪何堪。久留米村上守太郎一件、眞に悲痛之至に奉存候。捨身刺殺、或は過たりといへ共、必竟是赤心報國、可敬可仰、爲同藩もの、其志を繼、是非共、君之志を正し、先公之御遺志を奉達へき事に候處、國難顛倒、大抵村上を非斥致し、甚しきは裏心人之様に唱候由に

宮部鼎藏

承り候。扱々無是非次第ながら憤怒に堪不申。小生は村上知音にては無御座候へ共、其人物追々承り、去年書狀遣し通問仕、且御歸郷後、他處御取遣も不苦御様子承り申候間、村上に相頼、一封差出申候處、無程度事出来、心事違不申、別て感歎千萬に奉存候。志士一人之喪亡は、實に天下之義鋒かけ候様之心地仕、可惜之至に御座候。同藩宮部鼎藏一列、今度遊歴として罷出、尊藩之御事は、別て迂生權墓仕。此節主として拜禮仕候間、乍憚万端御教示被成下候様奉頼候。右鼎藏者、兵學を主と仕候間、其筋之事、別て拜聞仕度心願に御座候。小生身上万端、是より御承知可被成下候。心事海山、拜呈仕度事御座候得共、先右之次第迄申上候。是よりは、追々書狀差出、万端相御度奉存候間、乍御面倒、其心得被成下度奉頼候頓首拜。

二月十五日

藤田虎之助様

横井平四郎時存

第十七

謫居

革命的詩人

東湖は、經世家たると同時に、豫言者たり、革命的詩人たるの性質を有せり。東湖の詩は、固よりダンテの如く天地の美妙を歌ひ、ミルトンの如く宇宙の宗教を歌ふ天才を有せず。シルレルの如く理想深遠に、ゲーテの如く詩想靈妙なるにあらず。然れども「詩歌は、自由より出でたる言語なり」(カフヒールド)東湖の詩は、固より詩人としての詩にあらずと雖も、自家の精神より出で、自由より出でたる言語、其まゝなるに至ては、東湖も亦詩人



たりと謂ふを得んか。而して革命的詩人として、一代を代表し、國民を鼓舞したるは、實に東湖が小梅謫居の際に在りき。東湖曰く『司馬子長有言曰、昔西伯拘羑里、演周易。孔子厄陳蔡、作春秋。屈原放逐、著離騷。左丘失明、厥有國語。孫子膾脚、而論兵法。不韋遷蜀世傳名賢。韓非囚秦、有說難孤憤。詩三百篇、大抵聖賢發憤之所作爲也。此人皆有所鬱結、不得通其道也。當此時、子長亦遭禍、幽於縲紲、所以有此感。而其史記五十餘方言、永傳於後世、子長豈欺我哉。』又曰く『彪雖幽莽、然胸中所鬱結、勢不得不發、諸刪述』。東湖の憂ふる所は、國家の上在り、國民の上在りき。其の憤る所は、其經綸の行はれざるに在り、其抱負の展びざるに在りき。其の悲む所は、我君の忠愛を以てして奇禍を蒙りたるに在り。忠讜を以て罪を得、父の名を汙すに在りき。東湖が、憂ふる所、憤る所、悲む所、果して此の如しとすれば、則ち其發して悲歌、感慨の詩と爲り、激壯淋漓の歌と爲り、凌厲峭健の文と爲る者、豈偶然ならん哉。

東湖は、初め小石川の邸舎に禁錮せられ、尋て小梅に徙り、幽囚に在ること、三年。即ち弘化元年五月に罪せられ、同四年、除日、放赦に遇ひ、郷里に還るとを得。其全く謹慎を解かれたるは、其後二年の事なりき。其間、東湖の境遇は轉軻也。不平也。鬱屈也。故に

憂フル所  
ハ國家ノ  
上ニ在リ

其歌ふ所は、慷慨也。悲壯也。沈鬱也。而して東湖が、精神、熱血、理想は、自ら其中に鬱勃として顯はる者有りき。

東湖は、弘化元年五月六日、職を奪はれて礪川に幽閉せられ、其九月十六日、命有りて、田祿第宅を收められ、給するに月俸を以てし、宅を竹隈に賜りぬ。東湖、戯れに、賦して曰く

何唯、何唯、 唯、 君、 公、 今日、 無、 田、 祭、 乃、 第、 世、 應、 運、 人、 勿、 能、 東、 湖、 顛、 倒、 作、 湖、 東、

蓋し東湖が舊廬たる梅巷は、仙湖其東に在るか故に、東湖の號有りしも、今賜ふ所の宅は、仙湖の東に在り、故に『東湖顛倒作湖東』と云ふ所以。

弘化二年(乙巳)春、東湖礪川の舊謫居より、小梅の新謫居に徙されぬ。當時、東湖が、吾妻橋を過くるや、青年遊遊の昔を憶ひ起し、一詩を賦して曰く、

青年、此地、曾、遊、遊、花、下、銀、鞍、月、夜、舟、自、首、孤、四、何、所、見、滿、川、風、雨、伴、飄、愁、

其小梅に禁錮せらるゝや、監察府の僚吏、來りて舎の四方を檢し、凡そ寸隙あれば、皆板を以て、之を塞ぎ、又固く門戸を釘して去りしかば、奴僕と雖、猥に出入するとを得ざりき。彼は以爲らく『薪水通せずして餓死に至る、恐くは禁錮の道にあらざるべし』とて、隣

其歌フ所  
ハ慷慨悲  
壯沈鬱

東湖顛倒  
作湖東

滿天風雨  
伴飄愁



神照三千

春

舍の鱈氏に乞て竊に牆を穿ち、纒に其薪水を辨するを得たり。然れども、監察時々舍外を巡視するを以て、奴僕井を汲むと、一日一再に過ぎず、是れ亦朝夕爨炊の用に供するのみなりき。當時作有り曰く、

鱈屋求伸。龍盤僅存身。故園與山北。請居墨水濱。門戶懸鎖鑰。束卒護吾隣。雖不遺糝粒。奚異獄中人。丹心猶圖我。未必嘆苦辛。黃卷亦伴我。好與古賢親。悠哉小愆下。神照三千春。

小梅は、墨水に臨み、長隄逶迤、春色方に酣んなるに當りては、櫻花爛熳、遊人織るか如し。東湖詩中に所謂「青春况又上巳辰。士女絡繹競華麗。或跨白馬揮金鞭。或擁紅粧動吟袂」と云へるは、其實況を寫すなり。而して請居中の東湖は、何事を爲しつゝあるか、東湖吟して曰く、「隔牆誰憐幽人居。柴門不開戶常閉。門戶先生成何事。芸窓日夕涉經藝」と、彼は、著作に、讀書に、月日を送りしなり。然れども、東湖は、窮厄に處するも綽綽として餘地有り。時に或は書生と韻を分て詩を賦し、或は詩を賦して書生に戯るゝなど恰も幽囚中の人にあらざるに似たり。其楊子長の韻に和する時に曰く、

余在瀨川請居。與楊子長二分字賦詩。時子長苦吟不成篇而歸。會翌日有命。移居於墨水之濱。一切禁他人來訪。獨以江生與余有誼好。僅獲二通問。後數日。子長裁前日詩付江生見寄。因次其韻。情見於詩。春光何漸微。春愁何寂寞。盡日無客來。門外可羅雀。債債解讀書。伴我處窮約。時持一瓢去。除酒使。我

著作ニ體  
書ニ月日  
ヲ送レリ

東湖依西  
屬空青

錦衣玉食  
水浮雲

醉。悠悠醉。不換三公爵。身生任沈淪。世事付笑談。富貴不足恃。曲肱真有樂。始自四十年。酒。塵土。訛。警若。耕。南。田。水。旱。動。作。處。警。若。測。急。流。舟。楫。常。易。却。嗟。吾。儂。世。途。要。將。老。村。落。人。心。變。寒。涼。孰。能。辨。美。惡。墨。江。月。淡。淡。紅。桃。花。灼。灼。嘯。月。且。吟。花。曾。無。禪。法。縛。坐。進。萬。物。情。何。必。與。自。薄。小。大。有。往。來。陰。陽。任。復。轉。唯。知。醉。昏。昏。勿。讓。酒。薄。薄。日。月。忽。如。流。光。陰。不。駐。脚。請。看。今。夕。事。明。朝。已。作。昨。

三月十日、塚生(名は遠東湖の書生)櫻花を賞せんとて、舍を出でしか、雨を畏れて遽に歸る。東湖、之を聞き、詩を賦して之に戯る。  
長隄花如雪。爛熳十里餘。驅客時乘輿。道逢水之涯。忽驚雲雲合。又意落日斜。徘徊長涉沓。歸去先昏鴉。只說逢天男。環視人若麻。腰帶十圍許。骨節可專車。大男雖奇矣。是足比春葩。別有細腰物。雲亂鬢髻。盡相提攜去。飽看雨中花。

十六日、塚生花を墨堤に賞す、時に雨意有り傘を携へて出てしが、俄にして天晴る、其歸るに及びて、東湖又一詩を賦して之に戯る。  
殘機爛熳映斜暉。歸去餘香猶滿衣。底事空携一把傘。不承手點落花歸。又其感慨を據ぶるや、曰く、

俯思。福。國。仰。思。君。日。夜。憂。然。南。北。分。唯。喜。開。來。就。典。籍。錦。衣。玉。食。本。浮。雲。(甲辰、百志)古人を尙友し、富貴を以て浮雲に付するの襟懷を見るべし、  
賈。生。憂。憤。治。安。策。歐。子。孤。忠。朋。黨。論。嘆。息。買。歐。子。載。後。錦。衣。依。西。屬。空。青。乙巳、次韻塚生)



買歌兩子を把て、自家の經綸、空言に屬したるを嘆する處、千古餘憤有り。

○午夜疎鐘遠草寺。○一製香雨小梅村。○春愁寂寞無人問。○閑夢孤燈伴旅魂。(乙巳偶成)

感慨の情言外に溢る。

○冷露沾、蟲、更悲。○片雲、月、月、愈奇。○秋光、夜、色、無、人、管。○一段清愁、儘、敵、誰。○乙巳將就枕、不勝清絕、又得小詩

冷露片雲、蟲聲月色、詩人の感を惹く處、亦是れ英雄の情に感ずる處。

○絶海運糧十萬兵。○雄心落落壓胡城。○三更夢覺幽窗下。○唯有秋聲似雨聲。(乙巳八月十八日、夜夢攻諸厄利亞)

雄心の宇宙に磅礴たるを知るべし。

○高樓臨、水、水、連、空。○險巖常、山、指、關、中。○誰、識、陳、糜、牛、垂、處。○九、秋、風、物、老、英、雄。(丙午、秋日小梅廊樓上)

象山翁の「慨然發憤、冒險、擬、爲、皇、州、紆、大、患、豈、料、數、奇、不、酬、志、九、年、寂、寞、臥、家、山」の詩と、同一精神。

○春、滿、江、村、客、若、麻。○孤、囚、自、分、負、繁、華。○千、紅、萬、紫、東、風、面。○誰、得、幽、庭、一、片、花。(丙午、作)

早起將に面を洗として適ま微風颯然、桃花一片を以て庭に墜す、忽ち感ずる所ありて、

賦するもの。東湖も亦多感の英雄なる哉。

○天、色、碧、瑤、瑤。○無、復、片、雲、橫。○但、見、飛、鷲、影。○皎、如、灑、江、城。○蠅、頭、字、可、讀。○不、假、離、騷、明。○滿、堂、皆、風、露。○何、羨、伯、夷、清。○通、命、一、大、白。○短、向、三、湖、漢。○傾、興、來、天、地、疾。○飄、然、四、鉢、輕。○幽、囚、未、可、侮。○身、在、白、玉、京。(乙巳、八月十二夜、月色)

九秋風物  
老英雄

多感ノ英  
雄ナル哉

仙風道骨

仙風道骨、志趣飄逸、天地を疾しとするの概を見るべし。

乙巳三月盡日、塚生、酒着を携へて東湖を訪へり。酒酣んに興來り、東湖、「樹頭蜂抱花鬚落。池面魚吹柳絮行」の句を以て韻と爲し、數刻の間、且つ飲み且つ賦し、池字に至り、筆を投して曰く「我已に醉たり」と軒聲雷の如くなりしと。是れ咄嗟排悶の作なりと雖。眼前の景に寓して謫居の境遇を寫し。江上の月に託して自己の懷抱を述べ。精神流露、異氣汪溢、或は沈鬱雄渾。憂國の情、筆端に迸しり、或は雋逸飄逸。蓋世の氣、言外に溢るゝに至ては千古の名吟なりと謂はざるを得ず。曰く

○有、足、不、出、門。○何、用、秋、興、屬。○有、月、不、接、人。○猶、向、風、物、家。○風、物、不、我、俱。○荏、苒、春、已、暮。○飛、花、委、幽、蹊。○遊、絲、纏、新、樹。○暗、啼、百、鷓、鴒。○灑、灑、雙、行、翼。○悠、哉、萬、物、情。○適、我、風、中、趣。○舉、酒、饒、東、君。○君、暫、爲、我、駐。○江、頭、今、相、別。○明、年、何、處、過。○香、露、謝、庭、樹。○新、霜、上、我、頭。○庭、樹、有、再、榮。○我、頭、不、可、髡。○青、年、匆、匆、去。○墨、水、淡、淡、流。○乾、坤、眞、旅、寓。○身、生、一、蜉、蝣。○須、傾、三、盞、酒。○消、磨、萬、古、愁。○興、隨、氣、激、昂。○直、欲、衝、斗、牛。○詩、成、筆、縱、橫。○自、應、走、蛟、螭。○借、問、朱、門、裏。○亦、有、此、樂、不。○關、關、風、前、蟻。○蟻、結、樹、間、蜂。○或、吸、露、華、漣。○或、嘗、花、氣、濃。○不、似、窮、措、大。○幽、居、曾、吟、第。○身、纏、百、結、網。○口、絕、兼、味、供。○男、兒、要、有、立。○何、問、飯、與、羹。○無、材、堪、射、虎。○有、跡、似、臥、龍。○數、奇、尚、解、飲。○便、合、醉、那、封。○青、春、今、日、盡。○坐、見、夕、陽、春。○結、髮、志、功、名。○胡、塵、朝、一、掃。○壯、心、空、踴、躍。○失、脚、幾、回、倒。○四、時、如、轉、輪。○青、春、看、又、老。○野、馬、映、三、種、繡。○光、風、飄、瑞、草。○斯、夕、杜、門、人。○兀、不、對、蒼、髮。○客、中、食、無、客。○雨、後、夢、多、繁。○小、詩、遣、幽、悶。○斗、酒、寬、懷、抱。○群、蛙、似、嘲、香。○得、意、噴、三、行、淚。○一、齒、掩、欲、噴。○雙、眼、未、生、花。○雖、苦、決、乾、肉。○猶、可、讀、五、車、書。○去、懲、荷、努、力。○豈、無、分、寸、加。○那、知、貧、如、洗。○典、籍、不



易、餘、欲、就、親、朋、借、亦、長、俗、諺、謂、北、極、長、爲、客、東、湖、已、移、家、謝、笑、口、久、默、送、春、手、空、又、無、端、及、行、淚、不、香、情、  
 物、華、』  
 調、居、何、所、得、養、成、數、寸、驕、肯、比、雲、長、美、猶、堪、誇、寒、儒、朝、夕、無、且、爾、自、笑、處、世、迂、米、鹽、屢、告、乏、膏、肉、不、入、厨、猶  
 傾、墨、水、春、時、時、使、僮、沽、朝、衣、既、典、盡、四、壁、堆、酒、室、思、歸、鄰、日、行、李、一、物、無、元、是、敗、軍、將、子、思、誇、妻、孥、』  
 淺、陶、墨、水、春、獨、有、東、湖、酌、豈、無、酌、酒、人、莫、我、愛、酒、若、我、有、一、片、氣、軒、昂、而、落、九、重、雲、震、聞、萬、里、溟、明、漢、  
 非、醉、又、非、狂、孰、能、擊、斯、壤、痛、飲、正、淋漓、心、胸、始、開、拓、身、風、數、尺、塵、坐、跨、揚、州、鶴、宜、乎、李、謫、仙、生、死、屬、杯、杓、』  
 圓、草、困、寬、句、喚、水、洗、風、池、陶、泓、新、出、浴、陳、玄、亦、淋漓、耳、熱、微、聞、酒、首、傾、未、定、時、詩、成、人、亦、醉、醉、墨、何、參、差、古  
 寺、疎、鐘、起、小、應、鈴、隔、移、寔、寔、江、村、暮、四、顧、使、我、悲、三、春、無、限、恨、須、付、數、醉、時、俄、爾、投、影、華、又、傾、白、玉、卮、』  
 塚生、其詩の草稿を請ひ、之を秘藏せり。維新後に至り、塚生は、之を携て西郷南洲、(當  
 時陸軍大將兼參議)を訪ひ、跋を書せんとを乞ひぬ。南洲即ち其書幅をば、旁らに在りし  
 机上に載せて拜誦し、來客ある毎に、必ず之を示し、東湖の人と爲りを稱贊して措かず。已  
 にして南洲、其書幅を紫紗帛に包みて、之を塚生に返さしめて曰く「折角の依頼なるも、  
 東湖先生の書に跋など書しては、却て先生を汚すの恐あれば、之を辭す」と。空しく返壁  
 せしと云ふ。  
 墨水の舎は、彼が「塔前一步地。簾端數尺天」と云ふことなれば、其陋隘なること知るべ  
 し。東湖、其舎に號して「寒齋」と曰ひ、記を作り、又詩を作て曰く、

先生ヲ汗  
 スノ恐有  
 寒齋

初め東湖が水戸を發するや、病を獲、衆醫其行を危ふみたれども、彼は「死且つ辭せず、  
 區區たる病症何そ意に介するに足らんや」と言ひ、訣を母及び妻孥に告げ、江戸に入り  
 ぬ、行程四日間、粒食僅に二三椀に過ぎず、其小石川の邸に入るや、衆皆以爲らく「公必  
 ず嚴躓を蒙らん」と。東湖謂らく「事已に發すれば、已む、今日の事寧ろ哀訴するに若か  
 ず、且つ吾篤疾、生死測られず、死は一のみ」と、將に自殺して公を救んとする念を發し  
 ぬ。然れども、公駕に扈從するものは、輒く舎に歸るとを得ず、參政府に默坐し、一詩を  
 留めて親朋に訣れんとし「君辱臣當て死。死豈毫可辭」の句を得たり。適ま公、東湖を召し  
 て反覆談論す。東湖此に至り驕然として曰「吾、過てり、幕府の公を疑ふ所以のもの、一  
 朝一夕の故にあらず、而して處分已に定まる。吾にして死を以て之を訴ふるときは、適ま  
 讒人の言を實にするに過ぎず」と。終に甘んじて幽囚に就きしなり。小梅に徙りてより彼  
 の病、已に瘳えたれども、水に乏しきか爲に浴するとを得ず、適ま夏日烈炎熾くか如く蒸  
 熱人に逼り、發汗淋漓、衣服日に汗れ、臭氣鼻を衝く、所謂「自驚塵垢盈皮膚」とは實驗

死豈毫可  
 辭

染、糞、食、本、綿、袍、湖、海、元、龍、氣、尙、靈、落、魄、始、請、飲、玉、茗、曲、肱、何、換、折、腰、勞、半、高、春、水、隔、眼、晴、一、碧、江、天、盡、舞、高、身、在、寒  
 齋、不、知、寒、笑、他、平、地、起、波、濤、』



一片ノ正氣天地ニ塞カル

の語なりき然れども、一片の正氣、天地に塞がるもの、依然たり。乃ち「正氣歌」を賦して、志を述ぶ。吾人は世人の之を膾炙するもの、多きに拘らず、之を割愛するに忍びざる也。

和文天祥正氣歌

彪年八九歲、受文天祥正氣歌於先君子。先君子每誦之、引孟擊節、慷慨奮發、談正氣之所、以塞乎天地。必推本之於忠孝大節、然後止。距今三十餘年。凡古人詩文、少時所誦。十忘七八。至於天祥歌、則歷歷暗記不遺一字。而先君子嘗宛然猶在心目。彪性善病。去歲從公寓而來也、方患胃、力疾上途。及公獲罪、彪亦就禁錮。風飄雨室、濕邪交侵。菲衣疎食、飢寒並至。其辛楚艱苦、常人所難堪。而宿病頓愈、神氣頗佳。睥睨宇宙、叨與古人相期者、蓋實於天祥歌爲多。夫天祥值宋社之傾覆、身囚於胡虜。實臣子之至事。若彪被幽、則特一時之奇禍、其事與跡、皆大不同。然古人有云、死生亦大矣。今彪之困厄既已若此、而人猶或不足以懷於意、曰何不遂賜死、曰何不早日自裁。彪之所以出入於死生間、亦復若此。而頑乎不度。自信愈厚者、未始不與天祥同也。嗚呼彪之生死固不足道。至於公之進退、則正氣之屈伸。神州之存廢。豈一時奇禍之云乎哉。天祥曰、浩然者天地之正氣也。余廣其說曰、正氣者道義之所積、忠孝之所履。然後所謂正氣者、秦漢唐宋變易不一。我所謂正氣者、亘萬世而不變者也。極天地而不易者也。因誦天祥歌、又和之以自歌。歌曰、

天地正大氣。粹然鍾神州。秀爲不二嶽。巍巍聳千秋。注爲大瀛水。洋洋環八洲。發

爲萬梁樓。衆芳難共伴。凝爲百鍊鎖。銳利可斷蓋。蓋臣皆熊羆。武夫盡好仇。神州孰君臨。乃古仰天皇。皇風洽六合。明德伴太陽。不世無浮隆。正氣時放光。乃參大連議。侃侃排羈囿。乃助明主斷。欲飲於伽藍。中郎嘗用之。宗社磐石安。清丸嘗用之。妖僧肝膽寒。忽揮龍口劍。虜使頭足分。忽起西海颶。怒濤殲胡氛。志賀月明夜。陽爲風聲巡。芳野戰酣日。又代帝子屯。或吊鍾倉窟。憂憤正憤憤。或伴櫻井驛。遺訓何慙慙。或殉天目山。幽囚不忘君。或守伏見城。一身當萬軍。昇平二百歲。斯氣獲常伸。然方其鬱屈。生四十七人。乃知人雖亡。英靈未嘗恨。長在天地間。隱然叙彝倫。孰能扶持之。卓立東海濱。忠誠尊皇室。孝敬事天神。修文兼奮武。誓要清胡塵。一朝天步難。邦君身先淪。頑鈍不知機。罪戾及孤臣。孤臣困萬萬。君冤向誰陳。孤子遠墳墓。何以酬先親。荏苒二周星。唯有斯氣隨。嗟予雖萬死。豈忍與汝離。屈伸付天地。生死復何疑。生當雪君冤。復見張綱維。死爲忠義鬼。極天護皇基。

「回天詩史」に云ふ「前月念七、訪武田伯道於箕川。伯道携酒肴。而出餞余於隸岡之傍。適原田在坐。蓋二人竊患余之行、離情尤切、殆有易水之趣。而余亦不能無怒髮



亦似爲余  
今日之兆  
者矣  
馬爾塞歌  
及馬爾塞  
祖國歌ト  
同一精神

衝冠之態。酒酣耳熱、原田出一大紙、乞余書。余爲書「天祥正氣歌、寓余心事。以爲留別。當時余唯取於天祥正氣、凛々殺身成仁。今而思之、其所謂夏日諸氣萃然四集者、亦似爲余今日之兆。可謂奇矣」と。乃ち東湖、天祥に私淑するもの、一日に非ず。忠精の氣、溢れて正氣歌と爲るもの、豈偶然ならん哉。而して其詩想の、尊王的、愛國的にして、而かも其辭藻の、雄麗なる、其音調の、悲壯なる、所謂佛朗西の「馬爾塞歌」と、「獨逸祖國歌」と、同一精神、同一調子たり。若し夫れ癸丑甲寅より、丙寅丁卯に至るの間、此歌が、如何に當時志士の氣を踊躍憤起せしめたりしか。如何當時の社會に愛吟せられたりしか。又如何に維新革命の風雲を盪起するの精神と爲りしか。に至ては、革命的詩人の第一等に置かざること能はず。

東湖亦「回天詩史」を著はし、以て平生出處の大節を叙し、自家の懷抱を吐露せり。其詩に曰く、

述懷 (有序)

余之瘦、即屏居也。偶得三決死矣而不死之句。既而又就其韻、變二十五回渡刀水之句。每得二句、單一個性事、感慨四集、乃就其句、餘事實於左。如此者連日、遂成八韻十四句。其錄亦又爲三十一篇。其敘事、或

回天詩史

風子開テ  
興起ス

觸類而長之、或託物而發之。要固出於遺聞、體之餘、亦可觀世變矣。因命曰「詩史」、其冠以「回天」二字者、蓋竊有微意在焉。然言頗屬忌諱、事亦多機密、非敢示諸他人、聊遺於子孫云。

三決死矣而不死。二十五回渡刀水。五乞問地不得間。三十九年七處徙。邦家隆替非偶然。人生得失豈徒爾。自驚塵垢盈皮膚。猶除忠義填骨髓。標桃定遠不可期。丘明馬遷空自企。苟明大義正人心。皇道奚患不興起。斯心奮發誓神明。古人有云斃後已。

久坂秋湖の詩に曰く、

「壯烈正氣歌。慷慨回天史。苟覆公道篇。頑且奮起。名義明皇道。扶植張綱紀。定遠興標桃。既此固莫。丹心貫白日。如公忠孝士。繼紹先親志。承順邦君美。吾心洵欽慕。夢寐有時祝。令公在戊午。國事安至此。東湖曾て曰く「士有大策畧。大節義。然後可以與言文采風流矣」と。左れば東湖は詩人として自ら任ずるものにあらず。隨て其詩も亦詩人の詩にあらずと雖、其尊王を歌ひ、國難を歌ひ、歴史を歌ひ、正氣を歌ひ、其神、凌厲駿發、其調、悲壯淋漓、其音、激昂響



大、其節、沈痛感慨、石破れ天驚き、鬼泣き神哭するに至ては、革命的詩人として、豈價値無しと謂はん哉。

抱斯氣而處斯世

（註）安井息軒、『青藤田東湖詩卷跋』に曰く、『明治辛未春正月、水戸藩行願、種詩卷、示予曰、此先師藤田東湖墨陰幽居之詩也。先師受知於景山公、其號某甲子、公掛時談、先師亦幽於墨陰邸、某以僕隸從。三月晦、先師、謂某曰、子將賦詩、女爲命題、某乃書樹頭綠抱花飄落、池面魚吹柳絮行、二句以進。先師且飲且賦、至夜半、既書池字詩曰、我醉矣。投筆而睡、解聲如雷。即此卷也。數年來、書宿湖謝、天下之知先師者獨有吾子而已。願爲題一言』乃開而閱之、其詩跌宕、其書豪放、毫無愁悶之體、而慷慨憤激之氣、溢於行間、若見其人而與之語、有是哉、詩之可以觀也。嗚呼東湖、抱此氣而處彼世、誓欲挽回運、宜矣其數載作也。假令東湖當今世、其應爲措畫、必有可觀者矣。而不幸殞於天災、不才如予者、猶尙視息於兩間、觀其詩而思其人、因以悲其時、均之皆命也。東湖而有知、其亦將學予首於地下矣。噫。

第十八

東湖と幸貫

天保年間に於て、烈公の特に交りを厚うし、其志を同うしたるものは、小田原侯大久保加賀、福井侯松平春嶽、宇和島侯伊達宗城、松代侯眞田幸貫、佐賀侯鍋島閑叟、等數人を最

松代侯眞田幸貫

なりとす。東湖も亦公に由りて、諸公の知る所とは爲りぬ。東湖、一日、幕吏平山銳二と會し、談、當世の諸侯に及ぶ。平山曰く「泰平日久しく、士氣萎靡して振はず、上流社會の人物は、所謂深宮の中に生れ、婦人の手に長するもの、滔滔皆是。語るに足らざる也。獨り僕の聞く所を以てすれば、松代侯眞田幸貫、文を好み武を尙び、賢を愛し士に下る、亦一代の賢君也」と。東湖又川路聖謨と會するや、川路、亦東湖に謂て曰く「聞く卿の君、勵精治を圖り、國事一新すと。知らず其交る所、何人ぞや。僕の見る所を以てすれば、三百諸侯未だ松代の賢に過くるものあらず。卿か君の明を以てして、松代の賢に交らば、切磋の益、果して幾何ぞや」と。東湖、之を聞き、交りを納れんとを冀望したり。而して、烈公をして、幸貫と交りを厚うせしめんとしたるは、此時よりせり。

時務ヲ談論ス

烈公の、幸貫と相知るに至りたるは、天保七年（丙申）十月の朔、幕府に於て會晤せるに始まりぬ。已にして、幸貫、水戸礪川の邸に來り、公と時務を談論し、東湖も亦宴席に侍せり。東湖が「呈松代侯詩」の跋に、「松代侯之抵礪川邸也、我老公、特命彪及川瀨教徳侍宴。其談論出入和漢、上下古今、而至於天下之勢。則未嘗不付諸浩歎也」と



云ふ是なり。而して二公が、其愛を同うし天下の正氣を挽回せんと誓ひたるの意、自ら明かなり。尋て、東湖幸貫の招きに應じて優待を蒙り。其後、拜謝せんと欲し、適ま麻疹を病み、堂に上ることを得ず。乃ち七言古風一篇を賦して、之を幸貫に呈せり。其詩に曰く、

承平二百有餘年。織塵不動東海天。共仰祖宗德澤遠。也知廟堂威靈宣。君不見公侯第宅長夜宴。劍菱瀧水斗十千。蠻夷奇品坐間列。山海珍羞厨下連。夜深銀燭光赫灼。典冊舞衣影踰躑。又不見富貴公子青年樂。騎舉追隨紫陌煙。紅粉青蛾換驥馬。鯨鬚竹匕便龍泉。開花之晨明月夕。紅氍畫舫照山川。唯道明時無憂患。歌吹海中歲月遷。天下未嘗無英傑。間氣還泄信陽邊。既聞恭儉能治國。又見折節下仁賢。維昔甲越爭雄地。如今城壘金湯堅。地利人和兵亦足。英雄遺風豈偶然。襲封臨民十餘歲。定知文教武備全。忠誠肯忘奉幕府。况復派服有所傳。歲時謁見不敢懈。邸右南郭蓮池前。回首一世無佳伴。推窓咲對芙蓉嶺。芙蓉與君似。競秀映日帶雪呈。嬋娟。嗟我常陸雖稱小。近來國事亦少悛。勵精國治既七歲。日夕惕若又乾乾。常望切礎交賢豪。邂逅相遇真緣因。小室晤言夜繼日。詠歌唱和情好專。小臣歡喜不自禁。宿病一朝頓欲痊。竊

澁谷秀軒  
ヲシテ疾  
ヲ問ハシ

祝千城藩翰任。邁莫舉世醉管絃。聞說君新鑄十二支砲。連發何不驚彼長夜眠。幸貫乃ち其侍醫澁谷秀軒をして、來り其疾を問はしめ、且つ其信州産する所の蓑衣を賜へ、添ふるに和歌を以てせらる。

其後、水野越州、首相と爲り、改革の政を舉ぐ。幸貫も亦出で、老中に任せられ、(天保十二年六月十三日)有志の士、往往援擢せられ、岡本江州、矢部駿州、川路左衛門、羽倉外肥、江川太郎左衛門、平山銳二、林鐵藏(皆東湖の親友)の徒、或は才能を以て、或は武技を以て、内外に布列し、佞臣跡を屏げ、小人膽を破り、翕然として中興の勢有りき。烈公方に藩に在り、之を聞き、大に喜び、益す心を國政に竭し、國家の大計に至ては、間建白する所有りしと云ふ。已にして、矢部罪せられて幽死し、岡本、身を奉して退き、水野其職を辭し、羽倉、職を奪はれて家居し、而して幸貫、病を移して出です。烈公の寃を呑みて盤居せられたるは、亦實に此際に在り。幸貫の之を救護するを得ざるは、恠むに足らざる也。

抑も幸貫の閑老たるや、佐久間象山を擧て顧問と爲す而かも能く之を用うること能はざりき。幸貫、天保十二年閑老に任じ、嘉永元年、其職を辭し同四年、病を以て卒す、幸貫は固



より一代の賢君たるに相違なきも、經世的手腕に於ては、未だ彼れに許すと能はざるもの有り。而して、幸貫は早くも病の爲に職を辭し、公は整居數年、冤解けて、再び幕政に參する頃は、幸貫の已に卒せる後なりき。

(註)

安井息軒遺稿ニ「祭遠齋眞田公文」有り云ク。  
嘉永壬子、五月某日、松代侯遠齋眞田公、卒于江戸櫻田之邸。七月某甲朔、其友飯肥伊東某、命二臣某、實祭其靈、曰天保之季、庶政一新。公首登庸、冠于群臣。冗官費除、弊革風伸。威恩並行、天下歸仁。恨彼新進、不知禮儀。自入朝、其道流、衆皆稱々、公獨愜愜。靜以鎮物、深思遠謀。一木不支、蓋功爲滿。自彼首相、地削身囚。維公超然、謝病退休。聖恩愈優、嗚嗚公之量而適至于此一耶。信士據山積陰所伏。發爲巨震、割勞地軸。家顯邑焚、獸飽人肉。百川濶、高山爲谷。遺民嗷々、孰果其腹。公式深悼、實匍匐匍。願彼群吏、施衣分粥。災既定矣、乃謀後議。決浸聖荒、連播嘉穀。嘉穀種々、桑麻穰々。提封百里、歌以易哭。嗚嗚公之惠而適至于此一耶。四有三醜、赤髮長鬚。大拍排、海万里新須。竊地推財、塞繁有徒。既獲清都、來颯海隅。公務愛慈、鑄鐵張弧。卓彼元公、宗藩之標。精忠報國、以贊雄圖。公曰老矣、無能爲耳。慮若敢來、猶有二死。忠憤所激、懦夫亦砥。命斷無缺、百世同軌。嗚嗚公之武而適至于此一耶。公纒過艾、林健德靡。予雖無似、臭味實同。事實其謀、疑折其衷。自謂百年、以兄事公。皇天罔極、視之夢々。有登寶鏡、維公所遺。點塵不行、明照毫絲。公華既逝、以無庶幾。情長言短、憤之在茲。嗚呼哀哉。尙鑒。

宗藩之標

第十九

東湖と閑叟

鐵四諸侯ノ傑出物

鍋島閑叟は、鎮西諸侯中の傑出物也。閑叟の佐賀に於る一大革新は、恰も烈公の水戸に於るか如し。其軍政の改革に於て、文教の振作に於て、人才の登庸に於て、均田法の實施に於て、粗び相同じきもの有り。而して志氣の英邁なる、舉止の活潑なる、大勢に通ずるの眼識、實務に達せる才幹、稍や相肖たるものなきに非ず。

閑叟の述懐に曰く、

堂堂大路久爾機。天以蒼生付此身。腰下空插三尺劍。胸中別貯一團春。千年學術推元曉。萬古英雄見守仁。寒月寥寥小臥庭。焚香默坐養精神。秋風一陣動層簾。天外飛鴻木葉飛。五尺小身心膽滿。三分經界氣宇恢。東部諸官悉軟弱。四海鮮兒多俊才。自古英雄豈空老。洋四万里興章業。

抱負自ら許ス處有

其抱負自ら許す所あるを知るべし。其武備振張、軍艦製造に銳意なる、想ひ見るべし。

欲。巨。艦。海。外。未。能。大。拍。排。手。機。寒。一。夜。南。征。夢。仰。見。極。星。映。戰。袍。(鐵馬南極星圖)



其意を士氣の鼓舞激勵に致せるを知るべし。

○耶○中○士○氣○最○剛○雄○。○痴○覺○奮○然○戰○蓋○忠○。○請○看○南○年○培○養○力○。○海○東○應○識○我○家○風○。

其經濟實用の本領を窺ふに足るべきに非ずや。

大隈重信、彼を評して曰く「一言以て公の人物を評せば、公は豪傑にあらずして實に君子

なり。故に其政略は、寛大雍雅にして、圭角無く、能く人心を收攬せり。當時に於ては、

各藩到る處として、切腹禁錮、或は追放等の惨刑を施し、幾多の志士を誅罰せざるなき

も、佐賀藩に於ては、一人の斯の如き不幸に遭遇せしものなし。其蘭學を奨励し、有爲の

人物を鼓舞せるに至りては、特に感ずべきもの有り」と。又曰く「彼は、其少時に於て、

水戸を尊信せり。彼は、深く烈公の人と爲りを喜び、之が感化を受けしもの少なからず。

故を以て閑叟が、繼職の初年には、水戸の往復、至て頻繁にして、彼の側に侍したる吏員

學者等は、概ね皆水戸に在て、藤田等の教授を受けたる人物なり」と。又曰く「其少壯時

代に於ては、英氣駿發、光芒斗牛を衝き、激烈なる進取主義の人にして、其藩政を改革す

るに方ては、非常驚くべき處置を爲せしが、其中年に及ては、漸く其氣質を變化し、漸進

主義の人と爲れり」と。亦以て其人と爲り如何を知るべし。

閑叟、烈公の風采を想望し、一日公と營中に相遇ひ、參訪せんことを申し入れたるに、公

は快よく之を諾しければ、乃ち天保九年（戊戌）二月五日、特に駕を枉けて磯川邸に至り

ぬ。閑叟は、鎮西雄藩の威望を有し、識客を以て自ら負ふ人物にして。公は、親藩の隨一

たる明主たり。兩雄一堂に會し、談論、之を久うせしも、酒宴の設け無く、頓て晡時に及

びて、公、侍臣を呼び、午餐を命ず。其膳部は、淡羹鹿菜にして、酒有りど雖、鮮美の以

て口に適すべきものなかりき、已にして、閑叟、席を辭し、玄關に至れば、階下に駿馬有

り。鞍轡鮮明、人目を惹く。公、閑叟に謂て曰く「幸に佳賓の參訪を辱うしたりと雖、物の

以て供すべき無し。此馬は是れ余の馴養する所。今之を君に進む、請ふ他日騎乘して野外

に遊ばれんことを」と。是に於て閑叟始めて其用意の周到なるに驚嘆し、また尋常侯伯の

能く及ぶ所にあらざるを知り、一層欽慕の情を深うせりと云ふ。

閑叟、席上詩を賦し、「天下英雄幾屈指。平生知己獨逢君」の句を以て、之を公に呈せ

り。其肝膽自ら相映射する處あるを知るに足べし。

閑叟の、詩に曰く、



回。頭。上。體。粉。粉。背。以。毀。譽。附。白。雲。天。下。英。雄。掃。眉。指。平。生。知。已。獨。逢。君。林。間。風。數。鳥。聲。滑。欄。角。日。暗。梅。氣。滿。自。戒。宴。安。如。鴉。毒。從。來。治。國。要。勞。勳。

公之に和する詩に曰く。

鄧。鄧。高。唱。響。粉。粉。且。看。龍。蛇。滿。紙。雲。坐。上。供。具。非。北。海。國。中。主。宰。是。東。君。祖。宗。經。澤。千。年。遠。神。聖。雄。風。萬。古。滿。仁。政。須。從。經。界。始。安。民。事。業。好。相。勳。

又曰く、

人。情。世。態。本。紛。紜。轉。變。恰。如。過。眼。雲。欲。合。神。儒。弘。大。道。須。因。宗。室。報。明。君。既。瞻。旭。日。皇。州。曜。更。喜。南。風。廣。國。滿。長。觀。太。平。知。庶。事。車。符。唯。在。林。幸。勳。

東湖も亦席上其韻に和するの詩有りしと云ふ。然れども其詩傳はらず。其後、數日、幕府閑叟の心を邊防に留むるを賞し、馬鞍を賜ひぬ。東湖之を聞き、乃ち七言古風二十韻を得、之を侯に呈せり。題して『獻芹篇』と曰ふ、其詩の序に『區區之誠、敢竊備賢明之採擇』と有り。

獻芹篇

賢。侯。風。采。香。想。聞。忽。逢。命。駕。訪。我。君。我。君。虛。席。久。相。待。晤。言。唯。憾。斜。日。曛。時。維。二。月。初。五。夕。滿。城。佳。氣。正。氛。氳。春。風。到。處。歌。吹。湧。梅。外。柳。邊。醉。醺。醺。寧。知。後。樂。園。中。會。談。論。出。入。武。又。交。賦。詩。雖。非。鐵。石。腸。侍。宴。不。用。紅。羅。裙。君。不。見。朱。明。末。造。然。泄。泄。漏。舟。酣。歌。不。

知。處。憂。患。暗。自。內。外。釁。關。賊。滿。夷。共。紛。紛。五。嶽。四。瀆。聖。賢。域。一。瞬。空。付。犬。羊。群。請。看。細。戈。千。足。國。君。臣。大。義。天。地。分。寶。劍。明。鏡。威。靈。遠。率。士。毫。不。容。妖。氛。百。戰。騰。仰。天。日。嗣。四。夷。服。事。大。將。軍。雄。藩。自。古。鎮。西。海。海。外。曾。建。萬。里。勳。于。今。尙。任。膺。德。責。鯨。波。不。起。靜。邊。雲。龍。命。新。拜。馬。鞍。賜。也。知。撫。民。得。歡。欣。明。時。未。必。莫。憂。患。誰。憐。白。屋。獨。憤。憤。天。下。人。牧。知。多。少。警。戒。慎。勿。忘。儉。勤。儉。勤。終。始。能。如。一。經。綸。事。業。安。足。云。狂。愚。危。言。君。莫。咎。一。片。丹。心。代。獻。芹。

然れども、烈公及び東湖と、閑叟との關係は、天保弘化の間に止まり、嘉永癸丑以後、殊に安政以後の時代に於ては、閑叟、黨派の外に超立して、敢て烈公との結託を避けたる者の如し。是れ怪むを須ひず、蓋し閑叟は、時勢の暗潮如何を察し、如何なる變局を生ずるやも測るべからざるを視、泰然として動かさず、漁父の利を鵜蚌の争に占めんと計畫したれば也。

(註) 『井伊が水戸浪士ノ爲ニ、榎田ノ變ニ遣フヤ、閑叟ハ驚ケリ。佐賀藩ハ一層驚ケリ。浪士等ハ轉シテ閑叟ノ頭ヲ得ン。トテ企畫ストノ風説サヘアリケレバ、藩廳ニ於テハ、連ニ之ニ供フルノ用意ヲ爲シ、取り敢ヘズ、軍糧ヲ品川ニ廻ハシ、又公然兵ヲ出ス能ハザルノ法制ナルヲ以テ、私ニ武勇ノ士ヲ擧ビ、單ニ藩用ヲ帯フルモノ、如クニ爲セテ、實行發行、江戸ニ上ラシム。余(大隈重信)ハ、後日ニ至テ、其事情ヲ詳ニスルニ及ビ、



感化的影

閑叟が水戸に結托セザリシハ、結托スベカラザルノ理由アリテ存セシモノナルヲ知ルト雖トモ、當時ニ在テハ然ラズ。余等ノ同志、即チ佐賀藩ノ改革派ハ何レモ水戸ニ向テ左袒シタリ。彼等ハ、曾テ烈公ノ言行ヲ聞テ、其ノ人ト爲リテ慕ヒ、又親シク藤田會澤等ニ會シテ、其所説ヲ聽キ、頗ル胸中ニ感激シタルモノナリケレバ、此際ニ至テモ尚水戸ヲ喜ビ、幕府ヲ嫌ヒ、而シテ水戸ノ敵手タル井伊ヲ惡ムノ情深カリシナリ。然ルニ今ヲ藩主閑叟ハ幕府ヲ助ケテ水戸ニ抗スルノ傾向有リ。爲ニ水戸人士ノ憤怨ニ觸レシヲ聽キケレバ、是レ容易ナラザルノ事ナリト爲シ、人々奮テ自ラ江戸ニ赴キ、閑叟ノ心ヲ離ヘシテ水戸派タラシメ、勞々天下ノ爲スアラントナリシ、而シテ同志ノ類ニ諸所ニ奔走シテ江戸派遣ノ機ニ當ランヲ希望セシガ、左ナキダニ撰ハレ難キノ事情アルニ際シ、殊ニ今回ハ武勇ノ人ヲ要スルヲナレバ、余等書生ガ此目的ヲ達センコトハ、至難ナリシナリト「大隈伯昔日譚」ニ見ユ。

安政以後、烈公ト閑叟トノ關係、極メテ冷淡ナリシニモ拘ラズ、佐賀改革派ノ有志ガ、同情ヲ水戸ニ有セルコト此ノ如クナルニ據レバ、亦以テ東湖ノ感化的影響ノ尋常ナラザリシヲ想ヒ見ルベシ。

第廿

東湖と矢部

天保十二年(辛丑)東湖、事を以て江戸に抵り、一日、川路左衛門尉を訪ひ、談、當世の人物に及ぶ、川路曰く「君、矢部駿州を識るか」。東湖曰く「未だ知らず、其人如何」。川路曰く「智謀餘り有りて、決斷流るゝが如し、韓淮陰の流にあらざれば、則ち寇萊公の徒

韓淮陰寇萊公ノ流

白ツ食ヲ絶テテ憤

也』と。是に於て彼は川路に因て、矢部と相會し、爾後其交最とも密なるに至れり。』  
 矢部、初の名は彦五郎、定謙と更む、世祿五百石。壯年にして、番騎士と爲り、勁直を以て徒士頭と爲り、更に先手頭火付盜賊改兼務の職に任ぜられ、功を以て、堺奉行に超遷し、駿河守に任ぜらる。其堺浦在任中、一首の古歌を誦して、甲乙兄弟間に久しく結びて解けざりし難訴を氷釋せしめたる美談は、人の知る所。固より奉じて以て典型と爲すべからざるに似たりと雖、彼が、機變に通ずるの才畧如何を見るに足るものあり。矢部の令聞益々盛んにして、又墜りて大坂府の町奉行に任ぜられ、又嘉績有り。遷りて勘定奉行に轉じ、適々西丸城炎上し、文恭公、居を本城に移され、急に西城の土木を起して、新造に着手し、大小各藩に命じて、金を獻じ、補助せしめんとせらるゝ事有りしより、矢部、其不可を陳じ、聽かれず、廷争して上旨に忤ひ水野越州の意見と相合せざるを以て、罷められて西丸留守居閑散の職に就けり。居ると二年餘、天保十三年、庶政の革新に際し、町奉行筒井伊賀守、老年を以て、罷められければ、彼は再び擧げられて町奉行と爲りしが、猥小之を忌み、鳥居甲州の陥る所と爲り、終に連累を以て、籍を削られ、終身禁錮の大刑に處せられ、自ら食を絶ち、憤死するに至れり。是れ實に矢部在世の概略にして、其人と爲り如



死スルニ  
至レリ

何亦概見すべし。

東湖が、其隨筆に於て、矢部と會見したる模様を記せる中に左の一節有り。

「氣人を壓する勢なり。余、心に思ひけるは、矢部の不文不武、云はずとも知れたる事なり、文事ならば林大學、武藝ならば柳生但馬などこそ訪ふべけれ、矢部を訪ふは、元より其東材をさるなれば、いさゝか所以無き言を發すべからず。足下は、堺奉行より當行までの來歴、尙又當今万事一新の時、何を以て國に報するや、其あらまし聞まほし、と答へければ、矢部も欣然として談論如故、日暮に至りけり。」

又其一節に云ふ、

「矢部、余に謂て曰く、足下は川路三左衛門と親き由、川路又は岡本忠次郎などいへる者は、元來勘定所より出身せり、勘定所は人々才力を以て出身する場故、川路、岡本、いづれも其道立派なり。某は元來三百俵の御番士より斯まで立身したるは、才力にあらず、昔賄賂を以て致したる事にて大方の嘲りもあらんと思ふなりと語れる風情、さすがに所飾無し。且は英雄の氣象ありける故、彪答へけるは、いかに老兄と川路とは、出處同しからざる故、出身の相違もあるべし。賄賂を以て出身するは、元より譽べきにあらずと愛に一ツの説有り。全く自家の臆縮なし、富貴逸樂を希はんとて、賄賂を行ふもあり、又恬淡無爲にせば、終身無聞のみならず。上の爲に心力を盡すこともなし得ず。さらば、少く道を枉て當路に出で、國家の爲に、力を盡し、名をも後世にあげまほしきとて、自ら進て求る人もあるべし。此二人は路同うして志異なりと云べしと申ければ、矢部も欣然として悦びけり。此事川路が所謂小韓信小龍潭と云へるに的中せり。胯下の恥を忍びて、天下に大功を立んと思ふ心海察すべし。」

其互に心肝を披瀝する處、如何に兩人交情の親密なりしかを知るべく、亦其矢部の人物如

交情親密

何をも知るに足らん。

長身癯貌、眼光人を射る矢部と、色黒く眼巨に狀貌魁奇なる東湖とは、其人物、相同しからず。一方は、用意周密、才氣敏活、機智湧くが如く、裁決流るゝが如き事務的頭腦を有する循吏なれども、一方は謙客絶世、手腕縱横、經綸素裕、善く事跡に達せる政治家なり。而して矢部は當時烈公の爲に幕府に幹旋するの楔子と爲りしより彼と東湖の交際太だ密になりき。若し夫れ東湖が時務的、理財的に於て、矢部に負ふ所あるや、其隨筆に於る兩人の問答に徴して、之を知ることを得。

矢部が、鳥居の陥る所と爲りて獄中に憤死したるは、天保十三年の夏に在り。東湖の之を哭する詩に曰く、

眉目秀明神彩全。飛談雄辯執爭先。雖非廊廟棟梁器。豈讓都城方面權。空見亞夫縱理驗。難期安國死。灰然。祖宗倘有威靈在。不使冤魂淪九泉。

矢部の墓は桑名舊松平越前守菩提所に在りて其招魂碑は深心寺に在り、東湖が、矢部の爲に、一掬の涙を濺ぐもの、蓋し獨り其交情の爲めのみならずしなるべし。而して彼の豺骨狼心、許きて以て直と爲せる鳥居の爪牙は、其翌々年、矢部を哭せる東湖の身に及びぬ。







流石矢部

(註) 越前守執政中ノ時、天保ノ末、公(烈公)越前守へ仰ラレケルニハ、智歸國致シ、國政ヲ正シ度存スル間如何所在尋ルト有シニ、越州申上ケルハ、夫ハ誠ニ結縛ナル御事上ニモ被開召下候。御満足ニ思召候ベシ、私ヨリモ程克御執成申上候様可仕ト御答申ニヨリテ公ヨリ表向此段御願立ニナリシ所、早速御願濟ニテ御鞍轡御拜領御暇ナリシ處、其節ノ被仰出ニ、緩々國政向御世話可被成御沙汰有之候迄者御出府ニハ不及トイフ事アリケレバ、公大ニ御憤リニテ御發駕ノ節、近臣藤田虎之助ニ命セラレ、吾初メ越前守へ申聞タルトキ結縛ナル御事上ニモ御満足ニ可被思召ト申聞、此方ヨリ願ヒタル所、御沙汰有之迄出ニ不及トノ事ニ被仰出シハ、全ク此方任府政シ居テハ、權ヲ執ニ邪覽ニナル事故、長ク此方ナ國ニ差置、恣ニ權ヲ執ラントノ了簡故、此方ヲ欺キタルナリ。其方跡ニ殘リ、此方使トナリ、越前守ニ面會シ、此事ヲ申請メ、事宜ニ寄ラバ、其座ニテ刺スベシト有ケレバ、虎之助、御跡ニ留リ、度々水越ノ邸ニ行向ヒケレド、越州恐レテ事ニ託シ、終ニ違ハザレバ、流石ノ藤田モ股方ナク、某へ此事ヲ談シケルニ、某イヒケルハ、夫ハ藥違イト申物ニテイグラ參リタリトテ、遂答ナシ。當節誰モ御相談ニノリ候者ナキ時節ナレド、矢部驍河守ハ、志シアレバ、是レハ相談アルベシ。左スレバ、マダ致シ様モアラムトイヒシニヨリ、藤田、矢部ニ面會シテ此事ヲ談シケレバ、矢部大ニ悦ビ、君公ニハ格別御恩ヲ蒙リ候事ナレバ、簡様ノ時、御用立候事、願フ所ニ候間、兎モ角モ働可申トテ、引請ケレバ、藤田モ悦ビテ歸リケリ。是ヨリ矢部方ヲ盡シテ、周旋シケル事アリトゾ。此時、恐レテ誰一人、公ノ御爲ニ、周旋スル者ナカリシカト、流石、矢部ハ有名ノ人物故、斯ル時ニモ、確然トシテ一人引請タリ。然レトモ其子細ハ、極秘事故、不洩ナルベシト。右「見聞唱義録」ニ見ユ。

第二十一

東湖と伯民

幽谷ノ衣鉢ヲ傳ヘタル者

「忠純、誠懇、強學力行」とは、是れ東湖の會澤伯民を評せる語。伯民は、烈公の猶幼冲なりしとき、其侍讀を命せられ、啓沃最も多し。公、封を襲くに及びて、郡奉行と爲り、通事と爲り、調役と爲り、彰考館總裁と爲り、小姓頭と爲り、弘道館總教と爲る。公、駒籠に盤居するに及び、致仕し、「憩齋」と號す。而して其卒去は、文久三年に在り。伯民は、幽谷の高弟にして、幽谷の衣鉢を傳へたるものは、實に伯民也。幽谷、曾て伯民を評して曰く「伯民、年少也、行々兼人。銳氣殆不可抑。而今藹然成德器、甚哉學之不可以已也」と。水戸の實學は、伯民に由て傳へられ、また伯民に由て維持せられぬ。「忠純、誠懇、強學力行」の六字は、眞に伯民の本領を盡せる也。

「敬神尙武、尊王攘夷」は、伯民の大精神也。伯民が、敬神尙武、尊王攘夷の主義を説明したる「新論」は、文政八九年の著述にして、其天下に行はれたるは、二十年の後にありと雖、當時東湖は、此主義に應じ、烈公を奉して、一藩の大改革を斷行せり。天保の改革は、



革新派ノ長老

固より烈公の志に出で、東湖の手腕に成りしと雖、其典型を尋ね、其規模を定め、之を古今に質し、之を内外に照らし、以て其咨詢に應じたるの功に至ては、首として伯民を推さざるを得ず。伯民は、篤學精誦、正論議、實に改革派の領袖長老として、志士の重きを置く所。守舊黨の最も忌憚する所。而して東湖の罪を得て謫居するや、伯民も亦其職を免せられ、尋で囚室に盤居す。同囚九人、彼が詩に「幽囚九人來作輩。分據深閉室一隅」の句ある所以。また伯民が、囚室に就かんとし途上吟ずる所の詩に曰く、  
大池夜靜藤煙濤。經過柳塘難再逢。身在盤輿亦快矣。九天風息一輪高。  
また囚中の作に曰く、

六尺室添三尺淵。寢輿頓覺十尋寬。請看天下廣居者。夷險從來宅亦安。  
囚室初堅九尺、橫六尺、昨日改移新室為方九尺

胸襟風月 綽綽餘裕

其胸襟風月、綽綽餘裕ある處を知るべし。  
伯民また曾て歌て曰く、  
一室五洲計。百年千載憂。朱顏不可駐。天地何悠悠。  
周公不入夢。魯叟獨栖栖。寧知九万里。巨海驕鯤鯨。

眼ノ人々

北。闕。久。間。暇。未。懸。南。越。頭。皇。天。何。日。定。兵。氣。溢。神。州。  
山。嶽。猶。可。援。河。海。猶。可。塞。仁。人。懷。遠。圖。万。古。何。嘗。息。  
伯民は、手の人たるよりも、寧ろ眼の人たり。一室、五洲の計を盡し、百年、千載の憂を抱く、彼の彼たる所。其憂ふる處、遠く千載に在るを知るべし。

また曰く、  
遙思高閣裏。花鳥恐傷情。南地音塵絕。空聞北雁聲。

其至誠君を思ふの情、鬼神爲に泣く。  
また曰く、

皇天何日定。精血滿腔熱。長嘯向悲風。恐令山石裂。  
悲歌痛哭、字字是れ血。

讎人、已に東湖及び戸田今井諸士を陥る。乃ち其毒牙の以て伯民に咬み來るもの、固より偶然ならず。而して水戸は、闇黒と爲りぬ。

伯民の致仕するや、東湖、方に小梅の囚室に在り、之を聞き痛嘆措かず、詩を賦して之を伯民に贈る。其詩に曰く、

水戸ハ闇黒ト爲リ







# 藤田東湖

## 後篇

### 第一

#### 雪 冤

『最<sup>も</sup>暗<sup>黒</sup>たる日<sup>も</sup>、翌<sup>日</sup>まで待<sup>て</sup>ば、必<sup>ず</sup>過<sup>ぎ</sup>去<sup>ら</sup>ん』。(クッパ)妖雲毒霧の中に恨を  
含<sup>み</sup>たまひし烈公は、歳月を閲するに隨<sup>て</sup>、幕府の知る所と爲<sup>り</sup>、弘化元年十一月廿六日  
に<sup>至</sup>り、始<sup>め</sup>て謹<sup>慎</sup>を解<sup>か</sup>れぬ。而かも幕府の讒察甚た嚴にして、政治に容喙するを禁  
ぜられしが、嘉永二年(己酉)三月、幕府漸く三連枝(松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨  
守)の監理後見を罷め、公の藩政に預るとを允し、其八月、東湖の謹慎を解かれぬ。是よ  
り先に、弘化四年(丁未)除日、東湖、小梅の謫居より赦されて水戸に歸ることを得たりし  
も、猶命に依り、謹慎を表し居りしに、此に至りて全く自由の身とは爲りぬ。  
蓋し烈公の謹慎を解かれたるに就ては、國內に於る改革派、正論黨の運動、與りて力なき

謹慎ヲ解  
カル



にわらざりき。弘化元年十月、武田耕雲齋、老中水野越州（此時水野再び出づ）の官邸に、吉成南園、老中堀大和守の第に至りて、烈公の冤を訴へ、爲に護送せられて禁錮に遇ひしも、幕府は之が爲に公の冤罪たるを悟るに至りしと云ふ。武田、吉成に次で平民の志あるもの、江戸に登り、抗訴するもの、相踵き、平民黨の領袖、黒澤覺右衛門、同覺介、同覺藏（那珂郡石神村）金澤吉右衛門（那珂郡磯部村）後藤甚五衛門、後藤權五郎（久慈郡和久村）宮本茶村（尙一郎と稱す行方郡潮來村の人）等數十名、皆抗疏を以て禁錮せられたるが如き。同二年（乙巳）三月、桑原毅卿、（幾太郎と稱す）豊田天功、海保芳卿（帆平と稱す）齋藤久敬、（銀四郎と稱す）大胡資敬（聿藏と稱す）原忠愛、（熊之介と稱す）齋藤監物等、江戸に登り、烈公の藩政に與らんとを建言したるか爲めに謹慎を命ぜられたるか如き。又同三年（丙午）三月、公族松平由之介（那珂郡長倉村を領す）江戸に登り、紀伊公の邸に至り、公の冤罪を訴へたるを以て、家祿の半を削り隠居を命ぜられ、隨行の臣、山崎幾之進、小野田權之介等以上の幽囚に處せられたるか如き、一は以て幕府を刺激し、一は以て水戸小人の膽を奮ふに足るものありき。而して國中士民の江戸に登り、或は紀州公、或は水戸御連枝、或は老中の第に至り、公の冤を訴ふるもの益す多く、幕府も亦之が

鎮靜に困却せる程なりき。已にして、江戸に在ては、板橋源介、水戸に在ては、石河幹忠、高橋柚門（通稱は多一郎、名は愛諸）茅根寒緑（通稱は伊豫介字は伯陽）鮎澤伊太夫、野村彝之介（後鼎實と改む）荻清右衛門、原田入兵衛等、幸にして刑網を免れ、屢は江戸に潜行し、紀州公の藩邸に詣て之を訴へ、幕府正論の士と結ぶ所ありしか如き。又櫻真金（任藏と稱す）勝野豊作の如きも、亦其間に奔走し、又紀州の家臣山中筑後守、酒井主水、遠藤勝介、阿部の家臣石川和介等、義に感じて力を盡し、就中、紀州公も亦公の冤枉に苦みつつあるを知り、將軍に謁して親しく之か事情を説明せられければ、水戸の事情漸く幕府に知れ渡り、終に青天白日を見るに至りぬ。初め公の、謹慎を解かるゝや、結城朝道、其罪惡の暴露せんとを懼れ、高松侯の藩邸に至り、之に告て曰く「烈公は眞に罪狀有り、決して赦すべからず、戸田藤田は、國家の罪人なり、宜しく死刑に處すべし」と。侯之を信じ、悉く國中忠義の士を罰せんとせり。執政大場彌右衛門、參政白井織部、之を聞き、江戸駒籠邸に至り、結城の罪惡を建言し、其職を奪ひ、之を水戸に下せしが、侯は却て結城の説を信じ、鈴木石見守、太田丹波守の如き結黨の人物を擧て執政と爲し、尾羽平藏、谷田部雲八を以て奥右筆と爲し、其他多く守舊



時事益ス  
非ナリ

虚儀最ト  
モ烈

派の小人を用ひ、弘化二年には、會澤伯民以下館閣正義の士を蹴け、更に友部八五郎（正介の二子）高倉平三郎等を以て教官と爲し、時事益す非なりけり。此時、阿部勢州は、水戸正論黨の動搖を恐れ、中山備州をして、國人を鎮撫せしむ。而して中山の水戸に下るや、正論黨の壯士數十人、其門を叩き、各意見を陳しつゝ、言語或は過激に涉りしと云ふ。此時、奥津藏人（名は眞恭）執政として獨り威權を擅にし、尾羽、谷田部之に附し、虚儀最も烈を極む。稱して三森と曰ふ。三人相謀りて、武田、吉成を死地に陥れ、桑原以下の抗疏者を嚴罰に處せんとす。壯士之を聞き、渠の未だ事を發せざるに先ちて、之を刺さんとし、議論頻りなりしが、適き山野邊兵庫頭、助川より來り、正義を唱へたるより、桑原以下の處分は、寛典に出で、事止むを得たり。結城之を喜ばず、其黨、平尾右近、友部八五郎等と妄説を捏造し、尾羽、谷田部等と共に姦計を運らし、藤田晴軒、岡崎南軒等、また之と相應援し、番頭十餘名を煽動して中山の第に至らしめ、武田、吉成に割腹を命じ、桑原等を重科に處せんと主張せしかば、中山、乃ち桑原等の家祿を削りて、屏居を命じ、其外壯士數十名、盡く謹慎を命じ、又家老山野邊、若年寄の白井織部、近藤次郎左衛門、徒頭杉浦蓋次郎を始め、正論黨の士、徃徃罷免、外轉、若くは放逐せらるゝもの多かりき。

當時烈公が、書を阿部に與へて、俗論黨の處分を斷せられんとを乞へるあり。其書の概要左の如し。

「追々申候通り、三連枝は役人共の申候のみ實と存し、毎々有之病恨等の譯は一切存し不申候へば、役方に正論有志の者無之候ては不相成事に有之候。連枝井に家老共の姦曲のみ御聞被成候て、之を實と御存し被成候ては、土井の天狗打を連候様なる事出来可申候。又姦物共作風聞を色々出し申候へば、餉費菓子賣の風聞は御當に相成不申拙者、權被仰付、戸田銀次郎、藤田虎之介等常々拙國の爲を存し幕府へ忠勤致候様拙者へ時々申聞有之、有志さへ時とては如只今被仰出候へば、姦物を御厭にも及び不申候へに御決断にて別紙の如く被仰付候様に存候。

蟄居五年	家老	鈴木石見守	蟄居五年	家老	太田丹波守
蟄居五年	家老	奥津藏人	蟄居一代	無役家老席	結城寅壽
蟄居五年	寺社奉行	岡部忠平	蟄居五年	側用人	内藤藤一郎
蟄居三年	側用人	遠山龍介	蟄居五年	目付	中村彦兵衛
蟄居五年	目付	岡本友之介	蟄居三年	目付	中澤文右衛門
蟄居十年	奥右筆	尾羽平藏	蟄居十年	奥右筆	谷田部雲八
蟄居十年	大番組	大嶽大八	蟄居十年	奥右筆	藤田晴軒
蟄居十年	大番組	岡崎南軒	蟄居十年	奥右筆	駒込大乗寺
蟄居十年	大番組	岡崎南軒	蟄居十年	奥右筆	駒込大乗寺

前文の内も立申候病恨は藤田晴軒、結城寅壽（學派に付てなり）岡崎南軒、大嶽大八（是は私曲にての義なり）なり。雲八、平藏は、晴軒、寅壽、大八等の申付を取候て、石見守初を脱付申候處、石見守初奥右筆兩人の申所を信用致し、不平の扱等追々有之候。晴軒、寅壽は、隱居に候へ共、此節所々會合致し、此者は源文代の比より、番頭を勤